

東京都写真美術館

令和3～8年度
指定管理者

提案書類（事業計画書）

団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地 墨田区横網1-4-1

代表者名 日枝 久

本提案書類は、指定管理者選定要項に基づき令和2年6月時点で計画されたものであります。今後東京都の施策や社会情勢の変化を踏まえ、都と綿密に協議し、提案内容を適宜見直しながら、年度の事業計画を立案してまいります。

目次

課題 1	〔前期指定期間（平成 29 年度～令和 2 年度）の総括〕	1
課題 2	〔管理運営の基本方針〕	6
1	管理運営の基本方針と達成目標について	6
	（1）基本方針と達成目標	6
	（2）館の機能の総合的な発揮	10
	（3）『『未来の東京』戦略ビジョン』の実現に向けた取組	12
2	国内外の施設等との連携の取組（ネットワーク化の推進）について	17
課題 3	〔事業に関する業務〕	19
1	作品・資料の収集について	19
2	作品・資料の分類整理、記録及び保管等について	21
3	資料等に関する情報提供について	26
	（1）情報システム等による情報の提供	26
	（2）プリントスタディールームの運営	27
	（3）図書室の運営	28
4	調査研究について	30
	（1）調査研究の方針と体制	30
	（2）保存科学研究の方針と体制	31
	（3）調査研究成果の還元	32
5	展覧会について	33
	（1）魅力的な展覧会の実施に向けた方針	33
	（2）展覧会の実施体制	35
	（3）令和3年度・令和4年度の実施計画	36
	（4）展覧会の料金設定	40
6	教育普及活動について	41
	（1）教育普及活動の方針と体系	41
	（2）令和3年度の実施計画	43
7	その他の事業について	44
8	人材の育成について	45

9 館の事業を支える仕組みについて	46
(1) 広報の充実	46
(2) 来館を促進する取組	49
(3) 人々の自発的な活動との連携・協力	50
(4) 外部意見等の活用	51
(5) ニーズの把握と対応	53
(6) 外部資金の導入等による事業の充実	54
課題4 〔館の運営に関する業務〕	55
1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について	55
2 施設及び附帯設備の貸出しについて	57
3 館内サービスについて	58
(1) 来館者への基本的なサービス	58
(2) ミュージアムショップ及びカフェ等の運営	60
(3) 館内ホスピタリティ等の充実	61
課題5 〔組織及び人材〕	62
1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について	62
2 明確な責任体制の構築について	64
3 専門的職員等の配置について	65
4 人材育成の取組について	66
課題6 〔館の管理その他に関する業務〕	67
1 館の管理について	67
(1) 施設等の管理業務	67
(2) 危機管理体制の整備	85
2 地域等との連携の取組について	89
課題7 〔自由提案〕	90

提案課題1 [前期指定期間(平成29年度～令和2年度)の総括]

東京都写真美術館は、写真・映像を専門とする総合美術館として、質の高い展覧会をはじめ教育普及事業やコレクションの充実を推進するとともに、これらを支える専門的な調査研究を進めてまいりました。また、館の魅力をより一層高めるため、都からの受託収入に加え、自主財源の確保にも努めてまいりました。

前期指定期間は、平成28年9月まで約2年間続いた改修工事を経てオープンし、直後の平成29年度を始期とする期間であり、リニューアルした施設とともに、魅力的な事業を展開し、工事期間中、来館できなかったお客様に、存分に写真と映像芸術を堪能していただけるよう努めました。

1. 前期指定管理期間の主な取組と成果

前期指定管理期間においては、これまで積み重ねた実績を引き継ぐとともに、平成28年9月にリニューアルした施設により、さらに魅力的な事業を展開致しました。

(1) 質の高い展覧会の実施

館の3つの展示室をフルに活用し、様々なジャンルを織り交ぜ、年間約20本の展覧会を開催してまいりました。国際性や話題性の高い展覧会に加え、珠玉の収蔵コレクションを独自の切り口で紹介する収蔵展、写真技術の歴史を辿る初期写真展シリーズなどを実施し、多くの都民に写真・映像の魅力を紹介致しました。

とりわけ、以下の展覧会が注目されました。

《主な展覧会内容》

展覧会名	開催年度	実績
荒木経惟展	平成29年度	作家のテーマである「私写真」を1971年から現代までの作品で紹介 観覧者数が4万人超を記録
建築×写真展	平成29年度	従来の建築写真とは異なる作家性の高さが評価 出品作家の原直久が日本写真芸術学会賞、日本写真協会功労賞を受賞
杉浦邦恵展	平成30年度	ニューヨークを拠点に実験的な活躍を展開する作家の凱旋個展 美術評論家連盟「私のこの3展」に選出
志賀理恵子展	平成30年度	自然と人類の営みをテーマに、注目を集める作家の新作個展 東川賞国内写真賞を受賞
嶋田 忠展	平成31年度	日本を代表するネイチャー・フォトグラファーの創作活動を紹介 ライカ・オスカー・アワードにノミネート
山沢栄子展	平成31年度	女性写真家の草分である山沢栄子の実験的な造形表現を紹介 パリフォトカタログ部門にノミネート

(2) 作家の登竜門「日本の新進作家展」の実施

「日本の新進作家展」は、将来性のある作家を発掘し、写真・映像表現の可能性に挑戦する新たな創造活動を支援することを目的としています。選抜した作家作品を本展で紹介することにより今後の活動の足掛かりとするとともに、その後の顕著な活動実績により個展開催の道を用意するなど、作家育成プログラムとしても機能しています。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題1 〔前期指定期間(平成29年度～令和2年度)の総括〕

《本展出品作家の活動等》

年度	その後の主な受賞、展覧会など
平成29(2017)年	西野壮平がブリピクテ国際写真賞最終候補となる
	山城知佳子がAsian Art Award2017大賞を受賞、映像展(個展)開催予定(2021)
	尾中浩二が奈良市写真美術館で個展開催
平成30(2018)年	ミヤギフトシが木村伊兵衛写真賞にノミネート
	吉野絵里香が東川賞新人賞を受賞
平成31(2019)年	野村恵子が林忠彦賞を受賞
	片山真理が東川賞新人賞を受賞、木村伊兵衛写真賞にノミネート
	中野正貴が誘致展で個展を開催
	志賀理江子が当館個展を開催、東川賞国内写真賞を受賞
	蜷川実花が「虚構と現実の間に」展で全国を巡回(読売新聞社主催)
	齋藤陽道が木村伊兵衛写真賞にノミネート
令和2(2020)年	澤田知子が収蔵展で個展を開催

(3) 多様な映像表現を紹介する「恵比寿映像祭」の定着

「恵比寿映像祭」は、映像芸術の魅力やその可能性を国内外の先鋭的な表現を含め、ジャンル横断的に一堂に会する映像フェスティバルです。

平成20年度から開始し、毎年新たな映像との出会いの場を提供し定着してまいりました。海外作家に加え、活躍著しい国内作家を登用することにより、国際フェスティバルの機能の一つである「世界に進出する跳躍台」としての役割も果たしています。

《登用作家の活動等》

年度	その後の主な受賞、展覧会など
平成29(2017)年	瀬田なつき(平成26年度登用)が第27回映画祭最優秀新進監督賞(『PARKS パークス』)(2017)ほか
	佐々木有美+ドリタ(平成27年度登用)がアルス・エレクトロニカ デジタルミュージック&サウンドアートHonorary Mentions受賞(2017)
	中谷芙二子(平成27年度登用)がフランス芸術文化勲章コマンドゥール受勲(2017)ほか
平成30(2018)年	濱口竜介(平成23年度登用)が第71回カンヌ国際映画祭(2018)コンペティション部門正式出品『寝ても覚めても』
	荒木悠(平成29年度登用)がロッテルダム国際映画祭短編部門タイガーアワード受賞(2018共同監督)
	中谷芙二子(平成27年度登用)が高松宮殿下記念世界文化賞(2018)
平成31(2019)年	高谷史郎(平成21年度)が第12回恵比寿映像祭新作制作委嘱(2019)
	エキソニモ(平成23年度登用)があいちトリエンナーレ2019出品、第12回恵比寿映像祭出品(2019)
	下道基行(平成25年度登用)が第58回 ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展日本館展示出品(2019)
	古舘健(平成27年度登用)が第22回文化庁メディア芸術祭アート部門大賞(2019、日本人初)
	永田康祐(平成29年度登用)があいちトリエンナーレ2019出品
	小田香(平成31年度登用)が『セノーテ』により第1回大島渚賞を受賞(2020)
	三宅唱(平成28年度登用)がベルリン国際映画祭(2019)ほか国内外映画祭
	笹本晃(平成28年度登用)がジョン・サイモン・グッゲンハイム財団「グッゲンハイム・フェロースhip」ファインアート部門グラント受賞(2019)
令和2(2020)年	フィオナ・タン(平成28年度登用)が当館「イメージの洞窟」展出品(2019)、個展開催(2014)
	エキソニモ(平成23年度登用)が当館映像展(個展)出品予定(2020)

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題1〔前期指定期間(平成29年度～令和2年度)の総括〕

(4) 教育普及事業の実績と社会課題へのアプローチ

体験型の教育普及プログラムを通じ、より一層の写真・映像美術への親しみや理解深化を推進しました。

事業名	実施回数	参加人数	実施内容
スクールプログラム	132回	3,392人	鑑賞・暗室・手作りアニメーションの体験
パブリックプログラム	89回	1,391人	鑑賞・制作技術の体験

また、障害者への配慮をはじめ、社会課題に対する取組を進めています。

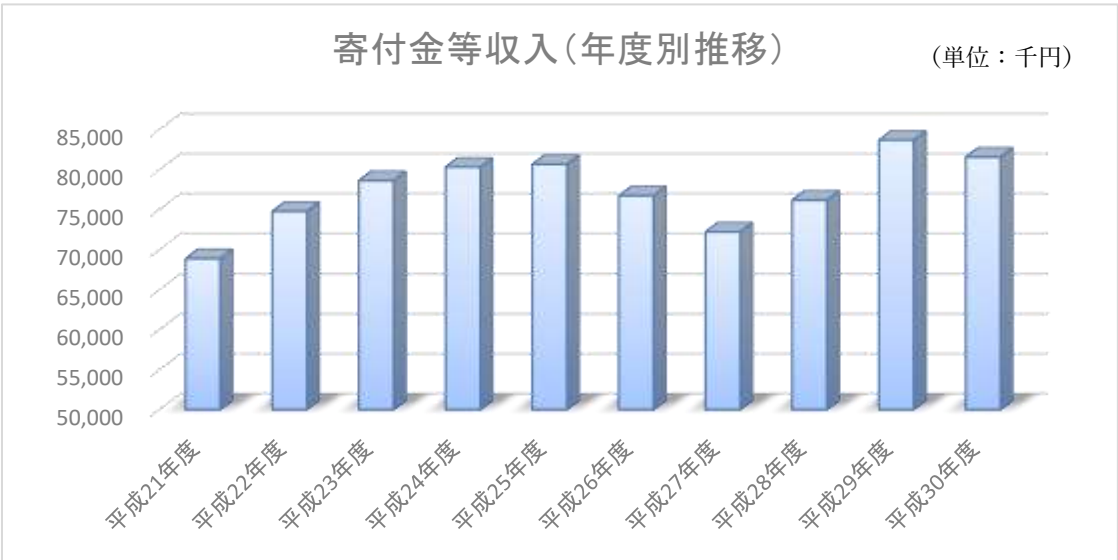
視覚障害者をつくる美術鑑賞ワークショップ（16回 109人）	
	視覚障害者と健常者が同じ空間で展覧会の鑑賞を行うことにより、美術への理解とともに相互理解を促進
手話付きギャラリートーク（21回 100人）	
	聴覚障害者も参加できるよう、展覧会ギャラリートークを手話付きで開催
色と形と言葉のゲームの開発	
	鑑賞のウォーミングアップとして、色と形と言葉のそれぞれのカードを用いて、各参加者の感じ方の違いの認識と多様性理解を促進するゲーム

(5) 自主財源の確保

写真美術館の魅力向上に賛同する「支援会員企業」のご支援をいただき、展覧会や収蔵品購入に要する費用の一部に充てております。

支援会員企業には、毎年総会を開催し報告を行うとともに、ご意見やご提案をいただくことで、事業のブラッシュアップを図っております。

《支援会員企業からの寄付金等の推移》



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題1 [前期指定期間(平成29年度～令和2年度)の総括]

2. リニューアルオープンと観覧者数の増加対策

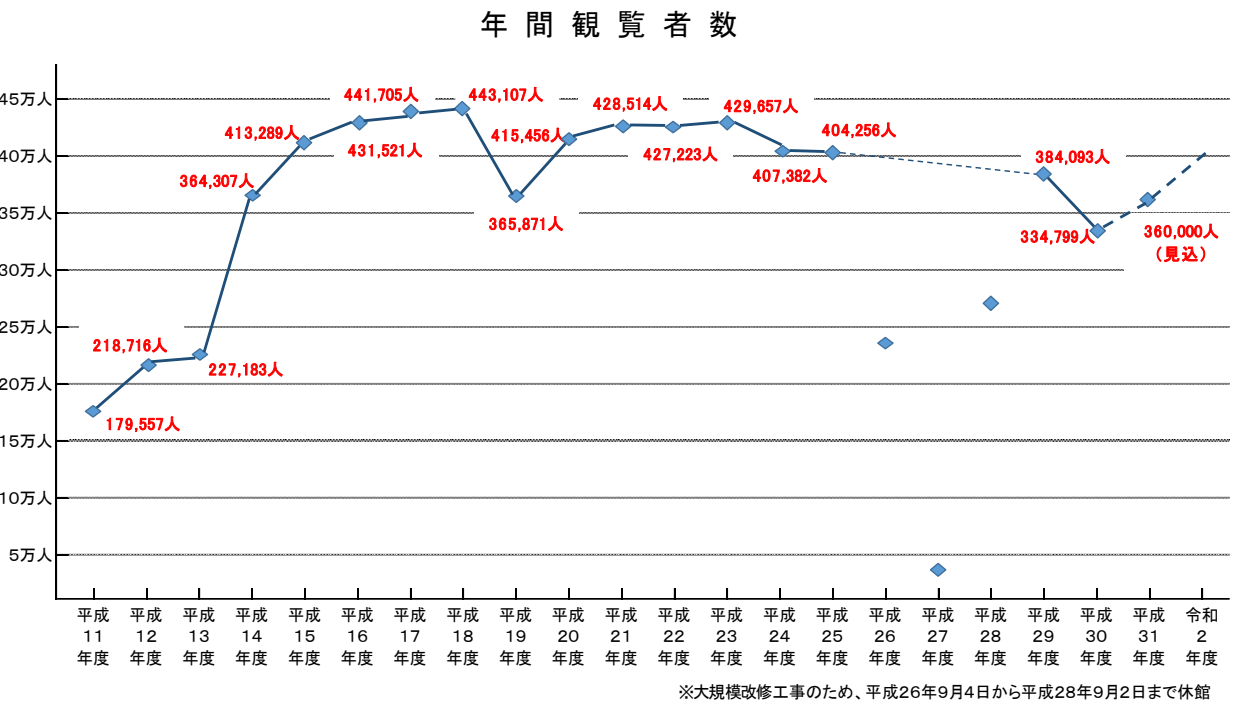
平成28年9月のリニューアルオープン後、工事期間中、来館できなかったお客様に、存分に写真と映像芸術を堪能していただけるよう努めました。

しかしながら、平成29年度の観覧者数はリニューアル前とほぼ同水準を維持致しましたが、平成30年度以降におきましては、観覧者数の伸び悩みに苦慮しております。

このため平成31年度においては、目玉となる企画展への広報を重点的に実施するとともに、ギャラリートークなど集客が期待できるイベントを増加して対応するなど、緊急対策を講じました。また、SNSによるインフルエンサーの活用を試行的に実施するとともに、来館された方の満足度を高めリピートしていただくよう、難しい作品表現の理解の手掛かりや学芸員なりの解釈を付すなど、キャプションやガイドの工夫に取り組みしました。

この結果、観客者数に一定の回復の兆しが見えてきております。引き続き、高い質を確保しつつ、多くの方に来館していただけるよう、精力的に取組を進めてまいります。

《年間観覧者数の推移》



3. 今後の見通し

国内唯一の写真・映像の専門美術館として、引き続き、質の高い展覧会をはじめ教育普及事業やコレクションの充実を推進するとともに、これらを支える専門的な調査研究を進めてまいります。

一方、観覧者数の確保については、広報の強化などの短期的な取組に加え、マーケットリサーチを実施し、ターゲット層の明確化を図るとともに、来館に繋げていくための方策を検討し、中長期的な取組を講じてまいります。

(1) 展覧会について

年間を通じた観覧数の推計を再度実施し、目玉企画やジャンルバランスの考慮など、展覧会ラインナップの必要な見直しを図り、引き続き質と満足度の高い展覧会を実施するとともに、観覧者数の確保にも対応していきます。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題1 [前期指定期間(平成29年度～令和2年度)の総括]

(2) 新進作家の発掘支援について

新進作家の育成機能のある「日本の新進作家展」や「恵比寿映像祭」の内容を充実しつつ継続実施し、発掘・創作活動支援・凱旋個展・講師招聘といった人材育成サイクルを回していきます。

(3) 教育普及事業について

障害者や子供、高齢者など誰もが美術に親しみ楽しめるよう、社会課題へのアプローチを進めるとともに、美術を通じて多様性の理解促進を図ります。

(4) 自主財源の確保について

新型コロナウイルス感染症の拡大など今後の景気動向が注目される中、引き続き、会員企業のご賛同をいただけるよう、写真・映像文化の振興や写真美術館の魅力向上を図り、訴求活動に努めます。また社会課題でもある企業メセナ活動の実例として、その維持継承のため、貢献してまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について (1)基本方針と達成目標

東京都写真美術館は、以下の基本方針に基づき、写真及び映像芸術を通じて文化の振興に貢献してまいります。

1. 基本方針

(1) 基本的考え方

東京都写真美術館は、日本で唯一の写真と映像を専門とする総合美術館として、写真・映像に関する文化の振興に寄与するため、平成7年1月に恵比寿ガーデンプレイスに開館致しました。

以降、当財団は、世界にも数少ない写真・映像の総合美術館の運営を担う団体として、「写真・映像とは何か」という根本的な問いに答える展覧会プログラムを組み立て、記録としての写真・映像や、芸術としての写真・映像、報道としての写真・映像など、写真・映像が持つ多様な性格や表現により、如何に人々に豊かさや潤いを与えていけるかを追求してまいりました。

今後も、写真と映像のセンター的役割を担う美術館として「存在感」を高めていくことを基本コンセプトに、ホスピタリティーの高い館運営を行ってまいります。

以下は、基本コンセプトを支える5つの美術館像と、当財団として取り組む重点目標であり、写真美術館はこれらを実現するため、質の高い展覧会はもとより、専門性に裏打ちされた多様な事業を展開することにより、東京の代表的文化施設の一つとして貢献し、その存在感を国内外に示してまいります。

〈基本コンセプト〉

**我が国唯一の写真・映像の総合美術館として、
センター的役割を担う「存在感のある美術館」を目指します。**

〈5つの美術館像〉

- ① 質の高い写真・映像文化と出会う美術館
- ② 写真・映像文化の新たな創造を支援する美術館
- ③ 過去から現在に至る写真・映像文化を未来に継承する美術館
- ④ 写真・映像文化の拠点として貢献する美術館
- ⑤ 開かれた美術館

〈財団重点目標〉

- ① AI、ICTなどの最先端技術の活用により、江戸東京の文化資源を世界に発信
- ② 参加体験の間口を広げ、芸術文化を身近にし、より深く、主体的に関わる仕組みをつくる
- ③ 高齢化や共生社会などの社会課題の解決に貢献する「クリエイティブ・ウェル・プロジェクト」に取り組む

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題2【管理運営の基本方針】 1 管理運営の基本方針と達成目標について

(1)基本方針と達成目標

2. 達成目標

館の運営に当たっては、館の基本コンセプトである「存在感のある美術館」とこれを支える5つの美術館像を目指すとともに、財団総体で取り組む3つの重点目標を達成するため、以下の目標を設定し、毎年、進捗状況を管理しながら事業を進めてまいります。

とりわけ、写真・映像に係る技術の進展や、それに伴う社会生活や価値観の変化、新たな表現など、時代の動向を具に捉えながら事業展開に努めます。また、国内外に写真・映像の館の存在感を示すため、写真・映像を専門とする総合美術館としてこれまで培った専門性を発揮し、質を重視した展覧会を実施するとともに、保有する国内外の美術館や国際交流基金等のネットワークを活かした共同企画、SNS等の効果的な情報ツールを積極的に活用した戦略的広報を推進してまいります。

目標1

質の高さに磨きをかけた展覧会の開催

国際動向や社会との関連等を踏まえた専門的調査研究に基づき、収蔵コレクションの有効活用を図りながら、質が高く、来館者それぞれが満足いただける展覧会を開催致します。

目標2

将来性のある作家の発掘と創造活動の支援

新進作家に対する作品発表の提供により、登竜門や跳躍台の役割を果たすとともに、作品鑑賞による刺激体験を通じて、作家や鑑賞者の文化創造活動を促進してまいります。

目標3

写真・映像文化の礎となる収蔵コレクションの充実・発信 ★財団重点目標 1 最先端技術を活用した発信

貴重な作品を的確に収集・保存するとともに、展覧会を通じて、文化の担い手である子供や若者に届くよう、積極的に発信いたします。また、ICTなど最先端技術を積極的に活用し、当館コレクションに加え、江戸東京博物館、現代美術館のコレクションを併せた「東京都コレクション」を国内外に発信してまいります。

【評価指標の例】

- ・ デジタルアーカイブのアクセス件数

目標4

国内外の写真・映像に関する美術館等との連携

蓄積した国内外のネットワークをより一層強固にしていくとともに、保有する収蔵コレクションや高い専門性を活用して、事業連携を促進するなど、国内の写真・映像文化の振興に貢献してまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について
(1) 基本方針と達成目標

2. 達成目標

目標5

障害者や子供など多様な来館者に対応した事業の推進

★財団重点目標 2 間口を広げ、主体的に関わる仕組みづくり

★財団重点目標 3 「クリエイティブ・ウェル・プロジェクト」に取り組む

障害者や子供、高齢者、さらには子育て世代 などにも対応した鑑賞の機会や参加体験型事業等を、地域のボランティアやNPO、教育機関等と連携しながら事業展開することにより、社会課題の解決に貢献するとともに、芸術文化の支え手の裾野を広げてまいります。

【評価指標の例】

目標2・・・ワークショップ実施件数、参加人数、参加者満足度、ボランティア活動参人数

目標3・・・地域福祉事業(子供食堂、老人ホーム等)との連携件数、NPO・教育機関等との連携件数

目標6

基幹的事业である展示事業等の観覧者数の向上

展示事業は、作品収集・保存、調査研究、教育普及事業など、館の活動総体が収斂された美術館の基幹的事业であり、都民の期待が最も高い事業です。

また当館ならではの施設として美術館内の上映ホールを有しており、希少性が高く芸術的な名画の上映事業を実施しております。

基幹的事业であり主要施設を活用した、展示事業及び上映事業の年間観覧者数を数値目標とし、この達成に向けて取組を推進してまいります。

【評価指標の例】 年間観覧者 基準値 380,000人

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について

(1) 基本方針と達成目標

3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応を踏まえた運営

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休館していた東京都写真美術館は、国の緊急事態宣言が解除され、東京都が策定した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップ1に移行したことを踏まえ、令和2年6月2日(火)から開館しました。開館にあたっては、関連のガイドラインも踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要な対策を講じております。

緊急事態宣言の発令による休館はこれまで施設の管理運営を担ってきた財団にとっても初めての経験であり、外出自粛や活動自粛により行動が制限されている中で文化施設が果たすべき役割として、事業計画書の「総合調整・共通事項」においてオンラインプログラムの編成やデジタルアーカイブの拡充を提案しています。

「新しい生活様式」に則った再開は財団にとって未曾有の取組であり、暗中模索の中での開館となっています。再開までの取組、また再開後の様々な取組を『「新しい日常」を踏まえた都立文化施設の運営のあり方』として、以下に示します。

(1) 再開にあたっての取組

公益財団法人日本博物館協会、公益財団法人全国公立文化施設協会、全国興行生活衛生同業組合、公益財団法人日本図書館協会のガイドラインを踏まえ、職務従事者及び入館者の検温・マスクの着用・手指の消毒等を徹底するとともに、観覧中や待列においてソーシャルディスタンスを確保するなど、館内における安全管理を励行します。

〈感染対策の例〉

- 3密の回避とソーシャルディスタンスを確保するため、展示室の入場制限やホールでは座席を前後左右を1席空けて鑑賞するなどの対策を講じます。また、図書室の予約制やエレベーターの定員を制限するなどあらゆる対応策を実施します。
- 来館者や従事者が頻繁に触れる箇所やホールの座席等を適宜消毒し、安全で衛生的な施設管理を行います。

(2) 課題及び解決策

〈館運営の変更による収入減〉

- コロナ禍に伴う人々の行動の変化に加え、夜間開館の休止により観覧者数が減少します。
 - ▶安全で衛生的な施設管理を周知するとともに、これまでの夜間利用者が休日に来館することを促進するため、SNSを活用し魅力的な情報などをコンスタントに配信します。
- 上映ホールの座席数が半減することで、映画事業での収入確保が困難になることが危惧されます。
 - ▶座席間隔を空けたことで『ゆったりとした座席スペースでの快適な鑑賞環境』を積極的にPRしていきます。

〈渡航制限に伴う海外調査・研究の見直し〉

- 海外への渡航が制限されることにより、従来どおりの研修受講や作品調査などが困難になります。
 - ▶学芸員の専門性の維持向上を図るため、海外教育研究機関のオンラインコースの受講を推進します。

(3) コロナ対応を踏まえた施設運営

〈新たな事業の例〉

- 通信環境等のインフラ整備を確保することにより、館が所蔵するコレクションの一部をオンライン上で公開します。
- 展覧会の会場風景、学芸員による作品解説、ワークショップのデモンストレーションなどを動画配信し、写真や映像の芸術文化を楽しめる環境を整備します。
- 恵比寿映像祭では、接触型の作品に代わり、来場者が所有するスマホ等を活用したAR(拡張現実)作品や鑑賞補助コンテンツを取り入れ、安全で衛生的な鑑賞の提供します。

〈アーティスト活用の例〉

- 恵比寿映像祭で、アーティスト自身が解説するレファレンスサービスを行うとともに、インタビュー映像を配信します。また、オリジナル広報動画や鑑賞補助コンテンツの制作をアーティストに委嘱し、オンラインで公開して作品理解を深めます。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について

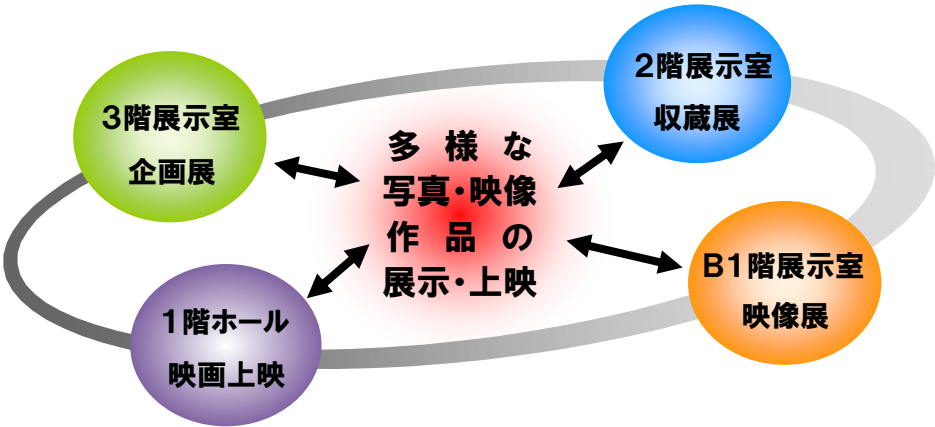
(2) 館の機能の総合的な発揮

1. 館の機能の総合的な発揮

「ミュージアム・コンプレックス」の考え方にに基づき、複合的な施設機能を多様な事業で活用・交差させることにより、総合的な魅力を発揮し、来館者の満足度を高めてまいります。

(1) ミュージアム・コンプレックスの実現

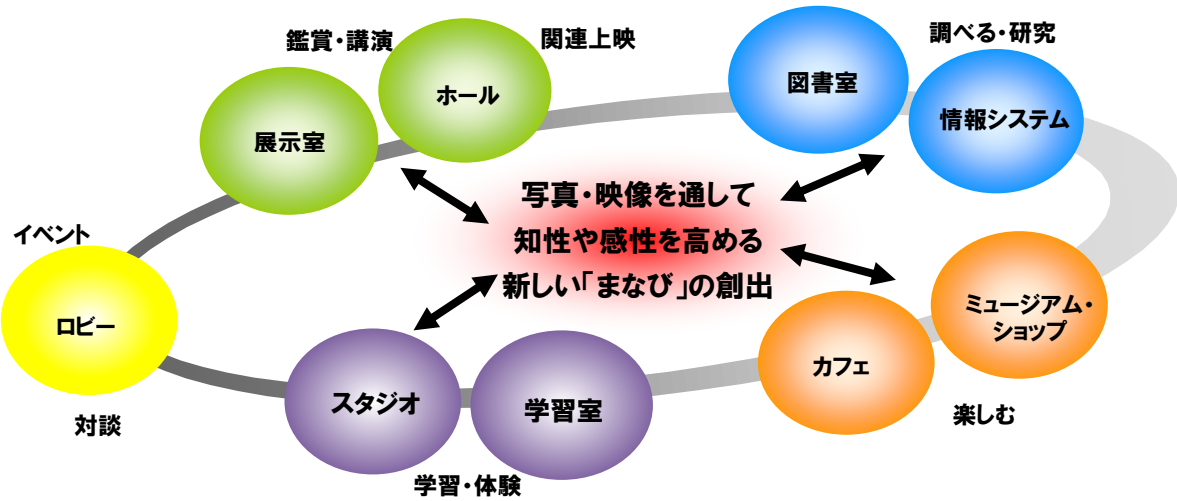
ミュージアム・コンプレックスとは、シネマ・コンプレックスから発想を得た考え方で、当財団は、多様なジャンルをもつ写真や映像芸術において、来館者の嗜好にいずれか一つは応えられる展覧会を提供できるよう、施設がもつ3つの展示室や1階上映ホール等をフルに活用し、様々な展覧会等の開催を目指しています。



(2) 施設機能の相乗効果による新たな「まなび」の空間の創出

3つの展示室やホールに加え、写真・映像に関する図書資料を取り揃えた図書室や、体験型ワークショップ等を実施するスタジオ、展覧会カタログや関連グッズを販売するショップ、カフェでのひと時など、新たな「まなび」の空間を創出致します。

また、施設の複合機能を活用し、展覧会と図書室、ホール、ショップなどを展覧会のテーマに沿って連動させてまいります。例えば、展覧会と連動したテーマで図書資料を充実させるとともに、作家のドキュメンタリー映画の上映、加えて作品に関連した関連グッズをショップで販売するなど、展覧会に紐づく構成で事業を展開してまいります。



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について (2) 館の機能の総合的な発揮

(3) 館の施設設備の基本機能

1. 「鑑賞する」ためのスペース

1階ホール、2階展示室、3階展示室、地下1階展示室及びこれらの附帯施設を活用し、来館者が展覧会や映画を堪能できるスペースを確保します。なお、これ以外にも、2階及び3階のロビーを活用し、随時、展覧会に関連するイベントを行うなど、一体的に活用してまいります。

2. 「学ぶ」ためのスペース

4階図書室では、約10万9千点に及ぶ図書・資料を備え、写真・映像に関心を深めるためのスペースを提供してまいります。なおその他、3階、図書室内に、資料検索システム端末を設置し、来館者の調査研究需要に対応します。

3. 「体験する」ためのスペース

1階スタジオやB1学習室でワークショップを開催し、写真・映像について体験しながら学ぶ機会を提供することにより、写真・映像文化の裾野を広げていきます。

4. 「楽しむ」ためのスペース

2階ミュージアム・ショップや1階カフェのスペースと連携し、開催中の展覧会や映画に関連した商品を販売していくとともに、展覧会前後のくつろぎのスペースを来館者に提供していきます。

5. 収蔵作品のためのスペース

良好な状態で美術館を管理運営するためのスペースを確保し、貴重な作品の収蔵や来館者サービスのマネジメントを行ってまいります。

(4) 来館者の視点に立ったサービスの充実

質の高い写真・映像表現の展示を多くの都民に提供していくため、ビジネスマンの鑑賞機会を確保できるよう、平日木曜日・金曜日の夜間開館を引き続き実施してまいります。

また、障害者や高齢者・子供など誰に対しても良好なサービスを提供できるよう、施設のバリアフリーはもとより、事業においても対応できるよう努めてまいります。また、子育て世代の鑑賞機会を提供するための託児所サービスなど、潜在的な来館者ニーズにも応えてまいります。

(5) 館の魅力を活かした企業からの支援

写真美術館の事業にご賛同いただける企業から引き続きご支援をいただけるよう、館の魅力向上を図るとともに、綿密かつ丁寧なファンドレイジングを行ってまいります。

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標

(3) 『『未来の東京』戦略ビジョン』の実現に向けた取組

- 都を中心に、区市町村、芸術大学、民間企業、NPO等の様々な主体とのネットワークを強化し、東京2020大会の文化レガシーを承継しながら、都立文化施設をコアとして芸術文化振興を更に推進するとともに、地域の個性や資源なども活かした多種多様なアートがまちの至る所に溢れる都市を実現

財団では、東京の芸術文化やエンターテインメントなど多様な魅力の集積を世界に発信するとともに、新たな賑わいをつくっていくため、国や民間とのネットワーク強化の中核的役割を果たしていくことを掲げています。

写真美術館では、平成20年から開始した恵比寿映像祭を起点に、都内の様々な地域を繋げ、海外から訪れる観光客にも魅力ある、多様な芸術が溢れる都市の実現に向けた事業を展開してまいります。

10年前に、恵比寿から始まった映像祭という「点」が、地域に広がり「面」となり、エリアを超えて「一円」に拡大！

恵比寿映像祭は、2016大会の招致活動から2020大会の開催に至る12年間、東京文化発信プロジェクトの一つとして展開し、現在、東京の文化資源として定着してまいりました。

12回目を数える平成31年度は、総観覧者数が8万人を超え、アーティスト数は17の国と地域95人が参加する国際的なアートフェスティバルとなっております。

地域との連携が進み、恵比寿エリアの12のギャラリーが参加するとともに、六本木や渋谷エリアでは3つの映像系フェスティバルと相互に連携を始めるなど、新たな広がりを見せています。

東京が育てた文化の創造装置であり、今後、より一層の都民が楽しめるよう、工夫を重ね、充実強化を図ってまいります。

〈恵比寿映像祭の3つの機能〉

①現在のアートシーンを都民に提示する場

国内外の旬な作家作品による多様な映像表現をジャンル横断的に一挙公開します。

②活躍著しい作家を登用し世界進出を後押しする場

キュレーターの目利き力で作家作品を選抜し、映像祭出品作家として登用することにより、国内外のキュレーターや批評家の目に止まり、次のステップに進むなど、世界に進出する足掛かりを提供しています。今後、優れた作家に対しては新作制作を委嘱するなどの創造支援や、個展開催、若手作家育成のための講師として招聘することも検討していきます。

③ハイテク&アナログの映像を楽しむ場

平成31年度に実施した《ハナビリウム》など恵比寿ガーデンプレイスで多くの都民が楽しめるアート作品を展示するとともに、12の地域ギャラリーを回遊するスタンプラリーや、ガイド・ツアーなどのYebizoMeetsの充実、4つのフェスティバル連携で、エリア一体に映像アートが溢れる状況を創出していきます。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2【管理運営の基本方針】 1 管理運営の基本方針と達成目標

(3)『『未来の東京』戦略ビジョン』の実現に向けた取組

○ 最先端技術の活用により、文化施設に来場困難な方も含め、国籍や障害の有無、年齢に関わらず、誰もが、いつでも、どこでも芸術文化を楽しめる環境を整備

財団では、AI、ICTなどの最先端技術を活用し、東京を訪れる誰もがストレスなく楽しめる環境整備を徹底し、東京ならではの「特別な体験」等を提供することで、世界中に東京のファンを増やしていくことを目指しています。

写真美術館では、財団内の美術品を収蔵する江戸東京博物館や現代美術館と連携し、ICTを活用して、保有する収蔵品の画像をタブレット等の端末向けに配信するなど、来館できない方を含めいつでも、どこでも芸術鑑賞のできる環境を整備してまいります。

当財団の美術館・博物館が連携し保有するコレクションの、デジタル・アーカイブを構築・発信し、オンライン上で公開してまいります。写真美術館では、写真・映像に関するコレクションの公開に取り組んでまいります。

- 公開作品数 31,304点（収蔵作品総数35,331点のうち89%）

【展開例】

- ・都の文化施設が有するコレクションを一体的にデジタル化し、オンライン上で公開

⇒ 東京デジタルミュージアム

- 幅広く奥が深い東京都コレクションの存在を、ICTの活用により世界的にアピールするため、原則として全ての収蔵品を公開するデジタルアーカイブを構築する。

- 世界の主要ミュージアムと同水準の公開性を確保する。

- ・ コレクション情報を画像付きで公開する。
(パブリックドメイン(PD)以外は、著作権者に告知のうえ、サムネイル画像で公開)
※人権問題、個人情報等を含む資料を除く。
- ・ 公開画像のうちPDは、すべて無償利用できる。

【展開例】

- ・各館の収蔵品を一体化した「東京都コレクション」として国内外へ発信

⇒ 各館の特長や独自性・専門性を活かしながら、当館コレクションに加え、江戸東京博物館、現代美術館のコレクションを活用し、「東京都コレクション展」を各館連携により実施します。

【展開例】

- ・映像作品のオンライン配信環境の整備

⇒ 映像作品や館オリジナル映像コンテンツのオンライン配信を進めるため、必要な環境整備について検討してまいります。

課題には以下があり、国内外の映像アーカイブの公開に係る実践例のリサーチを含め、検討を進めます。

- オンライン公開に係る条件確認、著作権・配給権等の権利処理

- オンライン環境で円滑に映像配信・受信が可能な通信インフラ及び機器の普及

- 配信事業の運用に係る所要経費等(映像作品収蔵、媒体変換、編集、テロップ・字幕制作および新規作成経費を含む)

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標
(3) 『『未来の東京』戦略ビジョン』の実現に向けた取組

○ 才能のあるアーティストを発掘・育成、国内外での活躍を支援し、東京発のアーティストとその作品の国際的評価を高めていくとともに、文化の担い手の裾野を広げていくため、NPOや文化団体等との連携を強化

財団では、才能のあるアーティストを発掘・育成、国内外での活躍を支援し、東京発のアーティストの国際的評価を高めていく取組を推進し、東京のprestigeを高めていくことを目標としています。
写真美術館では、写真部門においては、新進作家の登竜門と言われる「日本の新進作家展」、映像部門においては、登用されることが作家のステイタスとなった「恵比寿映像祭」により、将来性のある作家の活躍を引き続き支援してまいります。

①写真部門のアーティストの発掘・支援

写真美術館が毎年実施している「日本の新進作家展」では、将来性ある新進作家を登用し、発表の機会を提供することにより、次のステップに向けた後押しとするとともに、作家の優れた作品を購入し支援しています。
引き続き本展を開催するとともに、次のステップとなる個展の開催や、次世代育成に寄与するトークセッションの講師など、人材育成サイクルを充実してまいります。
平成31年度で16回目を数えましたが、これまで第一線の写真家に育った作家は23名にのびります。

日本の新進作家シリーズ 平成14年度～平成31年度		
年度/回	作家名	実績、受賞等
平成14年度 (第1回)	鈴木理策	平成18年東川賞作家賞、平成19年当館個展、平成20年日本写真協会年度賞受賞
	中野正貴	平成16年木村伊兵衛写真賞、平成31年当館個展
平成15年度 (第2回)	蟠川実花	平成30年より全国巡回展(読売新聞主催)、平成24年監督作品「ヘルタースケルター」で新藤兼人賞銀賞受賞、2020東京オリンピック・パラリンピック組織委員会理事
平成17年度 第4回	塩田千春	平成20年芸術選奨文部科学大臣新人賞を受賞、平成27年ヴェネチア・ビエンナーレ日本館代表
	原美樹子	平成29年木村伊兵衛写真賞受賞
平成18年度 (第5回)	前川貴行	平成19年日本写真協会新人賞、平成25年ナショナルジオグラフィック写真コンテストグランプリ受賞
平成19年度 (第6回)	田中巧起	平成25年ヴェネチア・ビエンナーレ日本館代表、平成27年ドイツ銀行が選定するアーティスト・オブ・ザ・イヤーを受賞
平成20年度 (第7回)	志賀理江子	平成24年東川賞新人賞、宮城県芸術選奨新人賞受賞、平成31年当館個展
	澤田知子	平成20年東川賞新人賞受賞、令和2年当館個展
平成21年度 (第8回)	石川直樹	平成21年東川賞新人賞、平成23年土門拳賞
	さわひらき	平成22年第22回五島記念文化賞受賞
平成22年度 (第9回)	山城知佳子	平成29年Asian Art Award 2017大賞、平成30年第64回オーバー・ハウゼン国際短映画祭 ソンタ賞受賞など海外受賞多数、令和3年当館映像個展(予定)
平成23年度 (第10回)	春木麻衣子	平成27年東川賞新人賞受賞
	北野謙	平成23年東川賞新人賞受賞
	西野仕平	平成25年東川賞新人賞、日本写真家協会新人賞、平成29年ブリピクテ国際写真賞最終候補
平成24年度 (第11回)	菊地智子	平成24年木村伊兵衛写真賞、平成27年第1回Prix Pictet Japan Award受賞。
	笹岡啓子	平成24年さがみはら写真新人奨励賞、平成26年林忠彦賞受賞
平成28年度 (第13回)	野村恵子	平成31年林忠彦賞受賞
平成29年度 (第14回)	吉野絵里香	平成30年東川賞新人賞、さがみはら写真新人奨励賞受賞
	片山真理	平成31年東川賞新人賞受賞、木村伊兵衛写真賞受賞

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題2【管理運営の基本方針】 1 管理運営の基本方針と達成目標		
(3) 『『未来の東京』戦略ビジョン』の実現に向けた取組		
②映像部門のアーティストの発掘・支援		
恵比寿映像祭には、活躍が著しい作家を登用し世界進出を後押しする機能があります。 作家作品を選抜し、映像祭に登用することにより、世界への足掛かりとなるよう支援しています。 今後、特に優れた邦人作家に対しては、創造活動への支援や個展開催、若年人材育成のための講師への招聘など、人材育成サイクルを構築してまいります。 本年度で12回目を数えますが、これまで第一線の映像作家として活躍している邦人作家は18名にのぼります。		
恵比寿映像祭が跳躍台として機能（出品作家の過去受賞・活動歴）		
年度/回	作家名	その後の主な受賞など
平成21年度 （第2回）	真鍋大度、石橋素	Rhizomatiks Research(ライゾマティクス・リサーチ)としてリオオリンピック閉会式での2020東京大会プレゼンテーションのAR演出を担うなど、国内外で活躍
	高谷史郎	平成26年度芸術選奨メディア芸術部門文部科学大臣賞受賞、平成25年当館で個展「明るい部屋」開催、第11回シャルジャ・ビエンナーレ出品など国内外で活躍
	山城知佳子	平成29年Asian Art Award 2017大賞、平成30年オーバーハウゼン国際短編映画祭ゾントラ賞など海外での受賞多数、第8回アジアパシフィックトリエンナーレ他主要国際展出品など国内外で活躍、令和3年当館で映像個展開催予定
平成22年度 （第3回）	田村友一郎	平成23年文化庁メディア芸術祭アート部門優秀賞受賞、横浜トリエンナーレ2017、釜山ビエンナーレ2018出品など国内外で活躍
	牧野貴	平成23年ロッテルダム国際映画祭短編部門大賞（タイガーアワード）受賞、ハンプルク国際短編映画祭、モスクワ国際実験映画祭、25FPSクロアチア国際実験映画祭グランプリ獲得（全て日本人初）ほか、国内外で活躍
平成23年度 （第4回）	エキソニモ	平成23年文化庁メディア芸術祭アート部門優秀賞受賞、平成31年あいちトリエンナーレ出品など国内外で活躍、令和2年当館で個展開催予定
	濱口竜介	平成27年ロカルノ国際映画祭で国際コンペ部門出品、平成30年カンヌ国際映画祭コンペ部門出品、平成28年芸術選奨新人賞、平成28年日本映画批評家大賞選考委員特別賞受賞など、国内外で活躍
平成25年度 （第6回）	下道基行	平成31年ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展日本館展示出品、平成31年Tokyo Contemporary Art Award 2019-2021受賞ほか国内外で活躍
平成27年度 （第8回）	佐々木有美+ドリタ	平成29年アルス・エレクトロニカ デジタルミュージック&サウンドアート部門特別賞受賞
	古舘健	平成31年文化庁メディア芸術祭アート部門大賞を（日本人の受賞は初）
	中谷芙二子	平成30年高松宮殿下記念世界文化賞、平成29年フランス芸術文化勲章コマンドゥール受勲ほか国内外で活躍
平成28年度 （第9回）	三宅唱	平成31年ベルリン国際映画祭ほか国内外の映画祭へ出品
	笹本晃	平成31年ジョン・サイモン・グッゲンハイム財団「グッゲンハイム・フェローシップ」ファインアート部門グラント受賞、米国イエール大学美術学部助教授に抜擢、国内外の展覧会出品多数など活躍
平成29年度 （第10回）	荒木悠	平成30年ロッテルダム国際映画祭短編部門大賞（タイガーアワード）受賞(共同監督)
	永田康祐	平成31年あいちトリエンナーレ出品
平成31年度 （第12回）	小田香	第1回大島渚賞受賞、出品作品の国内公開が決定
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題2【管理運営の基本方針】 1 管理運営の基本方針と達成目標

(3)「『未来の東京』戦略ビジョン」の実現に向けた取組

○ アートの力や都立文化施設の資源を活用し、高齢化や共生社会など、東京の社会課題の解決に取り組み、日本のリーディングケースとしていく

財団は、「『未来の東京』戦略ビジョン」の重要な施策として、芸術文化の力で高齢化や共生社会など、東京の社会課題の解決に貢献する「クリエイティブ・ウェル・プロジェクト」に取り組めます。都立の美術館・博物館、ホール等がこうしたテーマに一体となって行う事業はこれまでになく、文化施設の新たな役割として日本のリーディングケースにしていきます。

写真美術館では、これまでも取り組んできた聴覚障害者や視覚障害者を対象とするプログラムを実施するとともに、子供や高齢者が美術を楽しみながら過ごせる場所をワークショップなどにより創出することにより、共生社会など社会課題の解決に貢献してまいります。

①障害者などを対象とするプログラムの実施

障害者など文化的サポートを求める方々が、楽しみながら能動的に学ぶことができる体験型プログラムを企画・実施します。

聴覚障害者には、手話付きギャラリートークを行うことで、健常者とともに展覧会を楽しんでいただきます。また、視覚障害者と作る美術鑑賞ワークショップでは、視覚障害者と健常者が集まり、言葉を交わしながら一緒に展覧会を楽しむものであり、様々な気づきや感じることを言葉にして話し合うことで、相互の見方を共有しながら作品の理解を深めていきます。障害者と健常者が共に行動することで多様性理解にも寄与するプログラムとなっています。



②子供や高齢者の居場所づくり事業との連携

子供の居場所作り事業として、放課後クラブなど地域の福祉事業と連携し、美術を通じて楽しみながら過ごせるワークショップを企画・実施してまいります。

③子育て世代の美術鑑賞機会の創出

多忙な子育ての中、美術鑑賞によって心にゆとりを取り戻したいというニーズに対応し、幼児とともに鑑賞できる工夫や託児サービスの導入などにより、子育て世代が鑑賞できる環境を整備していきます。



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2【管理運営の基本方針】 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について

連携	連携の取組	展開例
海外	最前線の海外作品紹介と優れた日本の作品の海外展開による、東京の文化的国際プレゼンス向上	
	展覧会等の協力や共同企画、国際的調査の実施	○展覧会 「写真の起源 英国展」の調査、作品借用 ヴィクトリア&アルバート美術館(イギリス)大英図書館(イギリス)王立メディア博物館(イギリス) 「ポーランド映像展」の共催 アダム・ミツケビッチ・インスティテュート(ポーランド) 「愛について展」の調査 モデナ写真財団(イタリア) 「杉浦邦恵展」の調査 J・ポール・ゲティ美術館(アメリカ) ○「恵比寿映像祭」の作品調査 ハーバード・フィルム・アーカイブ(アメリカ)、ロッテルダム国際映画祭(オランダ)、ランデブー・ウィズ・マッドネス映画祭(カナダ)、ワットン映画祭(ミャンマー)、コラボラティブ・カタロギング・ジャパン(アメリカ) オーバーハウゼン国際短編映画祭(ドイツ)、国立アジア殿堂(韓国) ○ダゲレオタイプの化学修復技法等の研究 バイエルン州立博物館(ドイツ)、ミュンヘン州立博物館(ドイツ)、フランス写真協会、フランス国立保存研究センター
	世界の美術館・団体、作家や研究者との連携強化	・作品貸借 ・国際会議や美術展等参加・協力 ・国際シンポジウム等開催 ・研究者やインターン受入 ・海外広報 ・コンサルタント業務他
国内	わが国唯一の写真・映像の専門美術館として、他館への協力等、センター的役割の実施	
	展覧会等の協力や共同企画・国内巡回展実施	○展覧会 「山沢栄子展」の共同企画・調査、巡回展、大阪市中之島美術館、西宮市大谷記念美術館 「石元泰博展」の共同企画・調査、巡回展、高知県立美術館、オペラシティ・アートギャラリー 「日本初期写真関東展」作品調査・作品借用、日本大学芸術学部、川崎市市民ミュージアム、横須賀市自然人文博物館 「写真発祥地の原風景：長崎展」共同企画・調査、作品借用、長崎大学、長崎市歴史文化博物館 「嶋田忠展」巡回、秋田市立千秋美術館(予定) 「マジックランタン展」作品借用、早稲田大学演劇博物館 ○審査員、委員等(写真／映像に関するコンサル業務等) 高知県立美術館、沖縄県立美術館、神奈川県美術展、芸術選奨推薦委員、東川賞、日本写真保存センター、国立民俗博物館、日本写真芸術専門学校、国際交流基金
	関係機関との連携強化	・作品貸借 ・共同企画 ・研究者受入 ・写真・映像についての調査協力
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について

連携	連携の取組	展開例
都内	写真・映像をとおり、学校やマスコミ、在外公館等との連携により芸術文化都市東京の発信力強化	
	都内小中高校、大学との連携	都内学校機関へのスクールプログラム(制作・鑑賞・図工、美術教員のための研修会)周知、開催、ボランティア、子供のためのワークショップの開催
	在外公館、在日大使館、マスコミ等々の連携	大使館等の後援、協賛による展覧会の実施、講演会、作家招聘、マスコミ主催による誘致展の共催、プレスツアー、記者懇談会の実施
地域	地域に根ざし、商業施設や文化施設と協働することによる写真・映像をとおした地域の活性化	
	恵比寿映像祭(地域連携プログラム)	恵比寿ガーデンプレイスセンター広場での展示等、近隣文化施設及び民間の協力企業、協力団体との連携及びフェスティバル連携(恵比寿・渋谷・六本木)他
	地域文化拠点形成事業	地域自治体等との協働、あ・ら・かるちやー渋谷・恵比寿・原宿文化施設運営協議会による地域の文化施設のネットワーク化、共同広報。テロ対策など地域の防災拠点としての機能強化
財団内	財団事務局による運営基盤強化と、各館事業との効果的な連携	
	各館連携事業	○美術館・博物館連携 収蔵品調査等の相互研究、各館収蔵品を活用した展覧会の開催、シンポジウム、講演会等の会場の提供 ○ホール系連携 サマーナイト期間などコンサートを共催し、劇場等のノウハウや情報の交換を行う。
	財団共通事業	○財団統一テーマによる事業の企画調整 ○教育普及事業の連携 ○改修休館施設の活動支援、共通パスの運営 ○ナイトミュージアムの事業充実、ユニークベニュー等 ○共通展示収蔵施設についての検討 ○東京都コレクションのデジタルアーカイヴ公開
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】 1 作品・資料の収集について

開館以来、積み上げてきた調査・研究成果に基づき、良質な作品をより効率的、効果的に収集し、わが国の写真・映像文化に寄与する収集事業を展開していきます。また、収集作品については、展覧会事業により、広く都民に公開します。

1. 実施方針

19世紀に発明された写真術は、単なる記録媒体にとどまらず、芸術やジャーナリズム、思想の伝播などに大きな役割を果たし、また、私たちの視覚感覚をも変えてきました。映像も同様です。こうした写真・映像表現の多様な歩みから今日の表現までを、将来にわたって都民への鑑賞する機会をつくるために、良質で、重要な作品を継続的に収集していきます。

「収集の基本方針」に基き、収集を進めており、期間を定めて重点的に収集すべき作家の作品を収集するための、重点収集作家の設定を第1期から行っています。現在は平成30年度に設定した「第3期重点収集作家」を中心に事業を進めています。

映像を含めた方針の詳細は以下の通りです。

【写真部門】

- (1) 収集の基本方針に則り、写真美術館コレクションをより充実させる。
- (2) 黎明期の写真のように、希少価値のある作品を積極的に収集する。
- (3) 写真史において重要な役割を果たした歴史的作家の作品を体系的に収集する。
- (4) 1980年代以降に評価の定まった作家作品を充実させる。
- (5) 「日本の新進作家展」で取り上げた作家や主要な国内外の賞を受賞した作家、国内外の主要美術館における展覧会で取り上げられた作家など、若手作家の作品を収集する。
- (6) 写真美術館の展覧会(自主展、収蔵展)で取り上げた作家の作品を収集する。
- (7) 重点収集作家の作品
 - 第1期重点収集作家(17人)[平成元年～17年度]
 - 第2期重点収集作家(21人)[平成18年～平成29年度]
 - 荒木経惟 石内都 オノデラユキ 北井一夫 北島敬三 小山穂太郎 佐藤時啓 篠山紀信 柴田敏雄 杉本博司 鈴木清 須田一政 高梨豊 田村彰英 畠山直哉 深瀬昌久 古屋誠一 宮本隆司 森村泰昌 やなぎみわ 山崎博
 - 第3期重点収集作家(14人)[平成30年度から概ね10年間]
 - 江成常夫 尾仲浩二 金村修 川内倫子 鬼海弘雄 鈴木理策 瀬戸正人 鷹野隆大 長島有里枝、ホンマタカシ 松江泰治 宮崎学 本橋成一 米田知子

※第2期より、重点収集作家の選定、及び収集基準を以下に定めています。

- ① 日本を代表する作家であること
- ② 国内外で評価が高いこと
- ③ 日本の写真の一分野を代表する作家であること
- ④ 国内外の主要美術館で作品が収集され個展が開催されていること
- ⑤ 現在おおそ40代、50代、60代の作家を目安にする
- ⑥ 収集にあたっては、現在の収集予算および市場の高騰を鑑み、購入及び寄贈により約200点の収蔵を目指す
- ⑦ 重点作家については、国内外の写真・美術の動向を鑑み随時見直しをする

【映像部門】

- (1) 映像文化史の成り立ちをたどる重要な作品・資料を系統的に収集する。
- (2) 各映像ジャンルの代表的な映像資料、および芸術価値の高い作品を収集する。
- (3) 技術的創意に富んだ先験的な映像資料および作品を収集する。
- (4) 写真美術館の展覧会(自主展、映像展、恵比寿映像祭)で取り上げた作家の作品を収集する。
- (5) 日本およびアジアの映像文化史、代表的な現代映像作家・作品調査を進め、体系的に収集する。
 - * 資料には、文書・書籍、機材装置、模型、復元資料(レプリカ)等を含む。
 - * 対象映像ジャンルには、各種の光学装置、アニメーション、ドキュメンタリー、実験映画、エクステンデッド・シネマ、ビデオ・アート、ビデオ・インсталレーション、3D映像、メディア・アート、コンピュータ・グラフィクス、インタラクティブ・アート、インターネット・アート等を含む。またジャンルの壁を超え、領域横断的な新たな表現を提示した先駆例についても対象とする。
 - * 保存媒体や再生機材の劣化・衰退などによりオリジナル媒体による保存継承が難しい作品については、修復や媒体変換等をあわせて行うことにより収集を可能とする。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
-----------------	-----------------

提案課題3【事業に関する業務】 1 作品・資料の収集について	
2. 作品収集の流れ	
作品収集については、以下の流れに沿って行います。	
① 当館収集基本方針に基づく、年度収集方針の決定 ② 作品選択、価格調査 ③ 年度収集計画(原案)を決定 ④ 作家、ギャラリー等所有者との折衝、価格交渉 ⑤ 年度収集計画(本案)を決定、作品実見準備 ⑥ 都収蔵委員会に付議(協議後)承認 ⑦ 作品等の購入 ⑧ 作品の保管・収蔵庫移送 ⑨ 作品データの作成・データベースへの入力 ⑩ 展覧会、デジタル・アーカイヴ等での公開 都協議	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

写真作品・資料の管理

貴重な都民の財産である作品・資料を次世代に引き継ぎ、積極的に展覧会等で公開するほか、今後の研究にも役立てるために、保存科学研究に裏付けられた環境管理のもと、定期的な清掃など、作品の劣化を極力避けるための作品保全を行うとともに、常に状況を把握するために、棚卸を含めた、効率的な作品、および作品情報の分類整理を行います。また、必要に応じて修復などを実施します。

(1) コンディションを含めた作品情報の確認

収集した作品は、一点ごとにコンディションをチェックし、作品情報を確認します。

- ①

コンディション・チェック

傷や歪みなどの状態チェック、プリント寸法・イメージ寸法採寸、作品付属物、署名位置・内容・筆記用具、展示条件、貸出閲覧可能性のチェック等
- ②

作品情報・チェック

作家名、作品名、シリーズ名、制作年、制作地、ヴィンテージかモダンかプリントの判別、プリント種別、技法、価格や条件など収集時の情報、著作権情報他。
- ③

作品は写真作品・写真作品資料/その他収蔵品・映像作品資料に分け、資料番号を付与し、技法やサイズ・額装の有無等によって分類し、収蔵庫内における所在場所を決定して保管します。
- ④

保管する際には、ISO 18916に基づいて写真画像保存適性試験を実施し、適格と認めた写真保存用包材を用いてマッティング処理を行い、保存箱に収納し、バーコードを出力・印字し、作品とともに管理します。映像作品のうち、映像装置、立体作品、大型レプリカ等については、材質に応じ適切な保存用包材・クレート等で保護管理します。各種動画については、オリジナル媒材の他に、データをデジタル・アーカイブに保存します。
- ⑤

作品のコンディションは展覧会や貸出時ごとにチェックするだけでなく、特に不安定な作品については定期的にチェック、調査し、また、棚卸しを計画的に行います。

(2) 保管・修復

写真や映像作品は、絵画などに比べ化学変化を起こしやすい材料で制作されています。わが国では美術館での写真や映像の保存経験は浅いですが、現在では、保存に関するJIS規格が制定され、この規格に準じて保存環境を整備しています。さらに先行している欧米の美術館の技術や方法から学ぶとともに、独自の調査研究を行い、必要な修復、棚卸し、清掃等を行い、永く後世に伝えることを目指しています。

- ①

保存条件および保存容器は、原則としてJIS K7642「写真－写真印画の保存方法」、JIS K7644「写真－現像処理済み写真乾板－保存方法」、JIS K7645「写真－現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙－方材、アルバム及び保存容器」を基準としています。
- ②

展示室と収蔵庫との温湿度差により作品が損傷しないよう、展示室との連携にも配慮した保存条件を設定しています。
- ③

写真作品以外の資料も写真に準じた保存条件としますが、特別な条件を必要とする資料については調湿剤等を使い対処します。
- ④

特に、ゼラチン・シルバー・プリントや顔料を使用した作品と比較して、保存性が不安定であるカラー作品については、恒常的に低温で保存します。
- ⑤

写真収蔵方式と収蔵庫および作業室・展示室・書庫の温湿度設定は以下の表のとおりです。

5℃・40±5%RH	特別収蔵庫C	カラーネガフィルム、カラーポジフィルム、白黒フィルム等、写真および映像フィルム全般
10℃・45±5%RH	特別収蔵庫B	オートクローム、ダイ・トランスファー・プリント、銀色素漂白方式印画、拡散転写方式印画等の染料を使用した作品、発色現像方式印画、ゼラチン乾板
20℃・50±5%RH	特別収蔵庫A、 第一収蔵庫A・B、 第二収蔵庫、書庫、 外部収蔵庫(写真・映像)	ダゲレオタイプ、カロタイプ、単塩紙、プラチナ・プリント、サイアノタイプ、アンプロタイプ、ティンタイプ、鶏卵紙、ゴム印画、カーボン印画、三色カープロ印画、フォトグラビア印刷、ウッドベリータイプ、コロタイプ印刷、インクジェット・プリント等の顔料を使用した作品、書籍、映像資料
23℃(夏)、22℃(冬)・ 50±5%RH	作業室	作品の額装等
24℃(夏)、22℃(冬)・ 50±5%RH	展示室	展示作品

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3【事業に関する業務】2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

映像作品のデジタル・アーカイブ他

作品のオリジナル媒体の劣化による作品の滅失を回避するとともに、映像メディアの将来的な変化に備えるため、4階収蔵庫内に設置したデジタル・アーカイブ用端末に、映像作品のデジタル・データおよび作品のメタデータを記録保管します。これにより、オリジナル媒材を損なうことなく、調査研究目的での視聴を可能にします。

- ① デジタル素材 PRO Res 422HQ もしくは非圧縮ファイル(アーカイブファイル)→LTO* に保存。
※アナログ素材は、地下映写室にてデジタル変換作業を行う。
- ② カタログ化作業 デジタルアーカイブデータベースに作品情報(メタデータ)を記入。
※作品番号だけではなく、各素材に対応したID番号も保持する。
- ③ プレビュー(視聴)用にアーカイブファイルのデータをMPEG-4(H.264)に変換、データベースに読み込む。

*LTO【Linear Tape-Open】=大量のデータを長期的に保管するのに適した磁気テープ記憶装置の規格

外部収蔵庫での保管

作品サイズが開館当時と比べ大型化し、作品の仕様も多様化・複雑化(インスタレーション等)したため、本館の収蔵庫では不足したことから、平成28年度から、外部収蔵庫を借用しながら運用しています。

平成30年度末時点で収蔵作品は35,331点となり、うち22,580点(写真作品19,286点、映像作品3,294点)を本館収蔵庫で、12,751点(写真作品12,693点、映像作品58点)を外部収蔵庫で保管しています。

外部収蔵庫は本館収蔵庫と、同じような厳しい管理条件を満たす場所を確保しています。

- ① 外部収蔵庫の温湿度設定は、館内の特別収蔵庫A、第一収蔵庫A・B、第二収蔵庫、書庫と同様の20℃・50±5%RH に設定します。
- ② 写真系収蔵庫には、主としてゼラチン・シルバー・プリントおよびインクジェット等の大型作品および写真資料を収蔵
映像系収蔵庫には、主として大型作品、展示用レプリカを収蔵
- ③ 棚卸、虫害検査・菌類調査、清掃、温湿度管理状況検査は、本館収蔵庫に準じて定期的に行います。
- ④ 棚卸しに際し、あわせて保存容器や包材のチェックを行い、入替を定期的に行います。
- ⑤ 必要な情報システムの回線と操作端末を庫内に設置し、本館と同様、収蔵作品の整理、作品貸出対応、情報充実(複写も含む)、および本館収蔵庫間移動(収蔵展、プリントスタジオルームなど)など収蔵作品の管理業務を行います。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

作品・資料の貸出【写真部門】

作品・資料の貸出は作品展示条件の整った美術館、博物館等を対象とすることを原則とし、以下の手順で行います。貴重な作品を貸出するため、作品の管理・保存の情報を貸出先と共有するなど、万全の体制で行います。

(1) 手順

- ① 借用申請書の受付(作品貸出日の6ヶ月前まで)
申請書、対象展覧会企画書、借用者及び開催館のファシリティ・レポート等の確認
- ② 作品保管収蔵庫確認(本館 or 外部)、作品の状態、館内での使用と他館への貸出予定、年間展示日数等をチェック、および想定される業務量の算出。また、作品の使用予定・展示計画の審査
- ③ 貸出条件、業務フローなどを申請者と確認・協議し、館内での決裁後、「作品等貸出許可書」を発行する。
- ④ 申請者と担当学芸員の立会いのもとで作品を引き渡す。

(2) 貸出条件

- ① 申請受付は原則として作品貸出日の6ヶ月前までとします。
- ② 貸出の期間は一件の展覧会につき、展示期間は原則として90日以内とします。
- ③ 複数の会場を巡回する場合の展示期間は原則として延べ90日以内とし、貸出期間は110日を上限とします。
- ④ ただし、1. 海外への貸与、2. 写真美術館の企画および他館との共同企画、3. その他館長が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 上記③は作品保護のため、年間展示期間として定めているので、既に展示使用された作品や展示予定のある作品および脆弱と判断した作品に関しては、展示期間を指定することがあります。
- ⑥ 額装された状態での貸出を原則とします。(大型作品および作品借用点数が6点を超える場合は実費を請求します)
- ⑦ 点数が20点を超える場合は、申請者の負担により、展示作業に際し、写真美術館学芸員の立会いを必要とします。(海外貸出の場合は、20点以下でも学芸員の展示作業立会いを条件とする場合があります。)
- ⑧ 原則として展覧会の総点数の20%を超える貸出はいたしません。(共同企画、特別協力の展覧会を除く)
- ⑨ 著作権処理については申請者の責任において行います。
- ⑩ 輸送については温湿度管理の整った美術専用車両により、実績ある美術作品取り扱いのトレーニングを受けた美術輸送業者が行います。
- ⑪ 申請者は評価額に対し、借用作品すべてにオールリスクの動産保険に加入します。
- ⑫ 展示及び広報、出版での図版使用における所有者名の表示
- ⑬ 写真原稿の利用申請は、利用の2ヶ月前までとします。
- ⑭ 施設については以下の事項を条件とします。
1)展示室以外に開包および梱包場所の確保。
2)写真は照明に脆弱なため、作品への影響を少なくするため、作品ごとの技法・制作時期による当館指定の照度とする。
3)展示室及び保管場所における温度、湿度、空気清浄機能については、紫外線および熱線カットした照明の使用。 4)24時間有人警備、建物内は禁煙等の防犯、防災体制。 5)24時間空調設備の使用。 6)温度24℃以下、湿度50±5%で調整し、安定した環境を維持する。7)ケミカルフィルターの装備。 8)建物内は禁煙。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

作品・資料の貸出【映像部門】

基本は写真部門と同様ですが、映像データについては収蔵段階で映像・上映用保存媒体を準備し、これを貸与用に充てるなど、映像作品の特質に応じた安全性の確保を行います。

(1) 手順

- ① 借用申請書の受付(作品貸出日の6ヶ月前まで)
申請書、対象展覧会企画書、借用者及び開催館のファシリティ・レポート等の確認
- ② 作品保管収蔵庫確認(本館 or 外部)、作品の状態、館内での使用と他館への貸出予定、年間展示日数等をチェック、および想定される業務量の算出。また、作品の使用予定・展示計画の審査
- ③ 貸出条件、業務フローなどを申請者と確認・協議し、館内での決裁後、「作品等貸出許可書」を発行する。
- ④ 申請者と担当学芸員の立会いのもとで作品を引き渡す。

(2) 貸出条件

- ① 申請受付は原則として作品貸出日の6ヶ月前までとします。
- ② 貸出の期間は一件の展覧会につき、展示期間は原則として90日以内とします。上映会の場合は、借用期間を30日以内、延べ上映日数の上限を10日以内とします。貸出期間は原則として展覧会・上映会開始前10日以内から終了後10日以内とします。
- ③ 複数の会場を巡回する場合の展示期間は原則として延べ90日以内とし、貸出期間は110日を上限とします。
- ④ ただし、1. 海外への貸与、2. 写真美術館の企画および他館との共同企画、3. その他館長が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 上記③は作品保護のため、年間展示期間として定めているため、既に展示使用された作品や展示予定のある作品およびコンディションが脆弱と判断した作品に関しては、展示期間を指定することがあります。
- ⑥ 映像作品はアーカイブ保存用、展示・上映用、プレビュー用の3種類の保存媒体による収蔵を基本としておりますが、作品貸出は、原則として展示・上映用保存媒体によるものとします。(アーカイブ保存用媒体による貸出には応じられません)
- ⑦ ただし著作権者から書面による要請がある場合には、別途協議の上決定致します。
- ⑧ 著作権処理については借受者の責任において行います。
- ⑨ 借受者は、貸出担当者と別途協議の上、作品の保存管理上、適切な条件で輸送を行います。
- ⑩ 借受者は評価額に対し、借用作品すべてにオールリスクの動産保険に加入
- ⑪ 借用希望作品点数が10点を超える場合は、展示・上映に際し、申請者の負担により写真美術館学芸員の立会いを必要とします。
- ⑫ 原則として展覧会の総点数の20%を超える貸出はいたしません。(共同企画、特別協力の展覧会を除く。)
- ⑬ 展示及び広報、出版での図版使用における所有者名の表示
- ⑭ 写真原稿の利用申請は、利用の2ヶ月前までとします。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について	
⑮ 施設については以下の事項を条件とします。 1) 展示室以外に開包および梱包場所の確保。 2) 映像作品の再生環境－展示・上映にあたっては、別途著作者からの書面による変更許可がない限り、収蔵作品指示書および東京都写真美術館担当者の指示に従い、必要とされる資材と機材を申請者の負担において手配し、オリジナル作品フォーマットと同質の条件を整えた適切な環境を保持する。 3) 展示室及び保管場所における温度、湿度、空気清浄機能については、紫外線および熱線カットした照明の使用。 4) 24時間有人警備、建物内は禁煙等の防犯、防災体制。 5) 24時間空調設備の使用。 6) 温度24℃以下、湿度50±5%で調整し、安定した環境を維持する。 7) ケミカルフィルターの装備。 8) 原則として、営利目的の催事には貸出は行わない。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 3 資料等に関する情報提供について (1) 情報システム等による情報の提供

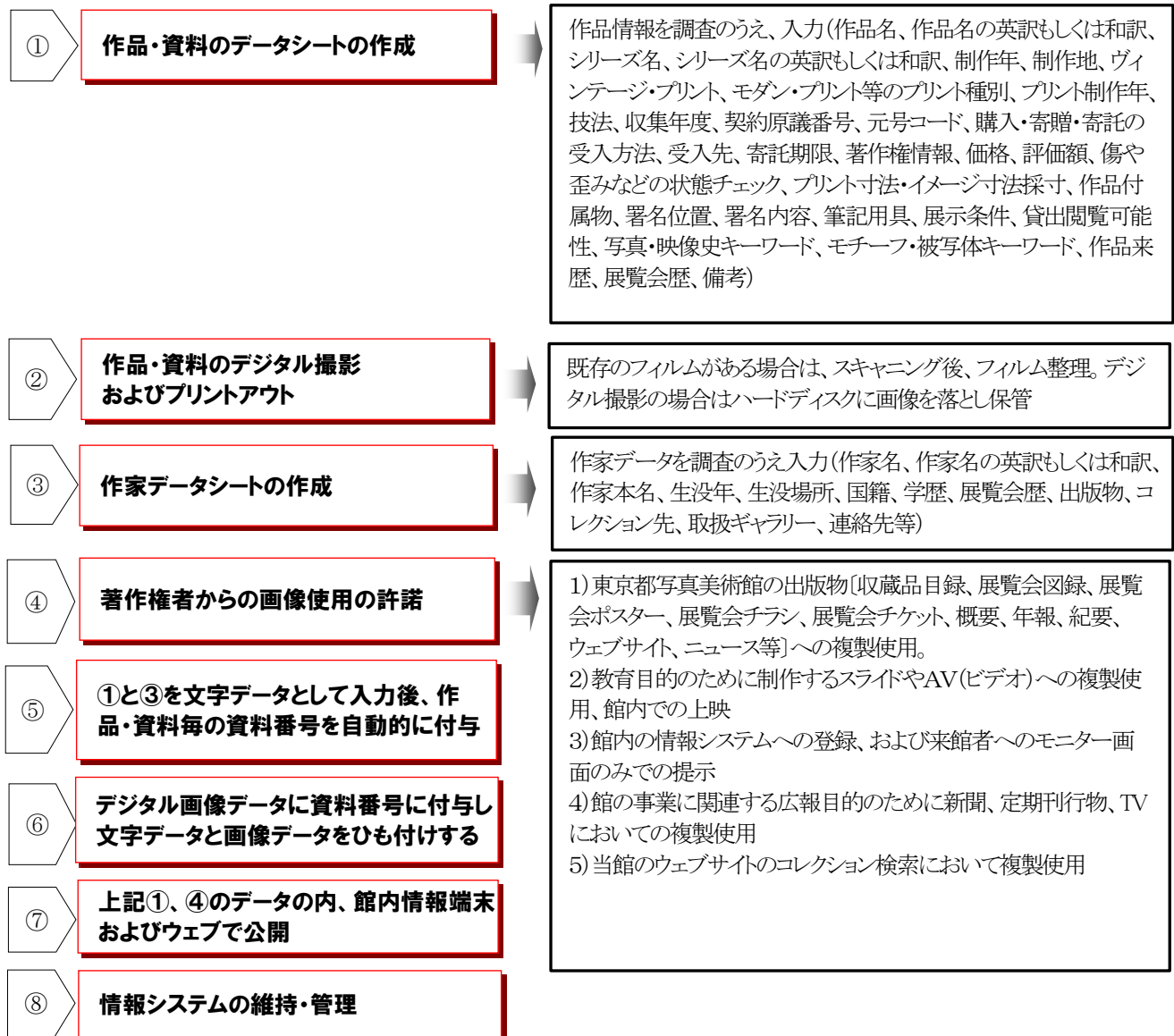
情報システム等による情報の提供

(1) 実施方針

写真美術館には、約3万5千点の写真・映像作品・資料と約10万9千点におよぶ図書、約1,700種類の雑誌が収蔵されています。新たに収蔵された作品・資料・図書のデータは、順次、情報システムにアップします。アップしたデータは業務の基礎資料とするだけでなく、来館者が3階ロビー及び図書室に設けたコンピュータ端末を通して、作品のイメージや作家名、制作年、技法などのデータを手軽に入手できるようにしています。また、当財団の「トーキョー・デジタル・ミュージアム」や美術館のホームページ等を通じて情報を発信しており、都民等が写真・映像作品、図書に親しみ、手軽にデータにアクセスできるよう工夫しています。

(2) 作品等情報の実施体制

※図書情報システムについては、3-3-(3)に記載



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 3 資料等に関する情報提供について (2)プリントスタディールームの運営	
プリントスタディールームの運営	
(1) 運営方法 研究又は鑑賞のため、所蔵作品等を3階展示室の一部に設けたプリントスタディールームにおける閲覧サービス（以下、「特別閲覧」という。）ができるようにしています。 ①特別閲覧の申請 特別閲覧を希望する利用者には、館内の情報システムで作品を検索していただき、所定の申請書にて閲覧を申請していただきます。申請受付は閲覧希望日の5週間前、閲覧希望可能日は木曜日とします。1人（もしくは3人以内の1グループ）に対し、1日あたり20点の閲覧を限度とし、閲覧時間は1時間以内としています。 ②特別閲覧の承認 特別閲覧申請を受けて、該当作品が特別閲覧に供せられるかどうか、作品のコンディションをチェックし、展覧会予定、貸出予定、外部収蔵庫保管状況等を確認した上で、特別閲覧可、不可を検証し、館内の承認を諮り、利用者に特別閲覧の諾否、日程をお知らせします。また、情報システムに特別閲覧の履歴を加え、作品管理情報を共有します。 ③特別閲覧の実施 特別閲覧の作品をプリントスタディールームで鑑賞できるよう用意します。所定の時間に学芸員もしくは保存科学専門員の立ち会いの上で、作品を鑑賞・研究していただきます。なお、利用者は鑑賞前に特別閲覧料 1点1回 340円を支払い、承諾書および領収書受取りなど、事務手続きをします。 ④特別閲覧後の作品管理 特別閲覧後、作品のコンディションをチェックし作品の安全を確認後、収蔵庫の所定の位置に戻します。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 3 資料等に関する情報提供について (3)図書室の運営

図書室の運営

(1) 図書室の運営方針

写真・映像関連の専門図書室として、この分野の普及のために、写真・映像を深く知りたいという幅広い要望と専門的な調査・研究に応えます。

収集は、国内外で出版された写真集・作品集を中心に、評論集や写真史・映像史に関する図書、技法書、美術書、展覧会カタログ、専門雑誌、新聞切り抜き、リーフレット、パンフレット、写真・映像に関する資料のほか、特に専門雑誌についてはバックナンバーを含めて充実を図っています。

収集した図書は、検索システムへの登録を含めて、利用者の要望に応えるため、日常的な管理を行っています。また、レファレンス、複写サービスも行っています。

このほか、当館、及び他館の展覧会の展示のための図書貸出などの協力も行っています。

(2) 図書室の運営方法

①資料の収集

運営方針に基づき、専門図書館としての開館以来の経験と実績、作家・他美術館からの信頼やネットワークを活かして、購入・寄贈および交換等により、効果的な収集を行います。特に下記の資料を重点的に収集しています。

- 1) 収蔵作家・新進作家の写真集
- 2) 基本文献・参考図書
- 3) 写真・映像・美術関連図書
- 4) 専門雑誌
- 5) 国内外の展覧会カタログ等

②資料の整理

1) 図書資料データの作成

書名、著者名、出版社、発行年、ISBN等の書誌所蔵データを作成

2) 図書データの検索と公開

図書室の端末で図書データを容易に検索できるだけでなく、オンライン蔵書検索システム(Web版OPAC)によって、インターネットにも公開することで、国内外の研究者が検索できる環境を作ります。また、全国の大学・専門図書館が利用する国立情報学研究所(NII)の総合目録データベースNACSIS-CATや主要美術図書室の横断検索ALC Searchに参加し、当館OPAC以外からでも検索ができるようになっています。

3) 書庫の配置

収蔵図書については請求記号とバーコードで管理し、一部開架を除いては閉架式書庫で管理します。

検索システムを利用した閲覧請求による図書の貸出方式をとるため、より効率的な配置を行います。

4) 特別整理

年に一度、約10日間にわたって図書の特別整理を行い、図書資料の所在確認を行うほか、データの訂正や修復処理の必要性を集中的に点検することで、使いやすく気持ちのよい図書室を保ちます。

③閲覧サービス

電子化された検索システムにより、誰にでも容易な検索と閲覧請求に迅速に応える環境を実現しています。また、「新着図書コーナー」、展覧会ごとの「展覧会関連図書コーナー」などを随時更新し、来館者により多くの魅力的な情報を提供いたします。

④レファレンス・サービス

写真・映像に関する専門図書に関して、来館者および電話での外部からの問い合わせに応じます。こうした質問についての回答は、今後のサービスに役立てるよう、開館以来、記録票を作成し、ファイルとして蓄積しています。こうしたレファレンス記録は都民にとって写真・映像についての知識や好奇心を深化させることから重要であり、をさらに多くの都民に活用していただくため、公開できる回答を精査した上で、国会図書館事業「レファレンス協同データベース」への事例提供を検討いたします。

また、展覧会関連図書コーナーへの誘導については、SNSの活用や、展覧会会場での周知など今後も広報に力を入れ、多くの来館者の誘客に努めてまいります。

さらに、博物館実習、他館からの見学等も引き続き実施、対応してまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 3 資料等に関する情報提供について (3)図書室の運営	
⑤複写サービス 所蔵図書については、研究者等のニーズに対応するため、著作権の範囲内での複写サービス(モノクロ又はカラー)を行います。 ⑥図書資料の保存 図書資料については作品と位置づけ、ベストなコンディションで後世に残すため、万全の保存に努めます。 1) 温湿度を管理(22℃±1、50%±5) 2) 図書を保護するブックカバーの装着 3) 破損のある図書については修復(外部委託) 4) 中性紙箱・保存封筒等を用いた保管 ⑦館外貸出 展覧会での展示等、美術館や機関での学術調査研究などの目的の場合に限り、個別承認を諮って貸し出します。 ⑧財団文化施設との協働 専門図書館を複数運営する財団のスケールメリットを活かし、各館図書室と例年1回の情報交換会を行い、図書の整理法や保存・修復、図書館システムに関する知見の共有を図っています。その他、企画展に連動した図書コーナーで他館が所蔵する図書資料の紹介なども行っています。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 4 調査研究について (1) 調査研究の方針と体制

1. 調査研究の方針と体制

(1) 調査研究の方針

わが国で唯一の写真・映像の総合美術館として、良質で満足度の高い展覧会等を実施するための土台は調査研究にあります。国内外の写真史、映像史、美術史等の成果をふまえ、また、歴史学や文化論、社会学やメディア論など他分野をクロス・オーバーさせながら、常に新しい写真・映像作品の動向に目を向け、国際的な視点をふまえた調査研究を行います。その成果は展覧会や普及事業、紀要やシンポジウム等により広く発信します。

①コレクションのアーティスト、および作品研究

⑥バリアフリー、多言語対応などアドミニストレーション等の事例調査

②初期写真ほか、作品資料所在調査

⑦展示方法・構成、映像技術、ライティング等の調査研究

③新進作家等、アーティスト調査

⑧他美術館・ギャラリー・国際フェスティバル等のアート動向の調査

④保存科学研究

⑨図書館研究

⑤教育普及プログラムについての調査研究

⑩その他

(2) 実施体制

①歴文海外研修制度を活用した調査研究

例) 平成30年度第1回歴文海外研修制度を活用し、英国の初期写真の調査を行い、平成30年度「写真の起源・英国」展にて調査の成果を結実

②学会・研究会・国際会議・国際フェスティバル、シンポジウム・講演会などへの参加

例) 日本写真学会、日本写真協会、日本写真芸術学会、日本映像学会、美術史学会、美術館連絡協議会、明治美術学会、日本博物館協会、全国美術館会議、オラクル(国際写真キュレーター会議)、CIMAM(国際美術館会議)、日本図書館協会、アートドキュメンテーション学会、日本バーチャルリアリティ学会、日本アニメーション協会、日本アニメーション学会、ACM SIGGRAPH(アメリカ電算機学会)、文化財保存修復学会、ヴェネチア・ビエンナーレ、イスタンブール・ビエンナーレ、光州ビエンナーレ他 国際フェスティバル 等

③日常における展覧会調査および国内外の美術館関係者、アーティスト、評論家、マスコミ、大学関係者、大使館、企業等との情報交換・ネットワークの構築

④財団外の研修制度の利用

例) 美術館連絡協議会の美術館活動助成制度・海外研修制度、国際交流基金の研修制度、ポーラ美術振興財団の美術館職員の調査研究に対する助成、文部科学省の学芸員等在外派遣研修制度、文化庁助成 等

⑤海外美術館・機関・大学等からの招聘

例) 国際交流基金や各国の大使館、文化機関、美術館、財団、大学 等

⑥科研費等を利用した研究会への参加

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 4 調査研究について (2) 保存科学研究の方針と体制

2. 保存科学研究の方針と体制

(1) 実施方針

写真の保存・修復に関するわが国初的美術館内の保存科学研究室として、写真・映像分野に関する保存の基礎研究・調査・国内外研究機関との連携を行うとともに、収蔵作品を中心とした保存環境の整備と、環境等の保存データを継続的に収集し、検証することで、保存科学へのフィードバックを図ります。

①収蔵写真・映像作品に使用する保存用包材、修復用材料などへの写真活性度試験 【研究】

②各種写真および各種映像作品の保存条件の最適化 【研究】

③画像劣化原因の排除 【研究】

④各種写真のおよび映像作品の展示条件(照明、空気質、安全性など)の最適化 【保存環境整備】

⑤収蔵庫／作業室(本館、外部)・展示室の環境維持 【保存環境整備】
(温湿度管理および月1度のパッシブインジケータによるモニタリングにより、有毒ガスを放出する物質の有無の確認等)

⑥収蔵写真・映像作品の長期保存のための作品固定、適切な包材への入れ替え 【保存環境整備】

⑦映像保存媒体の維持管理、更新、データ変換および調査研究 【修復】、【研究】

⑧収蔵作品の保護処理や修復 (額縁改善処理や収納ケースの修理等) 【修復】

(2) 実施体制

写真の保存・修復を専門とし、館のコレクションにも精通している保存科学専門員を配置し、大学、写真・映像・メディア関連企業、学会などの外部機関と広く連携を図っています。近年では以下のような活動を行いました。(継続中の研究を含む。)

- (1) 写真修復家や東京文化財研究所名誉職員による東日本大震災の被災写真資料の救済法検討
- (2) 日本大学、東京国立博物館、写真修復家と共同によるダゲレオタイプ保護処置に関する調査研究
- (3) IMAGICAとの共同による劣化フィルムの複製実験

(3) 保存に関する研究成果の還元

研究の成果は館発行の紀要の他、専門学会での発表、また美術館等外部機関や大学生への指導などを通じて広く発信しています。

(1) 発信

- ・学会発表「幕末期日本関係ダゲレオタイプの調査と保存に関する研究」(平成30年日本写真芸術学会)
「Study for approaching mold problems on photographic materials using antifungal agent and enzyme sheet」(平成28年 アメリカ修復学会、カナディアン修復協会共同会議)
- ・紀要 「映画の手法を用いた劣化した写真フィルムの複製、および写真の画質評価」(平成30年度)

(2) 関係機関等の提供支援

- ・美術館等外部機関に向けた保存用写真包材の交換実務等の指導等
- ・大学生に向けた写真特性解説、作品保存環境の見学受入等

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 [事業に関する業務] 4 調査研究について (3) 調査研究成果の還元

3. 調査研究成果の還元

調査研究の成果は、以下をはじめあらゆる機会を活用して、国内外の専門家から一般の来館者まで、深く広く還元します。

① 展覧会事業や教育普及事業等の館の事業

長期間にわたる専門的な調査研究を下敷きにした展覧会を実施。図録や展示解説等を通じて、分かりやすく作品理解できる工夫を行います。

他美術館との連携にも積極的に取り組み、平成31年度「山沢栄子 私現代」展、令和2年度「石元泰博展」のように展覧会を共同企画し、巡回しています。

有償の図録には平成30年度11本、平成29年度9本を執筆しているほか、展覧会に関する寄稿、展覧会取材でのテレビ・ラジオ等の出演などにも対応しています。

また、招致展では、「APA展」での審査員、「写真新世紀」展ではポートフォリオ・レビューのレビュワーなどを担当し、協力してきました。

教育普及では、当館の定番プログラムである対話型作品鑑賞で独自開発し活用している教材「色と形と言葉のゲーム」の製品化へとつなげ、全国の学校教員をはじめお年寄りから子供まで、あらゆる世代に様々な生きる力をはぐくむメソッドの活用機会を広げています。

また、展覧会以外の研究成果は、主に紀要等の配布（無償）によって広く還元しています。

② 学会、研究会での発表および論文発表、一般誌・新聞等への寄稿

写真・映像文化を活性化し、広く啓蒙するために、研究成果を専門的な学会での発表や一般に向けての発信に積極的に取り組んでいます。

③ 他美術館、大学他、外部機関に対する支援・協力

写真史、現代写真、保存科学の研究成果や美術館での実践経験から、大学や他機関の事業への協力要請にも積極的に応えています。

- 1) 講義
学習院女子大学、実践女子大学、女子美術大学、東京総合写真専門学校、東京写真専門学校、筑波大学、法政大学、玉川大学、武蔵野美術大学、明治学院大学、東京都立大学、早稲田大学、多摩美術大学 他
- 2) 審査等の協力
APA賞、日本写真協会賞、東川賞、MIO写真奨励賞、ハッセルブラッド財団国際写真賞、文化庁メディア芸術祭、愛知県立美術館オリジナル映像 メディア芸術祭アート部門、イメージフォーラム・フェスティバル、神奈川県美術展 他
- 3) 作品収集や運営等の委員
東京国立近代美術館評議員、高知県立美術館運営協議会委員 他

④ インターンシップの受け入れによる次世代の専門職の養成

財団インターン生の受入（通年、4名程度）及び日本大学芸術学部写真学科の短期職場体験型インターンの受入を実施し、写真美術館の多岐に渡る活動を通じて写真・映像に関わる専門知識を深め、次世代に活躍する人材の育成に努めています。

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について (1) 魅力的な展覧会の実施に向けた方針

1. 実施方針

我が国唯一の写真・映像を専門とする総合美術館として、高い専門性に基づく質の高い展覧会を以下の方針に基づいて実施し、観覧者の感性に様々な感動や刺激を与えられるよう努めてまいります。

実施方針

(1) 質の高さに磨きをかけた満足度の高い展覧会の開催

社会との関連性や国際動向を踏まえ、収蔵コレクションの有効活用や調査研究に基づく、質が高く満足度の高い展覧会を開催致します。

(2) 来館者の興味や関心を踏まえたジャンルバランス

来館者の興味や関心を踏まえ、写真と映像の専門美術館として、日頃の調査研究に立脚した質の高い展覧会企画を行うとともに、写真・映像の幅広いジャンルの中から、ネイチャーやファッション、建築など、多くの一般都民に親しまれる企画を盛り込み、年間を通じてジャンルバランスを考慮したラインナップを構築し誘客につなげてまいります。

(3) 年間を通じ旗艦となる展覧会の企画

国際性や話題性が高い国内外の作家作品を登用するなど、目玉となる展覧会を企画実施致します。

(4) 新進作家の発掘・支援への寄与

専門性を活かして将来性のある作家を選定し、作家に発表の機会提供と作品購入等により、創造活動を支援していきます。

(5) 多様な映像表現を一堂に会したフェスティバルの実施

映像芸術の魅力やその可能性を、国内外の先鋭的な表現を含めて展示するジャンル横断的な大規模展覧会を実施します。併せて、地域ギャラリーや関係機関等とも連携した、都市型アートフェスティバルを展開していきます。

(6) 多くの来館者が楽しめる展示方法や関連事業の工夫

多くの来館者それぞれが楽しめるよう、解説やガイドなど作品理解の手掛かりや学芸員なりの解釈を提示するとともに、作家の世界観や楽しみ方を伝えるイベントを併せて実施致します。

2. 開催形態

展覧会の形態は以下を基本に実施してまいります。

(1) 収蔵展

高い専門性によって収集した3万5千点を超える世界有数のコレクションを活用するとともに、館独自の視点でテーマを設定し、珠玉の名作を順次展示致します。

(2) 企画展

自主財源を活用し、館ならではのテーマを設定し、旬の作家作品や国際性・話題性を考慮した展覧会を開催致します。

(3) 誘致展

新聞社や関係機関など、独自のネットワークにより優れた写真・映像作品を収集する団体等と連携し、より幅の広い作品の鑑賞機会を都民に提供致します。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について (1) 魅力的な展覧会の実施に向けた方針

3. 施設の効果的な活用

施設がもつ3つの展示室と1階ホールを効果的に活用し、多様なジャンルをもつ写真や映像のうち、いずれか一つは来館者の嗜好に応えられる展覧会を提供できるよう、ミュージアムコンプレックスの考え方に基づき展開するとともに、展示作品の難しい表現については、理解の手がかりとなるよう解説を工夫するなど、より多くの方が楽しめる専門美術館を目指してまいります。

4. 来館者の裾野を広げるための取組

中長期的に観覧者数を維持・増加を図るためには、ヘビーユーザーの維持に加えて、ライトユーザーや来館経験のない方を誘引し、リピーターに繋げていくことが重要です。

現在、観覧者の減少に緊急に対応するため、以下の取組を実施致しました。

短期的な取組

- (1) 目玉企画となる展覧会への重点広報
- (2) ギャラリートークなど集客が期待できるイベントの追加実施
- (3) インフルエンサーの試行的活用
- (4) 作品理解の手掛かりなど、キャプションやガイドの工夫
- (5) 展示室入口へのフォトスポットの設置
- (6) 初心者にも分かりやすいハンドアウトの作成
- (7) SNSでの拡散効果を狙った展示室内の撮影可能ポイントの設置

今後、観覧者数の増加策について、マーケットリサーチを実施の上、ターゲット層を明確化し、本格的な対策を検討してまいります。

中長期的な取組の方向性

- (1) 魅力的な展覧会ラインナップの企画
- (2) 初めての方やライトユーザーを誘客する広報
- (3) 来館者をリピーターに繋げていくための工夫 など

ライトユーザー層を取り込むため、展覧会ラインナップや解説などの工夫を行い、来館していただき、リピーターに繋げていく取組を進めてまいります。

また、写真や映像を美術作品として鑑賞いただくことの素晴らしさについても、SNS等を活用し、訴求していくことで、来館者の裾野を広げてまいります。

さらに、「スマホネイティブ」な方々の存在を意識し、カメラの映像・撮影技術やその応用による芸術表現など、当館が収蔵する作品を活用しながら、展示や広報を行うことにより、彼らにとって「新たな魅力」を発見していただく機会としてまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について (2) 展覧会の実施体制	
1. 展覧会事業の流れ	
展覧会の開催については以下の流れに沿って、企画し、開催します。	
調査・研究 2,3年前 企画諮問委員会	作家・文献・所在地調査、研究に基づく企画書・作品リスト案の作成、内容、規模等の検証
	外部有識者による展覧会内容の意見聴取
展覧会ラインナップ原案の決定	館長決定
1,2年前 出品交渉、および費用の試算	出品交渉、および作品の交渉に基づいた費用積算、新聞社等・巡回・共催美術館への働きかけ、協賛・協力・後援・助成等の働きかけ
本案決定・予算要求 都・財団との協議	新聞社等・巡回・共催美術館との協定、協賛・協力・後援・助成申請、実施計画書作成
展覧会の実施	作品 正式交渉、輸送手配、輸送業者選定・打合せ、作品借受・輸送（含税関手続）、搬入・コンディションチェック、展示作業、微調整・維持管理、作品撤去・コンディションチェック、作品返却
	会場 レイアウト作成、施工業者選定・打合せ、機材調達、会場装飾物プラン作成、原稿執筆・デザイン・入稿
	図録 文献調査、作品、作家選定、図録構成・制作プランの作成、制作会社・出版社選定、外部執筆者選定、図版原稿手配、原稿執筆、翻訳、入稿校正、制作、販売、在庫管理
	広報印刷物 プレスリリース制作、主作品選定、広報印刷物草案作成、制作会社・デザイナー選定、図版原稿制作・入稿・校正、制作、配布、在庫管理
	その他 内見会手配・実施、プレス対応、講演会及びトーク準備・実施、フロアレクチャー準備・実施、ワークショップ等準備・実施、看視業務・受付業務との打合せほか
事後評価・報告 外部評価委員会	アンケート分析、実施報告書の作成、評価
2. 質に磨きをかけた満足度の高い展覧会の企画	
(1) 社会動向やニーズ等を踏まえた話題性、ジャンルバランスに考慮した企画 (2) 作品理解の手掛りとなる解説やガイドの充実 (3) ギャラリートーク、シンポジウム、アーティスト・トーク、ワークショップなど関連事業の充実 (4) 外国人来館者に対応した、多言語による情報提供の充実 (5) 手話通訳付きギャラリートークなど、障がい者が楽しめる事業の充実 (6) 子育て世代が足を運びやすい仕掛けの工夫	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について		
(3) 令和3年度・令和4年度の実施計画		
令和3年度 展覧会実施計画		
タイトル	実施時期	実施内容
①収蔵展・映像展		

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について		
(3) 令和3年度・令和4年度の実施計画		
令和3年度 展覧会実施計画		
タイトル	実施時期	実施内容
②自主企画展		
③誘致展(予定)		

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について		
(3) 令和3年度・令和4年度の実施計画		
令和4年度 展覧会実施計画		
タイトル	実施時期	実施内容
①収蔵展・映像展		

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について		
(3) 令和3年度・令和4年度の実施計画		
令和4年度 展覧会実施計画		
タイトル	実施時期	実施内容
②自主企画展		
③誘致展(予定)		

提案課題3 [事業に関する業務] 5 展覧会について

(4) 展覧会の料金設定

1. 料金設定

一般、高齢者(65歳以上)及び生徒(都外中学生、高校生をいう。)ごとの料金設定とし、東京都写真美術館条例に定める上限額の範囲内において、以下のような利用料金額を設定します。設定にあたっては、700円(一般)を上限とし、個々の展覧会毎に設定します。

収蔵コレクションが主な展覧会や新進作家展などは低額に抑え、より多くの方に観覧いただけるよう配慮します。

区 分	収蔵展及び映像展を観覧しようとする場合の 利用料金 (観覧)の上限1人1回につき	
	個 人	団体(20人以上)
一般	700円	560円
高齢者(65歳以上)及び 生徒※(都外中学生、高校生をいう。)	350円	280円

※小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料

2. 利用料金の減額・免除

利用料金の割引については、普及促進、福祉的及び戦略的観点から、小学生以下及び都内中学生は無料、都外中学生・高校生や高齢者、身体障害者等に割引などの減免を適用(東京都写真美術館条例及び同施行規則、東京都写真美術館利用料金要綱に規定)します。そのほか、館独自に定める以下のような割引制度等も実施します。

(1) 館独自の定めによる減額・免除

2割引

○アトレビューsuicaカード、JREカード提示者
○三越伊勢丹カード提示者
○JR東日本「大人の休日倶楽部」カード提示者
○ホール映画鑑賞券提示者
○写真美術館年間パスポート(自主企画展 ※5回目以降の鑑賞)

無料

○写真美術館年間パスポート(収蔵・映像展)
○写真美術館年間パスポート(自主企画展 ※4回目までの鑑賞)
○年始臨時開館日(1月2日、3日)
○開館記念日(1月21日)

(2) 財団事業による減額・免除

2割引

○財団他館友の会会員(収蔵・映像展)

協定等に基づく割合

○東京・ミュージアムぐるっとパス(収蔵・映像展)

無料

○パートナーシップ会員校の学生・生徒(収蔵・映像展)

(3) 都の施策に沿った減額・免除

5割引

○家族ふれあいデー

2割引

○「トラベルガイド」提示の外国人旅行者

無料

○シルバーデー(毎月第三水曜日の65歳以上)
○「都民の日」における全ての来館者(共催展を除く。)
○「老人週間行事」に伴う65歳以上の方(共催展を除く。)

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

40

提案課題3 [事業に関する業務] 6 教育普及活動について (1)教育普及活動の方針と体系

写真・映像を専門とする美術館にふさわしい、多様なプログラムを実施します。

人々の活動的な参加による主体的な「まなび」(アクティブ・ラーニング)の方法を重視し、写真・映像の体験をとおして、イメージを読み解く力、感じとる力、伝える力を育むこと、人間の生きる力を活性化することをプログラムの大きな目的とします。文科省に推奨された育成ビジョンに対応して、大人、子供、学校団体、ボランティアをはじめとする美術館サポーターまでを対象とし、新しい時代に求められるトータルな資質・能力を育てることを目指します。また「まなび」のプログラムとともに、あらゆる来館者が「アートに親しみ、アートを楽しむ」ことを目指して、普及活動にも力を入れます。当館の豊富な作品・資料を活用して、国際社会、多文化社会にふさわしく、多様な文化、表現、価値観にふれる機会を来館者に提供します。

1. 実施方針

(1) 一般(大人)を対象とするパブリックプログラムの実施

より能動的な学びや、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上を求める一般(大人)を対象に、それぞれの関心に合わせて体験型プログラムを提供します。制作系プログラムでは、デジタルの利便性によって今日失われつつあるアナログ方式での暗室現像を写真体験の重要な柱とします。展覧会連動プログラムとして、作家、キュレーター等によるギャラリートーク、レクチャーを実施します。

(2) 子供、ティーンズ、ファミリー層を対象とするパブリックプログラムの実施

子供、10代の青少年が写真・映像について創造的な関心を持ち、また写真・映像メディアをとおして感性を豊かに育むことができるように実技と鑑賞の両面から体験的な「まなび」の機会を提供します。家族層を対象に大人と子供が共に能動的な「まなび」を体験できる機会を創出します。

(3) 多様な立場の人々(障害者、高齢者)を対象とするパブリックプログラムの実施

写真と映像を専門とする公立美術館の特性を生かし、多様性と包摂性の社会理念の基ついて、障害を持つ人々や高齢者といった文化的サポートを求める人々が、健常者と共に分け隔て無く、楽しみながら能動的に学ぶことができる体験型プログラムを企画・実施します。

障害のある方もない方も、あらゆる人がともに参加可能とすることで、それぞれの立場の理解の促進と、交流をはかり、双方にとって刺激的な場を提供します。本プログラムを通じて、例えば、視覚障害者と晴眼者が一緒に写真作品を鑑賞し、意見交換することで双方に発見をもたらします。こうした様々な立場の人々の多様な考え方や感じ方を、美術鑑賞を通じて涵養いたします。

(4) 学校団体を対象とするスクールプログラムの実施

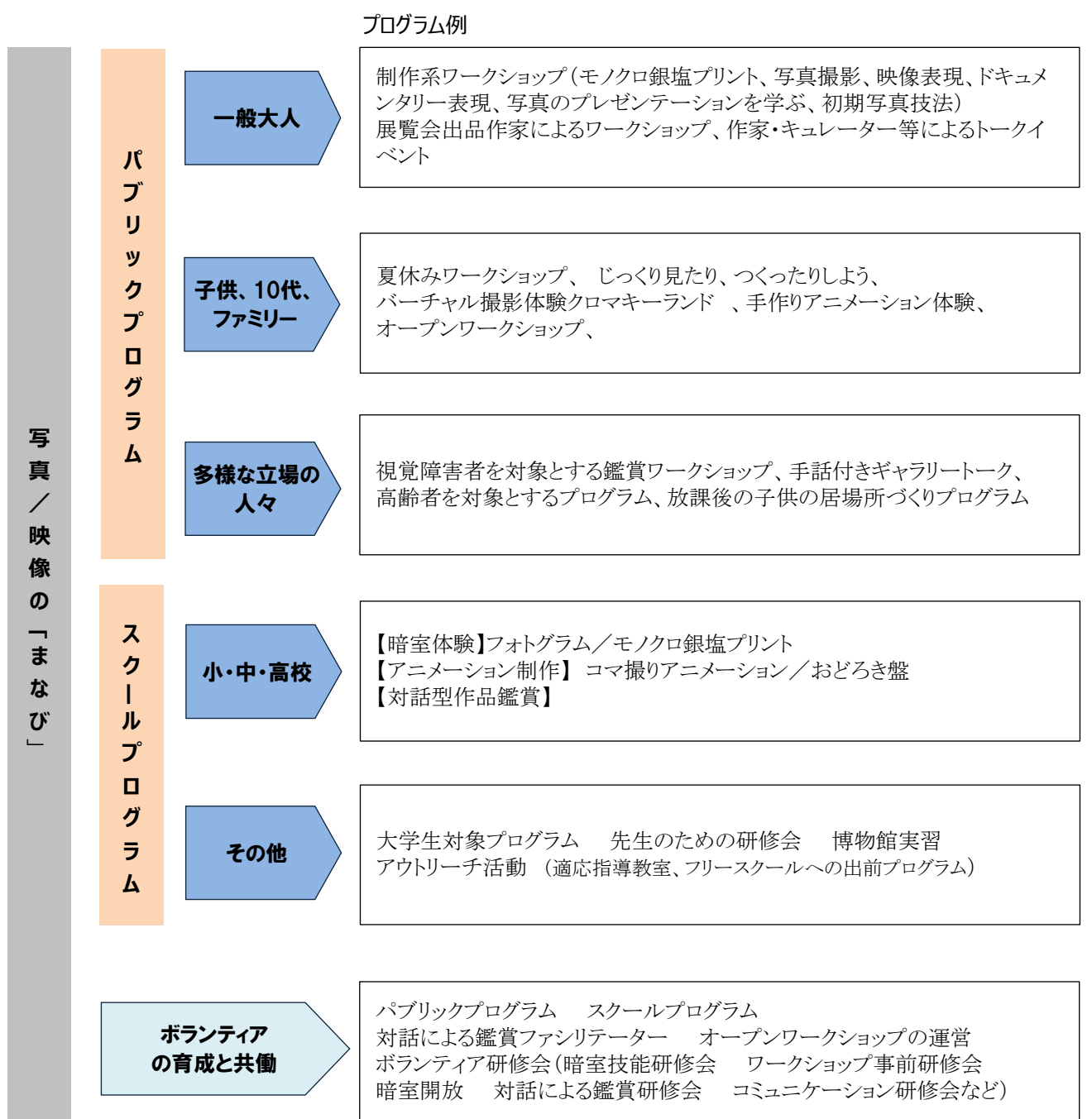
小・中・高等学校の授業、部活動、大学の授業等と連携し、来館する学校団体向けのプログラムを実施します。教員を対象として写真・映像を活用した授業の研修会を実施します。また来館することができない学校を対象にアウトリーチ活動を行います。

(5) 美術館ボランティア、地域との共働

当館の教育普及プログラムをサポートするボランティアを育成し、共働することによって活動の質を向上させます。一般大人だけでなく、将来の写真・映像文化の担い手となる高校生までを対象にし、幅広い世代の人々に活動の場を提供します。

提案課題3 [事業に関する業務] 6 教育普及活動について
(1)教育普及活動の方針と体系

2. 事業体系



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 6 教育普及活動について (2) 令和3年度の実施計画				
教育普及活動		令和3年度実施計画		
		タイトル	概要	対象人数
パブリックプログラム	一般大人			
	子供、10代、ファミリー			
	多様な立場の人々			
	小・中・高校			
その他				
ボランティアの育成と活用				
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団		

提案課題3【事業に関する業務】 7 その他の事業について

1階ホールでは、映像文化の振興を図るため、有望な新進気鋭の監督の映画作品や美術館ならではの芸術性が高い作品を年間を通じて上映しています。さらに国際的な映画祭の会場としても利用され、広く映像文化創造・発信の一翼を担います。
多彩な展覧会と併せて来館者に映画の楽しさを提供し、「ミュージアム・コンプレックス」を目指しています。

1. 実施方針

(1) 美術館で見る映画シリーズとし、商業的興業と一線を画す、館ならではの展開

1階ホールでは、商業的興業とは一線を画すドキュメンタリー映画や海外の映画祭等で受賞した上質な作品、写真やアートに関連する映画作品等を上映しています。

具体的には、写真との関連(写真家の監督作品、写真がテーマの作品)、アート、社会性に満ちた作品(「アート&ヒューマン」)を軸に編成し、固定ファンを獲得します。他方、大使館等との協力により、映画祭を開催し、多様なラインナップを実現していきます。

(2) 東京都との協力

ショート・ショート・フィルム・フェスティバル&アジア秋の映画祭の会場として、映像文化の創造・発信に努めます。

(3) 展覧会企画との連携

展覧会の企画に関連した特別上映会を実施することにより、展覧会への理解を深めていただきます。

2. 主な上映実績

■平成29年度

20世紀を代表する稀代の写真家の人生と創作の秘密に迫る「パリが愛した写真家 ロベール・ドアノー〈永遠の3秒〉」、バレエ界きっての異端児の知られざる素顔に迫る「ダンサー、セルゲイ・ポルーニン 世界一優雅な野獣」、巨匠ゴッホの死の謎に迫る圧巻の体感型映画「ゴッホ〜最期の手紙〜」、ポーランド映画の注目作を厳選した「ポーランド映画祭2017」等、**13の作品**を上映

■平成30年度

生誕100年にあたる孤高のいけばな作家中川幸夫のドキュメンタリー「華 いのち 中川幸夫」、沖縄返還交渉の舞台裏を初めて描く「返還交渉人 いつか、沖縄を取り戻す」、世界中の音楽ファンが熱狂した夢の競演「3大テノール シネコンサート」、最新の中国映画12作品を上映する「2018東京・中国映画週間」、詩人吉増剛造の創作活動を写した「幻を見るひと 京都の吉増剛造」、不朽の名作「山猫 4K修復版」等、**20の作品**を上映

■平成31年度

600以上の村の復興を手掛けた実績を描いた「二宮金次郎」、岡本太郎の沖縄が私たちに問いかけるものを迫ったドキュメンタリー映画「岡本太郎の沖縄」、監督自らの戦争体験をもとに鎮魂の祈りを込めて綴ったドキュメンタリー「東京裁判 4Kデジタルリマスター版」、東京アニメアワードフェスティバル2016でグランプリを受賞した「ロング・ウェイ・ノース 地球のてっぺん」、日本とスイスの国交樹立155周年の年に幅広いジャンルのスイス映画を上映した「第1回ヘルヴェティカ・スイス映画祭」等の作品を上映

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】8 人材の育成について

1. 実施方針

作家、専門家から一般まで、幅広い人材育成

東京都写真美術館は、日本における唯一の写真・映像のセンターとしての館の役割を果たすため、写真・映像文化を支える人材の育成を図ってきました。

「写真・映像文化を支える人材の育成」ということを幅広く捉え、学芸員等の専門家だけではなく、一般の方々まで含め対象に応じた育成活動を展開してまいります。

具体的には、下記の事業を引き続き継続していくことを通じ、幅広く人材の育成に貢献してまいります。

2. 具体的な取組

作家

①新進作家の作品発表の舞台提供

平成13年度に任意団体「写真映像文化支援協議会」を設立しました。この協議会の目的のひとつである「写真及び映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、活動等を支援する」ことの達成を目指し、新進気鋭の作家を支援して、作品発表の舞台を提供して育成することを通じて、日本の写真文化の振興を図っています。

学生・研究者

①博物館実習の実施

大学での資格取得科目である「博物館実習」と連携し、大学の夏季休暇期間に基本12名の実習生の受入を実施します。学芸業務をはじめとする各部署の業務、多様な美術館活動を総括的に把握してもらうため、基本的なガイダンスや講義とともに、学生が実務レベルで各業務に体験的に関わるカリキュラムを組みます。

②インターンシップの実施

将来学芸員や研究者などを目指す人材を対象にして、インターンシップを導入いたします。インターンにはそれぞれの専門性にあわせて、美術館で進行中の展覧会やワークショップ、保存科学研究室等アシスタントとして事業に携わっていただき、より具体的に実践的な知識を習得していただきます。日本の美術館の次代を担うより多くの学芸員・研究者が写真・映像美術館についての実務的知識を持っていただくことを目的とします。

③大学等教育機関との連携、人材派遣

写真・映像や美術に興味を持つ若い世代に、より専門的で高度な知識を習得していただき、写真・映像や美術館に親しみをもち、将来の仕事や人生に役立てていただくために、写真美術館の学芸員が他大学等教育機関と連携し、非常勤講師として多くの大学で講義をいたします。現在、以下の大学・大学院で写真・映像・美術館に関する様々な講座を展開しております。

跡見学園女子大学、学習院女子大学、実践女子大学、女子美術大学、東京都立大学、東京総合写真専門学校、東京写真学校、筑波大学、法政大学、玉川大学、武蔵野美術大学、明治学院大学、早稲田大学

④学校教員対象の研修会の実施、授業の提案

スクールプログラムの一環として、図工・美術を中心とした小中高の学校教員を対象に、写真・映像を活用した体験プログラムや鑑賞プログラムを授業や部活動に取り入れていただくための研修会を実施し、教育現場に新しい授業の内容、進め方、デジタル機器の活用等について具体的に提案します。

一般の方々

①ボランティアの育成と活動の場の提供

ボランティア・スタッフはパブリックプログラム、スクールプログラムをはじめ当館の事業実施において、美術館と参加者の橋渡し役となり、参加者の理解が深まるようにサポートします。その育成活動として、写真美術館はボランティアに対して、研修会を年間に複数回実施し、技能や知識、接遇について学んでいただきます。こうした活動をとおり、ボランティア・スタッフにとって美術館は社会参加、社会貢献の場となり、美術館にとっては事業実施の頼もしいサポーターを得ることができます。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (1) 広報の充実

1. 実施方針

写真美術館が実施する様々な事業を、多様なツールを有効に活用し、広く発信していくことにより、来館者、利用者を促進するとともに、写真・映像文化の普及に努めていきます。

(1) 時宜にかなった適切な広報活動

① 出版、印刷物による広報活動の展開

通年、3つの展覧会会場で開催される展覧会等の情報をプレスリリースで、各マスコミに積極的にアプローチし、紙面掲載により事業を広く周知していきます。

② 外国人向け広報

多言語による美術館案内、ホームページによる案内、海外で有力な情報サイトへの情報提供や外国紙媒体への広告出稿など展開し、外国人の来館促進に努めます。

③ 連携広報

近隣地区との広報連携(恵比寿駅、恵比寿ガーデンプレイス、近隣文化施設)を深め、近隣地域に来訪した方々の来館を促進します。

(2) 上記を実現するための具体的な取組

写真美術館では以下のような広報活動に積極的に取組み、来館者、利用者にとって満足度の高い事業を広く発信し、来館者増に努めていきます。

① 館長・学芸員によるプレス向けブリーフィングの実施

② 展覧会広報、プレス内覧会の実施

③ 広報誌「eyes」ほか、出版物による広報活動の展開

④ 美術館ウェブサイト・SNSによる広報活動の拡大

⑤ 国際的メディアへの広報活動の拡充

⑥ 「あらゆる人が楽しめる美術館」をアピールするイベントの開催・告知

⑦ 国際都市・東京における多言語化への取組

2. 取組事例

(1) 館長・学芸員によるプレス向けブリーフィングの実施

より広く利用者に写真美術館の多様な事業を理解していただくため、写真美術館のトップである館長はじめ、各事業を担う学芸員、職員から美術館運営全般についてブリーフィングと質疑応答を行う「記者懇談会」等を実施しています。

展覧会事業のみならず、様々な参加者を対象とした教育普及事業、写真・映像の専門図書を取り扱う図書室の運営、作品保存や展示環境の保全に取り組む保存科学研究室の活動など、幅広い事業を丁寧に説明し、活動への理解をふかめていただく努力を重ね、写真美術館の存在感をアピールします。

(2) 展覧会広報、プレス内覧会の実施

展覧会の開催前日等に、報道関係者を対象としたプレス内覧会を開催し、出品作家や担当学芸員による展示解説を行い、記者からの質疑に対応し、参加した記者等の展覧会理解を深め、展覧会の記事掲載を促します。

また、展覧会の広報を効果的に行うため、ポスター、チラシの配布、ターミナル駅への広告出稿、車内デジタルサイネージ広告、SNS媒体への広告出稿、恵比寿ガーデンプレイス内のポスター掲出やチラシの配架、新聞広告などを実施します。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】 9 館の事業を支える仕組みについて (1) 広報の充実

(3) 広報誌「eyes」ほか、出版物による広報活動の展開

写真美術館が実施する様々な事業の情報をコンパクトにまとめ、利用者に写真美術館の活動をより深く知っていただくよう努めます。

広報誌「eyes」を四半期ごとに発行し、館内配布を行うとともに、マスコミや美術館、博物館、都内の写真映像を取り扱うギャラリーなどに配布しています。

また、漫画による広報誌別冊「nya-eyes(ニアイズ)」を発行し、多岐に渡る活動とそれに携わる職員を主人公にユーモアを交えて描いています。今後もこのような「顔の見える写真美術館のスタッフ」の活動に親しみを感じていただく工夫を凝らしてまいります。

恵比寿地域との連携では、恵比寿ガーデンプレイス内に、定期的にチラシやポスター等広報配布物を配布・掲出し、恵比寿ガーデンプレイス来訪者への周知を行うとともに、近隣の飲食施設と写真美術館展覧会半券提示による割引サービスを展開するなど、ガーデンプレイス内の回遊性を高める相互広報を行っています。

(4) 美術館ウェブサイト・SNSによる広報活動の拡大

写真美術館では、バラエティに富んだ内容のウェブサイトを構築し、都民をはじめとする世界からの来館者、利用者に親しまれるよう、施設の概要、展覧会、作家によるトークなどの企画の告知や作品紹介、作家インタビュー、教育普及プログラム、実験劇場における映画上映、ミュージアム・ショップやカフェのご案内などの情報を提供しています。現在では月間約50万PVのアクセスがあり、効果的な広報活動の一翼を担っています。

また、英中韓の展覧会情報や写真・動画を豊富に活用し、来館経験のない人でも「行ってみたい」と思う魅力的なサイト運営を行います。

館公式twitterでは、写真やわかりやすい文章を頻繁に発信し、あらゆる人にとって美術館が身近に楽しめる場所であることをアピールしています。さらにサマーナイトミュージアムの広報、関連イベントなど財団内各館の共通広報を展開、写真・映像文化に触れる機会を増やしています。

(5) 国際的メディアへの広報活動の拡充

写真美術館は、海外の雑誌や新聞、媒体で取り上げられるよう、以下の国際メディアへの広報活動の充実を図ります。

① 英語版プレス・リリースの配布

展覧会開催2ヶ月前にプレス・リリースを行っています。より詳細な情報を受け取りやすくするためにホームページから申請し、プレス図版のダウンロードができるサービスを行っています。今後はさらに英語版プレス・リリースの内容を充実し、外国メディアが取り上げやすい情報を豊富に揃えてまいります。

② ホームページの英語・中国語・韓国語情報を充実

外国からの来館を促進するため、SNSやホームページの英語情報だけでなく、中国語・韓国語も充実させています。

③ 配布印刷物・展覧会解説等の英語併記の充実

取材の参考となる美術館概要や年報、フロアガイド、リーフレット、展覧会図録等の印刷物および展覧会場で掲示するキャプションや解説等はすべて英語併記とします。よりクオリティの高い表現・表記を目指します。

④ 英語が堪能なスタッフが取材に対応

海外プレスの取材等については、英語が堪能な広報スタッフ、美術館スタッフおよび学芸員が対応し、円滑な意思疎通を図ります。円滑なコミュニケーションにより、掲載チャンスを積極的に獲得しています。

⑤ 日本のトップミュージアムへ

平成28年度のリニューアル・オープンに合わせ、当館は新しいシンボルマークとロゴタイプを制作しました。愛称(TOP)は誰からも親しみやすくオープンな印象を与えるとともに、日本でトップの専門美術館として新しいイメージをアピールするものです。愛称の普及と定着につとめ世界から「TOP」と呼ばれる美術館を目指します。

提案課題3【事業に関する業務】 9 館の事業を支える仕組みについて (1) 広報の充実

(6) 「誰もが楽しめる美術館」をアピールするイベントの開催・告知

初心者から専門家まで、また年齢や使用する言語、障害の有無など、さまざま背景を持つ人が写真美術館の事業を活用し、都民の潤いのある生活に寄与するため、時宜にかなった必要な情報を提供し、あらゆる人が写真・映像文化を享受できるための広報活動を積極的に実施します。

【実施の例】

- 地域の賑わい創出のため、年始特別開館に無料観覧やミニコンサート、展示解説などイベントを実施し、初心者や初めての方にも美術館に来る楽しさを提供
- アトレや三越など近隣商業施設での「影絵ショー」や「クロマキー撮影体験」イベント開催で当館を幅広い客層に紹介
- スタンプラリーなど館内参加型イベントで、多様なアートをめぐる体験を提供
- 夏の開館時間延長と学生以下無料入館を実施し、夜間開館集客拡大のイベントを開催
- 視認性の高い作品解説書を作成し、作品理解を深め、来館者の鑑賞の楽しさを提供
- 外国語による美術記者対象としたプレスツアーの実施し、外国語媒体への露出を図る

(7) 国際アート都市・東京における多言語化への取組

文化の魅力あふれる国際都市・東京の文化施設として、質の高い文化事業を、国内はもとより、海外からの観光客及び在住外国人等にも広く周知し、写真・映像文化を通じて東京と世界をつなげるために、写真美術館は事業実施については、以下のような取組に力を入れます。

【実施の例】

- 案内表示の多言語化を進め、視認性の高いピクトグラムを多用するなど、あらゆる国と地域、年代や背景の来館者が利用しやすい館内案内に努めています。
- 館内案内、各種印刷物、カタログ等で外国語表記を行います。また、館の主要なお知らせ(施設案内、利用ガイド)については英語・中国語・韓国語に多言語化し、ホームページにも掲載しています。
- 在京の外国語媒体(観光ガイド、新聞、雑誌)等に英文によるプレスリリースの発信するほか、多言語による館・展覧会情報の提供と広告の出稿を行い、外国人来館者のさらなる増加を目指していきます。
- 外国人観光客が使用するホテルや主要な観光案内所等に外国語パンフレットなどの配布物を提供し、当館への来館を決定づける確実な情報提供を行っていきます。
- 展覧会では恵比寿映像祭のやさしい日本語で巡るガイドツアーや外国語によるガイドツアー、初期写真展の「Gallery Tours in English」を実施し、参加者からご好評をいただいております。
- 教育普及事業では、都内インターナショナルスクール在校生や異文化交流センターの学生を対象としたスクールプログラムを実施しており、今後も取組を積極的に行ってまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (2) 来館を促進する取組(パスポート)	
1. 実施方針	
より多くの方に、気軽にご来館いただく機会を提供するため、広報活動に加え平成29年度から通常の観覧券のほかにパスポートを提供しています。 パスポートの有効期間は購入から1年ではなく年度ごとにすることで、販売時に年度内にどのような展覧会を開催するのかわかりやすくご案内する機会となるとともに、年度当初にご購入いただくことを促すことで、繰り返しのご来館による金銭的な”お得感”や美術館への”親しみ”が増すことが期待でき、来館者の裾野拡大を目指します。 また、パスポートにはミュージアムショップでの割引や、当法人が管理運営する他施設の割引鑑賞などの特典も付加し、展覧会鑑賞だけではない複合的なサービスを提供していきます。	
パスポートの概要	
名 称： TOP MUSEUM PASSPORT	
販売価格： 3,300円(消費税及び地方消費税を10%を含む。)	
有効期間： 4月1日から3月31日まで	
特 典： 展覧会 ・収蔵展:無料 ・企画展:4回まで無料 (5回目以降は2割引) ・誘致展:割引 ・同伴の方1名様まで展覧会を無料または割引 (収蔵展:無料/企画展・誘致展:割引) 1階ホールの上映を割引 (同伴の方1名様まで割引) ミュージアムショップのお買い物割引 カフェ利用時のサービス (公財)東京都歴史文化財団が管理運営する、美術館・博物館での割引	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (3) 人々の自発的な活動との連携・協力

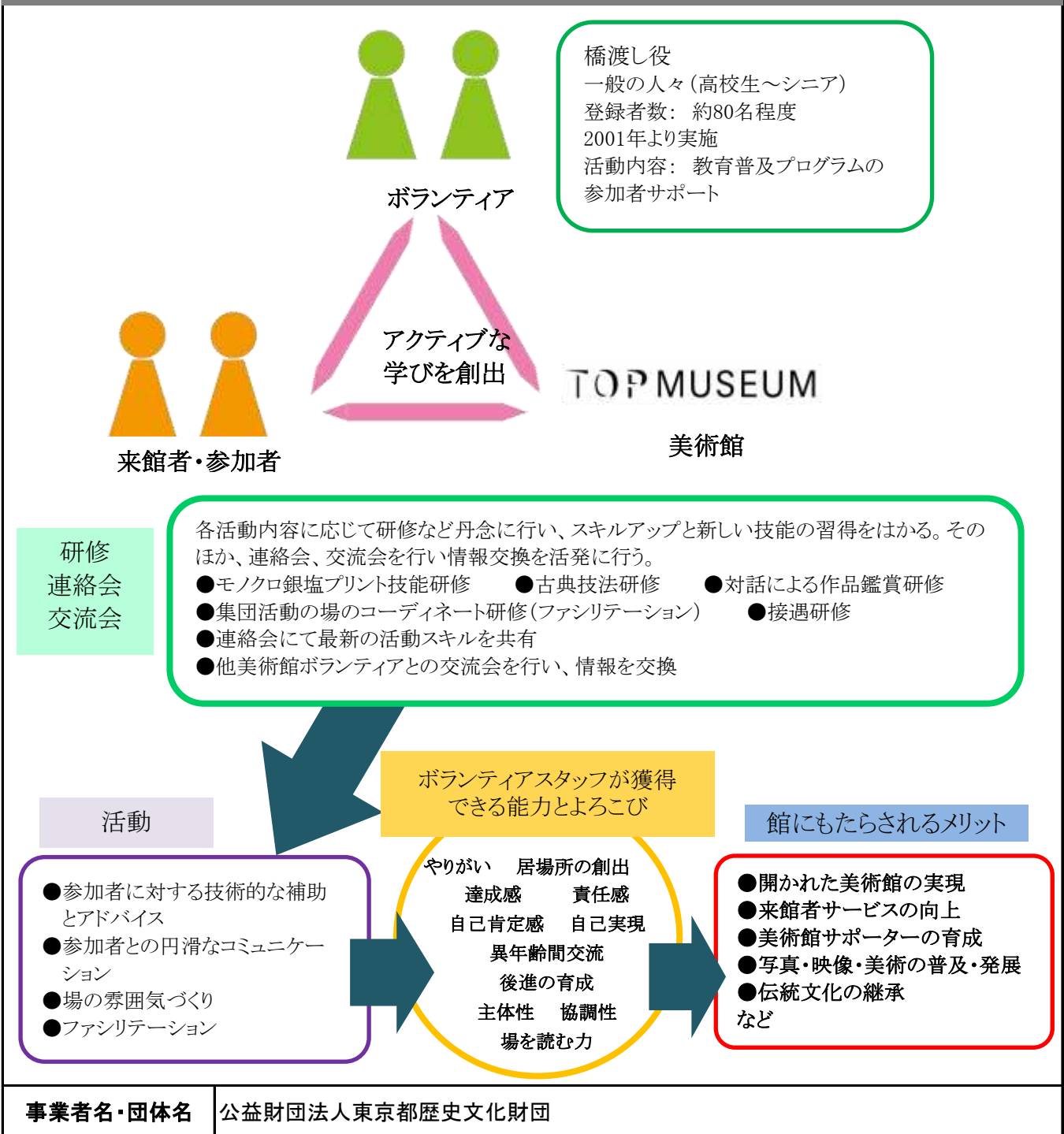
1. 実施方針

より開かれた美術館の実現にあたり、一般の人々と高校生の参加・活躍の場の提供、また、やりがいや居場所の創出などを目的とし、ボランティアの育成・活用を推進していきます。

ボランティアを単に業務の補助的役割を担うための技能を有する人と捉えるのではなく、ボランティア各個人が主体的にかかわることができるよう各人の長所や得意な点を生かした活動ができるよう育成します。また、活動を通して、単なる奉仕ではなく、来館者とのかかわりによってのみ得られる、交流、達成感、やりがいと自己肯定感をもたらすようにしていきます。これらの活動が、来館者サービスの向上と強力な美術館サポーターを増やすことなどへとつながり上向きのスパイラルを作り出し、館への多大なメリットをもたらします。

具体的には、下記のとおり、戦略的・段階的にボランティアの育成と活用にあたります。

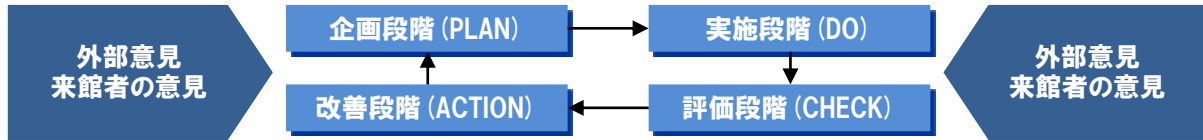
2. ボランティアの仕組み



提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (4) 外部意見等の活用

1. 実施方針

館の運営にあたり、公共美術館として求められる質の高さと内容の充実、さらには公正な運営を図るために企画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の各段階において、**外部の専門家の意見**や、**来館者の意見**を聞き、**運営の参考としていくことを重視**しています。



2. 具体的な取組

具体的には、下記の取組を行っています。今後ともこの取組を継続するとともに、充実に努めてまいります。

(1) 企画(PLAN)段階における外部意見の取り入れ

「東京都写真美術館企画諮問会議」の設置と運営

館においては平成13年度に外部の美術、写真、映像の専門家等10名で構成される「東京都写真美術館企画諮問会議」を設置し、館長から、館の重要事項や、美術館の展覧会などの企画に関する原案を諮問し、審議に付しています。この会議は年1回開催され、外部からみた東京都写真美術館の重要事業や企画の内容に関する討議が活発に行われ、管理運営の向上に役立っています。

・委員 10名(美術館長、写真史家、写真評論家、外部有識者など外部委員で構成) ・任期 2年



(2) 実施(DO)段階における外部意見の取り入れ

① 顧客調査の実施

館に対する総合アンケート(日々回覧)や展覧会ごとの個別アンケートを常時実施します。アンケートのうち、日々改善が可能なもの、改善すべき事項については、担当者が検討し、実施に移していきます。また、展覧会ごとの個別アンケートの結果については、展覧会終了後に集約し、展覧会事業報告の中で取りまとめ、内部評価、外部評価の重要な資料として、審議の参考として付されます。

② 日報による来館者からの意見の取り入れ

総合受付や、展覧会会場看視員に対する来館者からの問い合わせや意見については、日報によって確認されます。必要に応じて、実施中の展覧会等の企画についても改善を加えていきます。



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (4) 外部意見等の活用



(3) 評価(CHECK)段階における外部意見の取り入れ

公共美術館として、都民をはじめとする利用者に対する説明責任を果たし、より質の高い美術館運営を達成していくためには、事業について客観的に評価を行い、改善事項を検討し、実施に移していくことが不可欠です。館においては、平成16年度に、外部の有識者6名により構成される「東京都写真美術館外部評価委員会」を設置するなど、事業の客観的な評価を行い、改善を常に行っています。

① 内部評価

設定目標が効果的に実行されているか館内部において自己評価し、事業改善に結びつけます。評価に際しては、内部評価委員会(副館長を委員長とし、事業企画課長、各係長を委員とする)で審議し、報告書を作成します。報告書の内容は、年度終了後、目標項目ごとに事業実績を分析し、成果と課題について取りまとめています。

② 外部評価

評価の客観性を確保するため、平成16年度から、外部専門家による広い視野での評価を実施しています。外部評価の実施方法は、外部評価委員会で決定していきます。外部評価委員会では、内部評価による事業実績報告を受けた後、ヒアリングと審議を行い、各委員が自らの判断により、各事項に関する評価を行い、報告として取りまとめます。委員会は評価終了後、報告書を館長に提出します。館長は、美術館のウェブサイトを通じて、報告書を公表します。

なお、評価委員会においては、前年度に指摘を行った事項についての改善状況についてもあわせて美術館から報告を徴し、改善が図られたかどうか確認を行っています。

- ・委員 6名(博物館長、学識経験者、美術館経営研究者、外部有識者など外部委員で構成)
- ・任期 3年

③ 支援会員からの意見の取り入れ

当館の活動を支援して頂いている支援会員に対しても、年1回開催する総会において事業報告を行い、様々なご意見を頂いています。



(4) 改善(ACTION)段階における外部意見の取り入れ

内部評価及び外部評価委員会から出された意見については、即時対応可能、次年度以降、将来的課題などに整理し、順次、改善に取り組み、より質の高い美術館運営を達成してまいります。

(5) 地域連携を通じての外部意見の取り入れ

専門家のみならず、写真に関心のない人や来館しない人の意見を取り入れるため、渋谷・恵比寿・原宿エリアに拠点を置く「あ・ら・かるちゃー文化施設運営協議会」のイベント機会や、恵比寿映像祭など近隣商業施設と連携する機会を捉え、アンケート調査等を行い、潜在的なニーズを掘り起こし施策に反映します。

併せて、都内の小中学校への教育普及活動の機会を増やすことにより、写真美術館の存在を知ってもらい、さまざまな意見を聴いて、効果的に写真・映像への興味を引き出していきます。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3【事業に関する業務】9 館の事業を支える仕組みについて

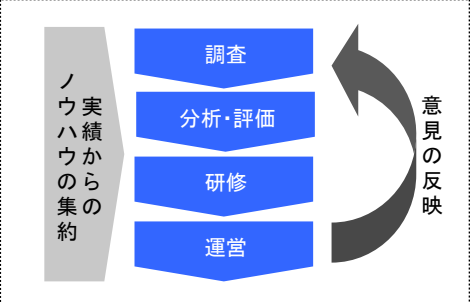
(5)ニーズの把握と対応

1. 基本方針

お客様の満足の追及

お客様のニーズは多種多様であり、様々な観点で高いレベルのサービスの提供が求められています。この期待に応えるために一人一人のニーズを丁寧にとらえた管理運営となるよう、お客様とのコミュニケーションを通じて満足度の向上を目指します。

これまでも顧客満足度調査や各種アンケート等により、利用者の多様な声を把握し、お客様の満足度の向上に努めてまいりました。今後も、来館者、利用者の声をフィードバックし、施設運営に適切に反映し、お客様の満足度をより高めていきます。



2. ニーズの把握と共有

定量、定性の両面からの利用者の声の把握

下表のとおり、お客様のニーズは、顧客満足度調査、事業の際に実施するアンケート調査等、複数の手法を組み合わせ、定量、定性の両側面からのニーズの把握を行います。

また、把握したニーズは、館内の全関係者で共有し、改善やさらなるサービスの向上に向け検討していきます。

利用者の声の把握の手法

対象	手法	調査事項	定量データ	定性データ
利用者・来館者	意見交換	サービス、施設、主催事業、他館比較	○	○
	顧客満足度調査	サービス、施設、利用実態	○	—
	ご指摘対応	サービス、施設	—	○
	利用者アンケート	自主事業の満足度等	○	○
地域等	地域の会合等への参加	地域への貢献	—	○

顧客動向の詳細な把握

当館に対する一般の方のイメージや期待と実態とのズレを把握するなど、リニューアル前と後との観覧者の減少要因を調査・分析します。

3. 運営への反映

- 利用者の声の整理・分析・共有
- 各種手法により得られた利用者の声を整理・分析し、解決、改善すべき課題を抽出し、関係者で共有します。
- 利用者・来館者の声を反映
- 利用者の声を分析した結果は、集約し、課題の優先度と緊急性を検討し優先度の高い事項から改善に着手します。また、解決のために時間・経費を要する課題などは年度計画や中長期計画に反映させていきます。
- 観覧者の減少原因を運営に反映
- 観覧者の回復のため、より幅広い人たちの来訪を促すよう、対応策を検討し、事業計画の見直しを行います。また、類似施設との競合関係を把握するなど、今後の戦略づくりの参考にしていきます。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 [事業に関する業務] 9 館の事業を支える仕組みについて (6) 外部資金の導入等による事業の充実

1. 実施方針

館は、効果的・効率的な美術館の管理運営のため、外部資金の導入を積極的に行ってきました。
館独自の支援会員制度を導入し、作品収集や自主企画展への支援など、館の財政基盤を支えてきました。
民間企業や団体からの賛助金・寄付金をいただくことは、単に資金を援助していただくということにとどまらず、東京都写真美術館の使命でありますわが国の写真・映像文化の振興に大きく貢献していただくことにつながります。今後とも、こうした外部との連携と協力を拡充してまいります。

2. 具体的な手法

(1) 支援会員制度の積極的運用

支援協議会制度は、平成13年度から導入しました。この制度は、写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動を支援することを目的とし、現在、次の活動の支援を頂いています。

(a) 東京都写真美術館の展覧会への支援

(b) 東京都写真美術館の作品収蔵への支援

(c) 新進作家を支援する事業への支援

(d) 東京都写真美術館支援会員の加入促進

維持会員制度の実績(平成30年度末)
会員数:252法人

(2) 個別展覧会における後援、協賛、協力の獲得

写真・映像の展覧会は、写真・映像関連企業、文化に理解を持つ企業や団体の協力を頂きながら開催しています。こうした企業は、写真・映像関連の技術の発展や、民意の反映としての文化に関して深い見識を持ち、文化の振興の一翼を担っています。

当館では、個別の展覧会の実施にあたり、企業や団体からの後援、協賛、協力を募り、資金や実施に必要な資源の提供を受けるように努めています。こうして獲得した資金や資源は、展覧会を支えるための大きな力となっているとともに、企業や団体の活動を通して、写真・映像文化の普及のための推進力ともなっています。

今後とも、こうした取組を強化し、より効果的な展覧会の実施に努めてまいります。

平成31年度映像展「しなやかな戦い ポーランド女性作家と映像」



平成29年度自主企画展「長島有里枝 そしてひとつまみの皮肉と、愛を少々。」展

◇助成金・協賛金1団体・2社

助成:芸術文化振興基金

協賛:株式会社ニコン、株式会社ニコンイメージングジャパン

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4【館の運営に関する業務】 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

1. 開館時間の考え方

(1) 開館時間

東京都写真美術館条例施行規則に従い、**午前10時開館から午後6時閉館を基本**とします。恵比寿ガーデンプレイスという一大商業複合施設内の立地条件を鑑み、恵比寿三越等商業施設の午前11時開館よりも1時間早い開館とすることで、より顧客ニーズにあった対応が可能になります。また、**毎週木曜日及び金曜日を夜間延長日とし、午後8時まで開館**します。週末の仕事帰りに美術鑑賞をしたいというニーズに応えます。

(2) 開館時間の延長

1階ホールでは、映像文化の振興を図るため、美術館ならではの芸術性が高い上質な作品を通年で上映します。このため、1階ホールは休館日(月曜日)を除く全ての曜日に上映スケジュールにあわせ、**午後8時から午後9時までの延長開館**を行い、配給会社や映画ファンの要望に対応します。

また、今後、開館時間の延長による夜間開館については、お客様ニーズに合わせて付加価値を高め、採算性も考慮しながら、効果的に実施してまいります。

(3) 臨時開館・特別開館

年末年始は、東京都写真美術館条例施行規則並びに開館以来の経緯から、12月28日から1月4日まで休館していますが、**年始(1月2～4日)の正月特別開館**を実施しています。

恵比寿ガーデンプレイス内の商業施設の1月2日開店にならい、来館者ニーズに応え、特別開館しています。初詣や年始まわりなどの習慣が薄れ、休日の過ごし方も千差万別となっている社会状況の変化をいち早くとらえ、**正月を文化施設で楽しむという選択肢を提供**するものです。さらにお客様に楽しんでいただくため、ゴールデンウィーク中の休館日、年末12月28日についても臨時開館しています。

2. 休館日の考え方

東京都写真美術館条例施行規則に従い、**月曜日**(月曜日が祝日にあたる場合は翌火曜日)及び**年末年始の一部を休館日**としています。展示替えや設備機器の定期的なメンテナンス上、**週1日程度の休館日は必要**であると考えます。

3. 多言語化

前期指定管理期間では、外国人旅行者の急増や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、ハード面の多言語化の体系的な整備やショップ・レストラン等を含めたスタッフ対応等ソフト面での充実について、欧米・アジア諸国の主要な文化施設の水準を参考に対応方針を策定するとともに、お客様の利用実態に即した対応計画を策定し取り組んでまいりました。

今期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、お客様のニーズを踏まえ、更なる充実を図ってまいります。

【前期指定管理期間の取組】

平成28年度 対応計画の策定
平成29年度～平成31年度 整備実施、効果検証、改善

【今期指定管理期間の取組】

館内案内、各種印刷物、カタログ等で外国語表記を行います。また、館の主要なお知らせ(施設案内、利用ガイド)については英語に限らず、多言語化を行い、ホームページにも掲載いたします。また、海外からのお客様にも対応、接客できるスタッフを配置し、対応します。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4【館の運営に関する業務】 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

4. バリアフリー化

前期指定管理期間では、超高齢社会への対応や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、あらゆる人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、事業やお客様サービス等ソフト面のバリアフリー化について、お客様のニーズを踏まえた対応方針を策定するとともに、利用実態に即した対応計画を策定し取り組んでまいりました。またハード面のバリアフリー化についても、東京都と一体となって整備を進めてまいりました。

今期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、多様性のある社会の実現に向け更なる充実を図ってまいります。

【前期指定管理期間の取組】

平成28年度 対応計画の策定
平成29年度～平成31年度 整備実施、効果検証、改善

【今期指定管理期間の取組】

館内フロアの段差解消やトイレなどのバリアフリーはもとより、「点字ガイド用マップ」、「筆談用ボード」を1階総合受付カウンターに備え案内を行うとともに、警備スタッフによる車椅子利用者へのサポート、1階ホール内には難聴者用磁気誘導無線装置を備えています。また、展覧会によっては手話通訳付きギャラリートークを実施するなど、障害者の方への対応にも引き続き取り組んでまいります。

5. ユニークベニュー

参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京及び地域の魅力発信につなげていくため、民間企業等の開催する企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント等に当館の一部施設を提供する事業(ユニークベニュー)を行ってまいりました。

今後も当館の設置目的に沿った事業を中心に、館の運営に支障を来さない範囲で対応してまいります。

【前期指定管理期間の実績】

平成29年度 1件 展覧会プライベートツアー・レセプション
平成30年度 2件 展覧会プライベートツアー・レセプション、ユニークベニュー視察・説明会

6. 利便性の高い決済手段等

チケット販売窓口において、欧米の外国人旅行者のニーズが高いクレジットカード決済や、日本国内でのシェアが高いSuicaやPASMO等のICカード決済を導入し、利便性の向上を図ってまいりました。加えて令和2年度内にアジア諸国の外国人旅行者の利用が多いQRコード決済の導入を予定しております。

また、訪日外国人向けのデジタルチケットへの参加を通じてチケットレス化を促進してまいりました。

今後もショップやカフェ等を含め、お客様にとって利便性の高い決済手段の充実を検討するとともに、オプションツアーアクティビティやオンラインツアーエージェント等の観光産業と連携したチケットレス化の充実を検討してまいります。

【これまでの取組】

平成29年度～ クレジットカード・ICカード決済導入
令和2年度～ QRコード決済導入(準備中)、

提案課題4 [館の運営に関する業務] 2 施設及び附帯設備の貸出しについて

1. 実施方針

(1) 2階、3階展示室及び地下1階展示室

2階、3階展示室及び地下1階展示室は、本来的に美術館の収蔵展や企画展を行うスペースではありますが、写真・映像文化の振興に資する団体や、当美術館で実施するにふさわしい写真家などが、展覧会開催を希望する場合には、本来的な美術館としての活動に支障を来さない範囲内で、誘致展を対象として、貸出しを行っています。なお、この場合、地下1階展示室を中心として貸出を行います。

(2) 1階ホール

1階ホールについては、現在、写真・映像や美術関連の新作を中心とした映画作品の上映を行うスペースとして活用していますが、写真・映像文化の発展に貢献する公的な団体の企画などについては、上映スケジュールと調整し、貸出しを行っています。

(3) 創作室

1階にあるスタジオ(創作室)については、通常ワークショップなどの教育普及事業や、展覧会に関連したトークなどのスペースとして使用していますが、各種団体が主催して行う写真・映像関連の事業にも貸出し、写真・映像文化の総合的な発展に役立てています。今後とも、同様の活用を着実に行ってまいります。

(4) その他附帯設備

1階ホールで企画を実施する場合に必要な附帯設備については、必要に応じて貸出しを行います。

2. 利用料金の具体的な提案

貸出施設の利用料金は、東京都写真美術館条例に基づき、東京都写真美術館利用料金要綱で定めています。写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくため、条例金額よりも割安な料金を提案致します。具体的な料額は下記のとおりです。

展示室関係	全日 56,000円 (地下1F展示室 93,100、2F・3F展示室 79,690)	
1階ホール	午前 13,000円 (17,520)	午後 16,000円 (23,370)
	夜間 16,000円 (23,370)	全日 40,000円 (58,430)
創作室	午前 4,500円 (6,030)	午後 5,500円 (8,040)
	夜間 5,500円 (8,040)	全日 14,000円 (20,120)
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回 2,500円 (2,500)
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回 5,000円 (5,000)
	電源設備	1kw1回 120円 (120)

注:()内は、東京都写真美術館条例による料額(単位:円)である。

東京都写真美術館利用料金要綱(施設使用料減免関連抜粋)

- ① 官公署が施設等を使用するとき。 **25%減額**
- ② 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 **50%減額**
- ③ 若手芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき。 **免除**
- ④ 公益財団法人東京都歴史文化財団が主催する事業に使用する場合で、館の振興のために特に必要があると認められるとき。 **50%減額**
- ⑤ 写真等に関する普及活動を実施し、公益の実現を図ることを目的とする団体が、一般都民を対象とした事業を実施するとき。 **50%減額**
- ⑥ 上記のほか、館長が特に館の事業にとって必要と認めるとき。 **減額又は免除**

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4 [館の運営に関する業務] 3 館内サービスについて (1) 来館者への基本的なサービス

来館者への基本的なサービス

(1) 実施方針

美術館は作品を鑑賞する場を提供するとともに、人々が集い、それぞれの知的関心を高め、人生を豊かにする創造の場でもあります。近年、美術館の果たす役割はますます多様となっていますが、できるだけ多くのお客様を館へお迎えし、満足度の高い空間を提供してまいります。

① プロフェッショナルな対応とホスピタリティをもって来館者サービスにあたります。

お客様が気持ちよく充実した時間を過ごし、人生をよりよく生きるきっかけや活力を見いだすことができる美術館とするため、常にプロフェッショナルな対応とホスピタリティをもってお客様をお迎えします。

受付案内・警備・清掃については、専門的な訓練を受けたスタッフを擁する事業者へ委託し、それぞれ研修を繰り返すことにより、接遇その他のレベルを常に高く保ってまいります。

また、日常的には、きめ細やかなそして緊急時には迅速・確実な対応が可能となるよう日頃から訓練し徹底してまいります。

② 地域との連携により、館に「賑わい」を創出します。

館は、恵比寿ガーデンプレイスという複合商業施設内に立地していることから、食事やショッピングを楽しむなど人々の消費や余暇活動の流れに乗り、芸術・文化普及の相乗効果をあげています。今後、近隣地域との連携をさらに密にし、地域の賑わいを共有するような館の運営に努めます。

③ 顧客ニーズや社会状況に沿うよう、サービスや事業の改善を図ります。

アンケート調査を常時実施し、リアルタイムでニーズの把握を行い、事業改善に反映させます。また、外部評価委員会を設置しており、さまざまな立場にある外部評価委員の意見を運営に採り入れ、多様なニーズに積極的に応え、来館者サービスの向上に努めます。少子高齢化社会に向け、小さな子供から高齢者までが利用しやすく、過ごしやすい環境を整えるため、居心地のよい共用スペースの提供、視認性の高い館内外のサインの構築、読みやすい施設案内やWi-Fi環境の整備など、改善を図ります。

(2) サービス充実に向けた取組

① 受付案内業務

美術館の管理運営を円滑なものとするのはもとより、お客様がよりご利用しやすい環境を整えるため、ホスピタリティあふれる受付案内業務を行います。

- 1階に総合受付カウンターを設置、4名のポストを配置し、観覧券の販売や展示案内等を行います。
- 展示受付については、収蔵・映像展及び自主企画展、誘致展実施時に展示室入口に検札業務として1～2名のポストを配置することにより、入場者数の把握及び展示案内等を行います。
- 外国人のお客様がほぼ1割程度、来館されます。このため、1階総合受付では英語、中国語、韓国語での対応もいたします。

② アクセス誘導サインの整備

館へのアクセスを容易にし、より来館しやすい条件を整えていくことは、公共美術館としての東京都写真美術館にとって重要なことです。この認識に立ち、次の方策を実施します。

恵比寿駅から恵比寿ガーデンプレイス(YGP)へのアクセスは導線の設計により、非常にわかりやすくなっていますが、YGP内における写真美術館へのアクセスをより判りやすくしていくことは重要です。このため、YGPインフォメーション窓口案内図を置くなど、努めています。また、YGPをはじめとする関係者との連携、協力を求め、ガーデンプレイス内に館へのアクセス誘導サインを整備するなど、来館者の利便性の向上に努めてまいります。

提案課題4 [館の運営に関する業務] 3 館内サービスについて

(1) 来館者への基本的なサービス

③ お客様にとって安心して来館できる施設づくりに取り組んでいます。

① 急病人対応

怪我、急病人等に対応するため、「危機管理マニュアル」に基づき、救急車要請を直ちに行い、救急隊員との連携により、急病人を迅速に医療機関へ搬送します。また、館内にAEDを設置しており、普通救命講習の受講修了者を常時配置し、緊急時に対応できるようにしています。

② 高齢者対応

館内のエレベーターを増設して2台体制とし、高齢者の方にも使いやすい施設としています。

③ 授乳室の設置

乳幼児連れの女性の方などにも来館しやすいよう、1階に授乳室を設置しています。

④ 外国人に対するサービスの向上

【基本的な考え方】

国内唯一の写真・映像を専門とする総合美術館であり、世界に向けてその魅力を発信するため、諸外国からの来館者対応、外国語での情報発信の強化を図ってまいります。

【具体的な取組】

- 案内表示の多言語化に努めると共に、視認性の高いピクトグラムを採用して、あらゆる国と地域、年代層の来館者が利用しやすい館内案内に努めます。
- 在京の外国語媒体（観光ガイド、新聞、雑誌）等に英文によるプレスリリースの発信、多言語による広告の投稿を行い、外国人観光客の誘致を図ります。
- 外国人観光客が使用するホテルや主要な観光案内所等に館の外国語パンフレット、リリースを配布し、情報提供を行います。
- 財団が実施する顧客満足度調査で行う「外国人モニター調査」の結果を参考に、海外メディアへの情報提供、効果的なPR方法等を検討、実施します。

⑤ 賑わいの創出に努めます。

館の事業と、ミュージアム・ショップやカフェの集客策との効果的な連携を図り、双方向の賑わいの創出に努めます。

⑥ 固定ファン層の拡大を図ります。

年間に複数回、展覧会を観覧できるパスポートの推進により、リピーターによる固定ファン層の拡大を図ります。

⑦ チケットの販売及び販路拡大

展覧会チケットは、1階の総合受付にて販売いたします。

来館者サービスの一環として、恵比寿ガーデンプレイスオフィスワーカー向け優待などの地域近隣施設と連携した割引サービスや、財団が管理運営する他の施設の友の会会員を対象とした割引サービスなど、館外施設と連携した販路拡大に努めます。

また、ショップ、カフェのレジ窓口、展覧会チケットの総合受付ではクレジットカードや電子マネーによる支払を可能としています。今後はQRコード決済を導入致します。

⑧ 恵比寿ガーデンプレイス等との連携

恵比寿ガーデンプレイス内の立地条件を活かし、展覧会のテーマにあわせ、個々のテナントとイベントの協同企画も展開します。展覧会ポスターの掲出はもとより、アド・カードやポストカードを店頭に配架して、お客さまが気楽に館にお立ち寄りになれる演出を心がけます。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4 [館の運営に関する業務] 3 館内サービスについて (2)ミュージアムショップ及びカフェ等の運営

ミュージアムショップ及びカフェ等の運営

(1) 運営方針

館内の飲食施設やミュージアム・ショップも、来館者に憩いや潤いをもたらす重要な役割を負っています。東京都写真美術館では、展覧会観覧前後に、美味しい料理とドリンク、おもてなしの心とサービスでくつろぐ「カフェ」を1階に、多彩なグッズや専門書籍を用意し販売するため「ミュージアム・ショップ」を2階に設置し、お客様をお迎えします。

(2) 具体的な取組

カフェ

店舗運営の方向性

- ① 明確なコンセプト、メッセージ性、独自性
- ② ニーズの反映、新しいニーズの創出
- ③ 展覧会事業との連携、協力
- ④ 環境への配慮
- ⑤ ホスピタリティの維持向上

取組内容

1階エントランスホールに面し約14㎡のオープンデッキを併設したカフェは、展覧会や映画鑑賞の合間に立ち寄るといった利用だけでなく、写真美術館という日常から少し離れた特別な空間で、ゆっくりとした時間を過ごせる場を提供します。

来館者はもちろんオフィスワーカーや恵比寿界隈にお住まいのお客様を惹きつけ、多くのお客様が行き交う魅力ある店舗づくりを目指します。

また、展覧会と連動したカフェメニューの開発や、手軽な軽食メニューの充実に力を入れてまいります。

営業時間／午前10時から午後7時まで(木・金曜日は、午後8時まで)

ミュージアムショップ

店舗運営の方向性

- ① 明確なコンセプト、メッセージ性、独自性
- ② ニーズの反映、新しいニーズの創出
- ③ 東京都写真美術館事業との連携、協力
- ④ オリジナルグッズの開発、販売
- ⑤ 環境への配慮
- ⑥ ホスピタリティの維持向上

取組内容

単なる「売店」ではない、オリジナリティーにあふれる品揃え、従来のショップ像にとどまらない創意工夫とセレクトにより、新たなニーズに対応したミュージアムショップを目指します。

展覧会図録や映画にあわせた書籍・グッズの特設コーナーの設置やオリジナルグッズの開発を行うとともに、写真・映像関連の古書を含む和・洋書や、デザイングッズの展開、加えて非流通本などの写真集などを取り揃えることでより一層の幅広い商品展開を行っていきます。

営業時間／午前10時から午後6時まで(木・金曜日は、午後8時まで)

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4 [館の運営に関する業務] 3 館内サービスについて

(3) 館内ホスピタリティ等の充実

館内ホスピタリティ等の充実

(1) スタッフの顔の見えるサービス

東京都写真美術館は、ホスピタリティをもったサービスを提供するためにスタッフが丸となり、お客様に顔が見えるサービスを展開しています。

1階総合受付にスタッフが常駐し、来館者からの問い合わせ、相談、苦情を直接受け付け迅速な対応を図っていきます。

警備スタッフが館内を巡回し、来館者からの問い合わせ、相談、苦情を直接受け付け迅速な対応を図っていきます。

(2) 苦情の迅速な対応について

お客様からの苦情は貴重なご意見として捉え真摯に対応し、今後の運営に活かしていきます。次のような多様な方法で広くそのご意見(苦情)を身近に収集することにより、それに対応するシステムを構築し、利用者の満足度を高めて、「よかった、ありがとう。また、来たい。」という声につながるよう迅速な対応を図っていきます。

お客様からの直接のご意見(苦情)対応

直接お客様からいただいたご意見(苦情)に対しては、真摯に聞き、どの点が問題なのか把握したうえで回答します。また、お客様が指摘する内容について現場で確認し、対応できるものは直ちに処理します。処理できない場合は、納得していただくようきちんと説明していきます。また、時間を要しても対応できるものについてはその旨説明します。

メールで寄せられたご意見(苦情)対応

メールでいただいたご意見(苦情)に対しても、関係部署に連絡確認したうえで早急に返事を出すようにしています。メールは相手方の個人アドレスがあるため、必ず、関係部署に渡す時は、個人情報保護の観点からその部分を黒塗りしてメールを提示して早急な処理を行っています。

電話でのご意見(苦情)対応

電話でいただいたご意見(苦情)は、その場で必ずメモをとり、関係部署に連絡し、迅速に回答します。但し、回答できないご意見(苦情)の場合は、連絡先を聞いてから後ほど回答するようにします。

手紙でのご意見(苦情)対応

手紙でいただいたご意見(苦情)は、関係部署に回付しお名前と住所が記載されている場合は迅速に返事を出します。

ホスピタリティをもった接遇の基本姿勢

相手を知る
心情を察する

今、相手がして欲しいことは何か。どのような心境でいるのか。どのようなタイプの人なのか。ほんの、ちょっとしたしぐさや表情、返答を気に留める程度でいいです。相手を少しでも知っておくと、その後の対応の仕方が変わってきます。

相手を
待たせたくない

誰だって何の意味もなく待たされるのはイヤなはず。ほとんどの人が時間に余裕はありません。応対においても(余裕のある場合は除いて)スピーディーに対応してほしい、と思っています。実際に手際良く、しかもキビキビした動きが必要です。

動きを丁寧に

雑な動きは“雑に扱われている”という印象に映ってしまいます。1つ1つの動きに無駄のない丁寧さが表現できると良いでしょう。立ち振舞いが大切なのはこのためです。

誠意ある心がけ

一言、やさしい言葉がけをしていますか？挨拶は心をこめてしていますか？何も言わずに相手を待たせていませんか？黙っていたのでは誠意は伝わりません。こちらから一言、一声かけましょう。相手はホッとするはずです。

表情の効果

一番先に目につき印象として残るのが、表情です。誰もが明るい、温かい表情が好きです。笑顔は相手を気持ちよくする効果を持っています。ただし、時に落ち込んだり、困ったり、悲しんでいる人にとっては、笑顔よりは、相手の心情に合った表情がホスピタリティを感じさせます。

アンケートでのご意見(苦情)対応

来館者に対して、行っている館内アンケートに記載されている館の事業・施設・案内・警備、ショップ、カフェ職員などへのご意見(苦情)を迅速に集約し、所管部署へ報告し迅速な改善を指示します。

案内や警備などスタッフが対応したご意見(苦情)対応

館内で案内や警備のスタッフに直接ご意見(苦情)を言われた場合は、直接そのスタッフがお客様に対応します。そのためスタッフ研修は行っております。その回答にご納得いただけない場合は、職員が対応します。しかし、基本的には「ワンストップサービス」を心がけております。

ご指摘(苦情)への対応の流れ

お客様からのご指摘(苦情)

初期

スタッフによる対応

二次

責任者による対応

納得・了解

運営への
フィードバック

対応策等を
掲示板に提示

データベースの
入力

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5 [組織及び人材] 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について

1. 基本的な考え方

経験と実績に裏付けされた豊富なノウハウをもつ学芸員により展覧会業務等の運営を効果的に行います。また、美術館運営に精通した管理部門の職員が館全体の良好な環境整備や付帯施設の運営管理を行います。さらに職員・スタッフ間の連携を密にするとともに接遇や社会状況を踏まえた研修を行い、運営業務の質を保持します。

2. 運営体制

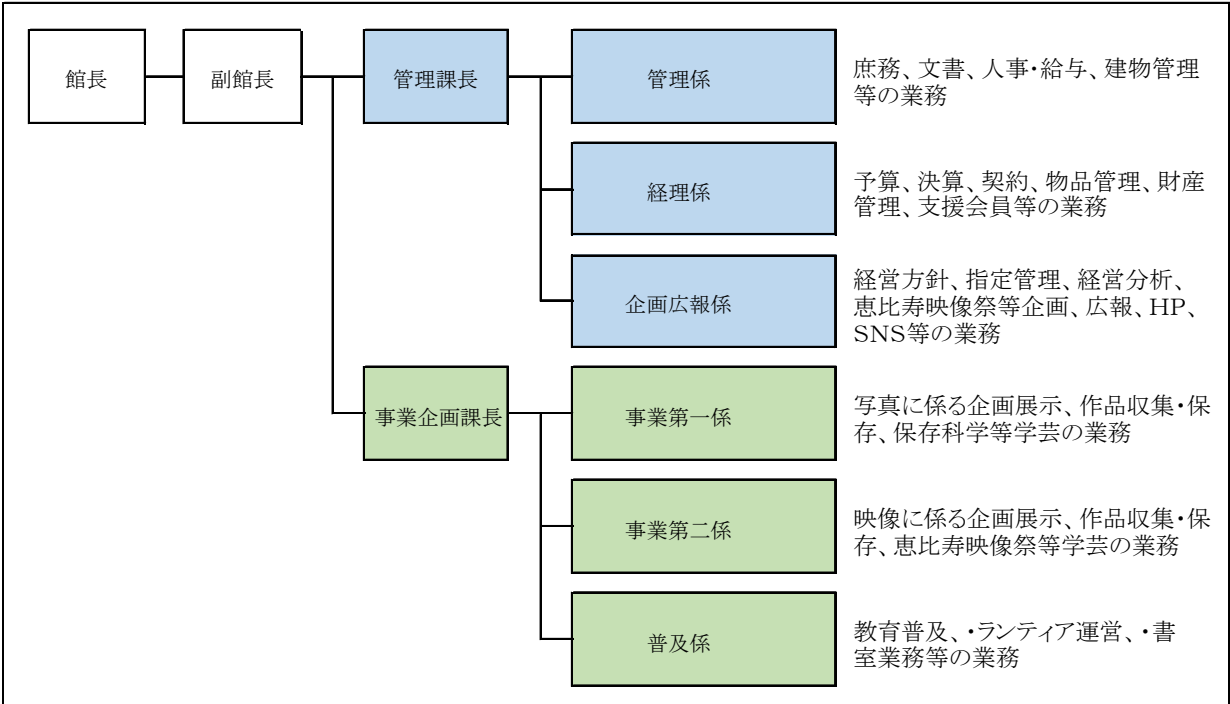
(1) 組織と各部署の業務内容

課の設置については、施設を適切に管理運営し、美術館事業の円滑な実施を支えるための管理部門として管理課を設置し、写真と映像の専門美術館の事業部門として事業企画課を設置します。

管理課については、管理・庶務業務を行う管理係と経理・契約などの業務を行う経理係、館の経営方針や映像祭の企画、広報事業を担う企画広報係を置き、着実に業務を遂行する体制とします。

また、事業企画課については、写真を専管する「事業第一係」と、映像を専管する「事業第二係」を設置するとともに、教育普及事業を担う普及係を設置します。

令和3年度



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題5【組織及び人材】 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について

(2) 各組織と人員配置

東京都写真美術館では、来館者のニーズを的確に把握し来館者の裾野を広げるため、来館者の動向を調査分析し経営方針に反映させるとともに、来館者の呼び込みに不可欠な広報の体制強化を図るべく、管理課に企画広報係を新設する組織改編を行います。

また、当館の基本方針と達成目標を着実に進めていくために必要な人員を、必要な部署に適切に配置し、効率的な事業運営を実施してまいります。

	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度	増減	令和6年度	増減	令和7年度
館全体											
管理課											
館長											
副館長											
管理課長											
管理係											
企画経理係											
経理係											
企画広報係											
事業企画課											
事業企画課長											
事業第一係											
事業第二係											
普及係											

事業の動向によりその時点で増員を検討

【現員と比較した増減数】

- ① 企画広報係

令和3年度新設(組織改編)

来館者増に向けた体制強化

提案課題3-5(1)
提案課題3-9(1)
- ② 事業第二係

令和3年度組織改編

企画広報係新設のため

提案課題3-5(1)
提案課題3-9(1)
- ③ 普及係

令和3年度組織改編

企画広報係新設のため

提案課題3-5(1)
提案課題3-9(1)
- ④ 事業第一係

令和3年度時限解除

所蔵作品の画像WEB公開等の取組の強化及び東京都コレクション展の実施のため

提案課題2-1(3)
- ⑤ 企画経理係
経理係

令和3年度組織名変更

「企画経理係」から「経理係」に変更

企画広報係新設のため

※ 令和4年度以降の人員配置については、現在想定する事業等の動向や、今後東京都から実施を求められる事業に連動して必要となる人員の確保に向けて、適切に東京都へ要求し、措置されるように努めます。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題5【組織及び人材】2 明確な責任体制の構築について

1. 基本的な考え方

美術館の最高責任者は館長であり、館長の命を受け日常的には副館長（館運営全般の責任者）の指示のもと、管理課長（人事・財務・施設の責任者）と事業企画課長（学芸部門の責任者）が各部門を指揮して事業を運営します。

事業の決定は、内容に応じて館長、副館長、課長が決定しますが、重要事業については、館長をトップとし副館長、課長などの幹部職員で構成する幹部会で審議の上、決定します。

事案決定後、事業実施上の権限は、各部門に委ねられ、進捗状況を係長会等で報告し進行管理等を行います。

1 館長

館の代表として、事業を統括します。

2 副館長

館長の意向を受け館の日々の事業を統括します。管理運営、事業展開全般のマネジメントを行います。

3 管理課長

副館長を補佐して館の経営方針、人事、財務、施設管理、広報事業等を統括します。

4 事業企画課長

展覧会の開催、収蔵作品の収集管理、教育普及事業、保存科学、図書室の運営、調査研究事業等を統括します。

2. 人材配置の考え方

（1）館長

館の最高責任者である館長については、芸術、文化に関する素養を備えているだけではなく、経営的な視点をもってたゆまぬ改革を実行できる見識ある人材を選任します。

（2）副館長

管理職として、業務経験が豊富であり、かつ事業実施及び管理運営のマネジメント力を有する人材を配置します。

（3）管理課長

管理職としての業務経験があり、財務、人事等を含めた管理運営面のマネジメント力を有する人材を配置します。

（4）事業企画課長

写真・映像に関する豊富な知識と経験に基づく専門性を有し、国際的な舞台で活動できる人材を配置します。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5【組織及び人材】3 専門的職員等の配置について

1. 基本的な考え方

館はわが国唯一の写真・映像を専門とする総合美術館であり、その運営に当たっては写真・映像に関する高い専門性と経験を要します。特に、都民の貴重な財産である3万5千点のコレクションを管理し未来へと繋げ、それを展覧会などの事業に活かすためには、写真・映像史や現在のトレンド、作品個々について深く精通した知識が求められます。

また、寄贈者や他館との作品の借受・貸受を伴う業務をはじめ、作家や他美術館・大使館等との信頼関係なしには、美術館の業務を遂行することは困難です。

財団は写真・映像・美術に関する幅広い分野の高度な専門性を有する職員を配置し、当館の役割を全ういたします。

2. 人材配置の考え方

各組織等における以下の業務を実施するために必要な専門性を有する学芸員及び図書館司書等を、適材適所に配置し、各人の能力を最大限に発揮させます。

事業企画課長〔学芸員〕

展覧会企画・構成、展覧会事業運営、教育普及事業等、学芸事業に係わる事業統括

事業第一係長〔学芸員〕

写真に係る展覧会事業、作品収集事業、作品管理・貸出、保存科学研究室、調査研究事業等の係統括

事業第一係学芸員：展覧会事業担当

自主企画展・収蔵展企画・実施、紀要制作、資料情報システム、作品管理・貸出、収蔵庫管理、作品収集等

事業第一係研究員：保存科学担当

作品保存科学研究、作品管理・貸出、作品保存修復他、保存科学研究室の運営担当

事業第二係長〔学芸員〕

映像に係る展覧会事業、作品収集事業、作品管理・貸出、調査研究事業等の係統括

事業第二係学芸員

収蔵展・恵比寿映像祭企画・実施、紀要制作、資料情報システム、作品管理・貸出、収蔵庫管理、作品収集等

普及係長〔学芸員〕

教育普及事業、図書室運営、ボランティア、地域連携等の係統括

普及係学芸員

各種ワークショップ、スクール・プログラム、ボランティア育成、博物館実習受入等

普及係図書館司書

図書購入、閲覧、整理、レファレンス・サービス、複写サービス、貸出等

企画広報係長

経営方針、経営に関する調査分析、恵比寿映像祭企画、広報事業等の係統括

企画広報係：広報担当

企画展広報、プレス内覧会、記者懇談会開催、ホームページ制作・管理、館ニュース制作・発行、館事業広報等

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5【組織及び人材】4 人材育成の取組について

1. 人材の育成方針

(1) 職員の総合的レベルアップ

- ①東京の文化発信拠点としての各施設の使命を自覚し、文化の創造・発信をリードしていく気概を持った職員の育成、組織風土の醸成を目指します。
- ②従来の発想にこだわらず、新たな課題に適切に対処できる広い視野を養い、文化施設運営に必要な専門能力と事務処理能力のさらなる向上をはかります。
- ③収益・コストを踏まえた経営上のバランス感覚、的確な状況判断及び問題解決能力に優れた人材を育てます。

(2) 専門性の向上

- ①美術館の社会的・歴史的な使命を自覚し、自らの職務の位置づけを客観的に行いつつ、能力を発揮できる人材を育成します。
- ②東京都の文化振興政策に沿って、都民等の来館者のニーズを把握しつつ、文化の発展に資する人材を育成します。
- ③館のミッションの達成のために、日常的な改善を積み重ねていくことのできる人材を育成します。

2. 具体的な取組

(1) 研修等の充実

【財団全体で行う研修】

- ①「重要課題研修」として、財団の全職員・従業員を対象に行う接遇、緊急時対応、個人情報保護等の研修を受講させます。
- ②より効果的な文化施設の運営ができるよう公益法人会計実務、広報戦略、マーケティングの「専門実務研修」について業務担当者と希望者を対象に受講させます。
- ③経営層の育成のために、係長及び課長を対象にした「管理監督職研修」を受講させます。

【写真美術館の取組】

- ①良質な都民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが必要な知識を習得し、実践を通じて研鑽していくことが重要であり、財団主催の研修受講を促進し、当館職員の資質向上に努めてまいります。
- ②学芸員の資質向上は美術館の魅力向上を図る上で重要であり、民間や公的団体の研修を積極的に活用し、国内外の美術の動向や表現の潮流、体系化など、その専門性向上に努めてまいります。
(例: 文部科学省「海外研修」、美術館連絡協議会「学芸員研修」「海外派遣研修」等)
- ③専門性の高い職員には、美術作品の審査や芸術系大学への講師派遣等を通じて、より一層専門性の向上とともに活用を通じて専門性に磨きをかけてまいります。

(2) 業務遂行上の取組

【on the job training】

- ①展覧会企画等の実施に際し、来館者からの意見を自らアンケート等で聴く機会を設け、職務に反映させます。
- ②内部評価、外部評価のプロセスを通し、来館者等のニーズや、自らの職務に対する客観的な評価を自覚し、改善等の収支計画、来館者数計画を含む詳細な展覧会企画等を自ら作成し、費用対効果の必要性を自覚し、事業に反映させていきます。
- ③これまでの指定期間で培ったスキル・経験等を若手職員に引き継ぎ、中断の無い館運営及び事業品質の維持・向上に努めます。

【組織運営面における取組み】

- ①月例の全体会(全職員参加)による情報の共有化
- ②月例の学芸員ミーティングによる展覧会企画、調査等の研修
- ③委託スタッフ(警備、設備、清掃及び総合案内・看視等)との月例連絡会による情報の共有化

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について
(1)施設等の管理業務

1. 実施方針

館の各事業運営と一体となり都立文化施設として、「関係法令等に従い」「計画的に」「効果的かつ効率的に」「適切な措置を行う」ことにより、『安定した確実な管理』を実施します。また、物品については、東京都写真美術館施設設備及び物品管理業務実施要領に基づき『適切な管理』を実施します。

【日々の施設設備のメンテナンス方針】

関係法令や維持保全業務標準仕様書(東京都)、設備機器製作所基準等に基づき、設備機器の運転・監視、保守、点検や清掃等の保全業務を計画的に実施します。また、破損や故障等の修繕には迅速に対応し、施設の機能維持に努めます。

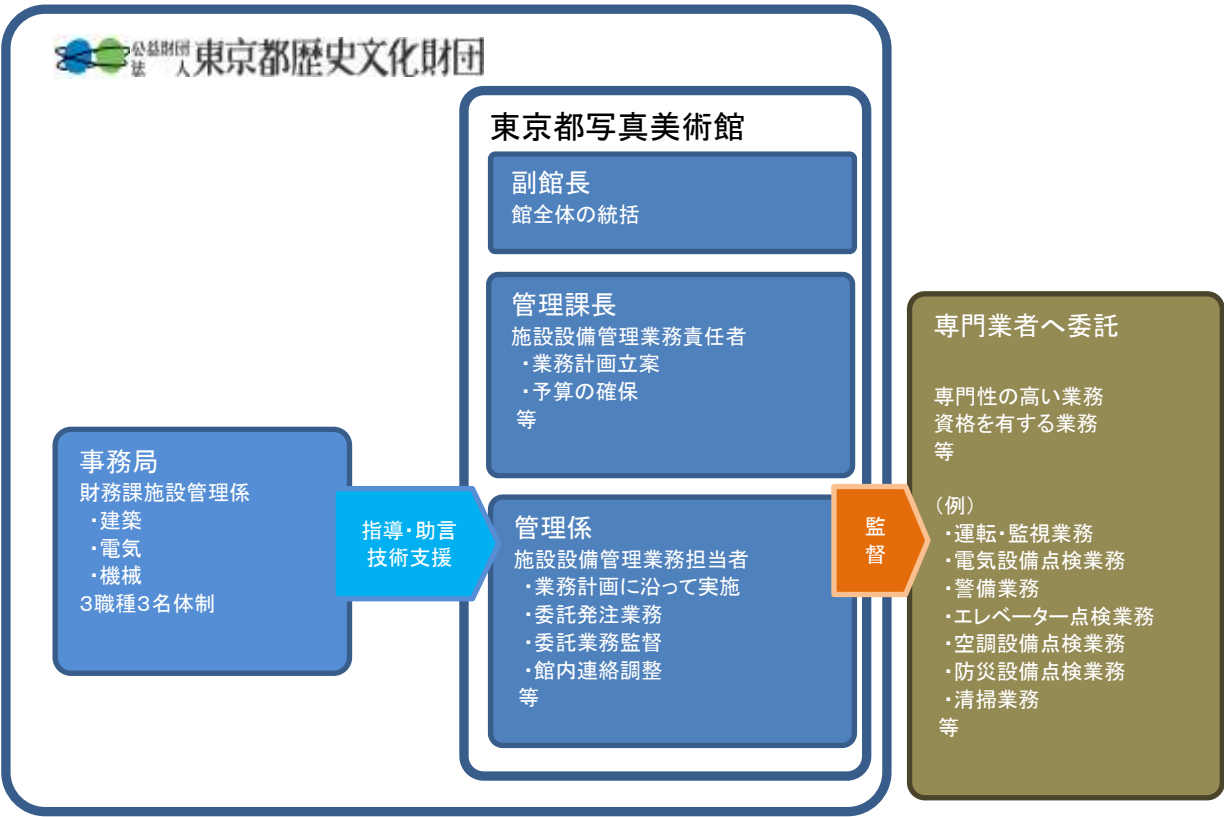
各施設設備のメンテナンスの主な内容は別表のとおり

2. 実施体制

施設等の管理業務を効率的に行うために次のように実施体制を整えます。

副館長の下、管理課長を施設設備管理業務の責任者とし、管理系の係員を実務担当者とし、業務計画の立案やその実施においては、施設設備の専門職種を有する事務局財務課施設管理系の技術支援を受けながら、組織的に対応します。また、物品は、管理課長を物品管理業務の責任者とし、企画経理系の係員を実務担当者とし、東京都への報告等は、事務局財務課契約係を通じて、組織的に対応します。

【施設設備管理実施体制】



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について (1)施設等の管理業務	
【指定管理者による修繕工事等の考え方】 指定管理者による修繕工事等は、施設管理の観点から、以下のような考え方で取り組みます。 ○日常的な補修・修繕工事 【破損や故障等に迅速に対応して建物の現状機能を保持する工事】 ・安全確保を最優先し、かつ、来館者、展覧会及び公演等への影響を考慮した応急措置、補修・修繕を実施します。 ・事業・運営等に影響が無く、その不具合等が拡大する恐れのないものについては、滞りなく適切に補修・修繕を実施します。 ・予定価格が高額の場合は、都と協議のうえ実施します。 ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します。 ○建物の安全管理のための修繕工事 【建物の安全管理等のための設備機器のオーバーホールや消耗品の交換等の工事】 ・定期点検等による機能や劣化状態の把握により、故障等の不具合が生じる可能性が高いと予測された場合、予防的な措置として実施します。 ・事業・運営に欠かせない重要な設備機器や事故に繋がる恐れのあるエレベーター等は、適切な予防保全を行い安全管理に努めます。 ・予定価格が高額の場合は都と協議のうえ実施します。 ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します。 ○施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(1) 【法令改正等により、社会的・政策的に施設整備が求められるもの。防災対策、バリアフリー、インフラ整備及び省エネ対策等に関する工事】 ・指定管理者の発意による工事については、都と協議のうえ指定管理者の自主財源で実施します。 ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します。 ・原則として、原状回復します。 ○施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(2) 【上記のいずれにも該当せずかつ著しい原状変更を伴う改修工事等(利用者サービス向上(ショップ・レストランの改装等)、施設管理の利便性の向上(事務室のレイアウト変更等)のための工事等)で、指定管理者の発意によるもの】 ・都と協議のうえ指定管理者の自主財源で実施します。 ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します。 ・原則として、原状回復します。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について (1)施設等の管理業務	
3. 業務委託の考え方	
重要な設備機器や複雑・高度な機構を持つ装置・システム等を含む施設設備管理業務を適切に実施するためには、その業務に精通した専門業者に委託することが適切です。特に有資格者による点検が法定されている業務については、委託が必須です。 業務を委託した場合には、受託者に記録等の報告を求め、状況や内容の確認を適切に行います。	
【委託業務一覧】	
項 目	主な業務内容
建物設備管理	日常運転・監視業務 建築物全般点検保守業務(建築基準法定期点検含む) 電気設備点検保守業務 空調設備点検保守業務 給排水衛生設備点検保守業務 消防設備点検保守業務 環境衛生管理業務 昇降設備点検保守業務
清掃	清掃業務
警備等	中央監視業務 受付管理業務 巡回等業務
展示室・収蔵庫等管理	害虫生息調査及び駆除業務
舞台設備等管理	舞台吊物点検保守業務 音響機器等点検保守業務 1階ホール連結椅子保守点検業務
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
1 施設設備		
(1)建築全般		
建物外部		
屋根	①排水・防止性能状態の点検 ②笠木及びパラペットの点検 ③手摺の取付部の変形・破損の点検 ④ルーフ・ドレン・樋の点検	1/年
外壁	①ひび割れ・破損状態の点検 ②タイル等の浮き・剥離状態の点検 ③防水性能・状態の点検 ④ガラスの割れ・破損の点検	1/年
建具	①開閉・作動状態の点検 ②建具回りの漏水・シーリングの点検 ③ガラス固定状況の点検	1/年
防火戸及び防火シャッター	①開閉・作動状態の点検(電動部共) ②自動閉鎖時の障害物の点検	2/年
建物内部		
壁	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
天井	①仕上材等の固定、劣化及び損傷状況の点検	1/年
床	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
階段	①亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無を点検	1/年
防災管理	①防火対象定期点検 ②防災管理点検報告	1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
(2)電気設備		
受変電設備		
断路器	①がいし汚損、損傷の有無 ②端子及び刃の過熱、変色の有無	①②1/週 ※1/年
遮断器	①ブッシング汚損、破損、亀裂の有無 ②異音、異臭の有無 ③操作部の損傷、緩みの有無	①②1/週 ③1/月 ※1/年
開閉器	①開閉表示確認 ②機構部の変形、損傷の有無 ③接地線の状態	①②1/週 ③1/月 ※1/年
変圧器	①温度の記録 ②異音、異臭、振動の有無 ③汚損、損傷、腐食の有無 ④端子部の損傷、変色の有無 ⑤接地線の状態	①②1/日 ③④⑤1/週 ※1/年
電力コンデンサー	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～③1/週 ④1/月 ※1/年
直列リアクトル	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～③1/週 ④1/月 ※1/年
避雷器	①外部損傷、破損、発錆の有無の点検	1/週 ※1/年
計器用変成器	①外部の汚損、損傷の有無 ②異音・異臭の有無	1/週 ※1/年
母線、ケーブル	①外観の異常の有無	1/月 ※1/年
電力ヒューズ	①保護筒、がいしの汚損、損傷、腐食の有無 ②端子部の過熱、変色の有無	1/週 ※1/年
受電盤、高・低圧 配電盤(キュービ クルを含む。)	①外観の汚損、破損の有無 ②信号灯・表示灯の点灯確認 ③各計器指示値記録、確認 ④操作用切替開閉器の機能確認 ⑤冷却ファンの機能の良否	②③1/週 ①④1/月 ※1/年
保護継電器	①動作表示の確認 ②カバー等の汚損の有無	①1/日 ②1/月 ※1/年
試験・測定	①シーケンス試験(インターロック試験、保護連動試験) ②絶縁抵抗測定 ③接地抵抗測定	※1/年
電気室	①天井壁等の金物類の取付状態の良否 ②室内の汚損、漏水、浸水等の有無	1/日 ※1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
非常発電設備		
自家発電装置	①発電機の汚損、損傷、取付状態 ②エンジン外観の汚損、損傷の有無 ③燃料油、潤滑油の漏れ、油量 ④試運転の実施、運転状態、表示計器類の確認	①②1/週 ③1/日 ④1/月 ※2/年
発電機盤	①スイッチ、表示、計器の確認 ②操作開閉器等の状態確認 ③端子部の状態点検	①1/日 ②③1/週 ※2/年
付属装置	①燃料タンクの残油量の確認 ②燃料タンク、防油堤、油面計の漏れ等点検 ③配管・バルブ・ダクトの損傷、取付状態点検 ④始動装置の整流器スイッチ、表示、計器の確認 ⑤始動用蓄電池電圧確認、漏液の有無点検	①～③⑤1/週 ④1/日 ※2/年
点検報告等	①消防法及び関係法令に基づく点検基準により、機器点検、総合点検を実施し、報告等必要な措置の実施	※2/年
直流電源設備		
直流電源装置	①整流器盤内外部の汚損、損傷の有無 ②異音、異臭、腐食の有無 ③スイッチ、表示、メーターの確認 ④端子部の状態、緩みの点検	①②④1/週 ③1/日 ※2/年
蓄電池	①液量確認、電槽の損傷、漏液の有無 ②配線状態、端子部の緩み	1/週 ※2/年
点検報告等	①消防法及び関係法令に基づく点検基準により、機器点検、総合点検を実施し、報告等必要な措置の実施	※2/年
負荷設備		
分電盤 動力盤 制御盤	①外観の汚損・損傷の有無 ②盤内機器の異常の有無 ③端子部の緩み、過熱の点検 ④計器指示値の確認 ⑤表示灯の確認	1/月 ※1/年
コンセント・その他 機器(外灯含 む。)	①器具の汚損、変色、錆、変形、脱落の有無 ②異音、異臭、発熱の有無 ③安定器、管球・グローランプの交換	①②1/月 ③都度 ※1/年
照明調光設備	①調光装置、スイッチ類の外観点検 ②調光装置、異音、発熱の有無 ③各種スイッチの正常位置の確認 ④動作、機能の確認	1/月 ※1/年
避雷設備	①避雷針の状態点検 ②接地線の点検	1/月 ※1/年
計量メーター類	①テナント及び自動販売機等の使用量の記録	1/月 ※1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
弱電設備		
拡声設備	①放送機器の外観点検 ②スイッチ、表示、電源確認 ③放送動作、機能の確認	1/月 ※1/年
電気時計設備	①親機、子機の外観 ②スイッチ、表示、電源電圧確認 ③動作確認、時刻補正	1/月 ※1/年
構内電話交換設備	①電子交換機の外観点検、表示確認 ②電話機の設置状態	1/月 ※2/年
監視カメラ(ITV)設備	①ヘッドエンド、モニター、カメラの外観 ②モニター映像状態確認	1/月 ※2/年
テレビ共聴設備	①アンテナ・支柱等 ②ブースター分配器等 ③映像状態確認	1/月
防犯機器	①制御盤のスイッチ、表示確認 ②作動状態確認	1/月
表示、インターホン設備	①表示器、通話機器設置状態 ②表示、通話動作確認	1/月 ※1/年
入出退計数設備	①コントローラ、センサ、PC設置状態点検 ②センサ動作確認	1/月 ※1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
(3)空気調和設備		
空気調和設備		
冷凍機	①自動制御装置の機能確認 ②保安装置の機能確認 ③各種計器の指示値の記録 ④冷媒漏れの有無 ⑤付属機器	①1/月 ②④2/年 ③⑤毎時 ※1～2/年
熱交換器及び 貯湯槽	①損傷、発錆、水漏れの有無 ②水温、水頭圧、蒸気圧の指示値記録	1/月 ※1/年
空気調和機 加湿器 全熱交換器	①エアフィルターの汚れ、付着物、破損の有無 ②温湿度感知器の設定値の調整 ③ボリュームダンパーの調整 ④ケーシング部、保温材の損傷の有無 ⑤自動制御機器の機能の良否 ⑥油量の適否及び注油 ⑦空調機内部の汚れの有無 ⑧各種自動弁の作動の良否 ⑨ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 ⑩コイル表面の汚れの有無 ⑪全熱交換機、ロータの汚れ、目詰まりの有無 ⑫加湿器蒸気漏れ、漏水の有無 ⑬加湿器機能の良否	①④～⑨⑫⑬1/月 ②③⑩⑪2/年 ※1～2/年、1/月、都度
パッケージ型 空気調和機	①エアーフィルターの清掃 ②室外機フィン清掃 ③冷媒ガス漏れ検査 ④季末・季初の点検整備 ⑤冷媒補給	①1/月 ②③1/年 ④2/年 ⑤都度 ※同上
フィルター	①汚れ・破損の点検及び差圧メーターの確認記録 ②巻き取りシャフトの点検及び軸受注油 ③制御盤の機能点検 ④汚れ、取付け状態の点検	①～④1/月
ファンコイルユ ニット	①送風機の異音、振動の有無 ②コイルの汚れの有無 ③ドレンパンの損傷、汚れ、詰まりの有無 ④エアフィルターの汚れの有無 ⑤自動制御等付属装置の作動確認	1/月 ※1/年、2/年、都度
除湿機	①エアフィルターの汚れの有無 ②送風機異常の有無 ③ローターの汚れ、目詰まりの点検	①②1/月 ③2/年 ※2/年、1/月
全熱交換 ユニット	①送風機異常の有無 ②エアフィルターの汚れの有無 ③ローターの汚れ ④加湿器機能の良否 ⑤配管損傷・水漏れの有無	①③～⑤2/年 ②1/月 ※1/年、1/月

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目		業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
	送風機及び 排風機	①電流値の確認 ②羽根車・ケーシングの汚れの有無 ③振動・異音・ボルトの緩み等の有無 ④錆、腐食の有無 ⑤Vベルトの伸張度の適否 ⑥軸受温度の適否	1/月 ※2/年、1/年、都度
	ポンプ・配管	①膨張タンク内外の腐食の有無 ②ポンプ電流値の確認 ③圧力計の指示値の確認 ④回転部、摺動部・可動部の異常の有無(異音、異臭、過熱) ⑤油量の適否及び注油 ⑥グラウンド部よりの滴下水量の適否 ⑦配管系の損傷・錆・漏水の有無 ⑧バルブの機能確認	①④～⑧1/月 ②③1/日 ※1～2/年、都度
	風道及び 付属装置	①風道の漏気の有無 ②ダンパーの機能確認 ③吹出口還気口の汚れの有無	1/月
	還水タンク	①制御装置の調整 ②槽内清掃 ③返送ポンプの整備	※①②1/年 ※③都度
	空気清浄装置	①集塵補集状況の確認 ②プレフィルタの汚れの有無 ③電源部の機能確認	1/月 ※4/年、1/年、都度
	自動制御装置	①計装機器及び補機の作動・制御 ②計装機器の補正 ③取付状態 ④作動確認点検 ⑤機器の性能点検・整備 ※詳細はメーカー標準仕様	※1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
(4)給排水衛生設備		
給排水衛生設備		
受水槽	①槽内の堆積物及び汚れの有無 ②警報装置及び制御装置の作動確認 ③錆及び損傷の有無 ④ボールタップ及びFMバルブの作動状態 ⑤マンホール施錠の有無 ⑥防虫網の取付状態及び損傷の良否	1/月 ※1～2/年
中水受水槽	①槽内土砂の堆積及び汚れの状態 ②警報装置及び制御装置の作動確認 ③貯水量の確認 ④害虫発生の有無	1/月 ※1～2/年
汚水槽 雑排水槽 湧水槽 雨水槽	①害虫発生状況の有無 ②悪臭の有無 ③警報装置及び制御装置の作動確認 ④浮遊物及び沈殿物の有無 ⑤防虫網の取付状態の良否 ⑥マンホールの密閉状態の良否	1/月 ※1～2/年
加圧給水 ポンプユニット	①外観上の錆及び損傷の有無 ②圧力スイッチの作動状態確認 ③水漏れの有無 ④圧力、電流値による作動確認 ⑤異音、振動の有無 ⑥フード弁及びキャッチ弁の機能確認 ⑦メカニカルシールよりの滴下水量の適否 ⑧ドレン排水状態の良否	①～⑤⑦1/日 ⑥⑧1/月 ※1/年、都度
陸上ポンプ	①圧力、電流値による作動確認 ②異音、振動の有無 ③フード弁及びチェック弁の機能確認 ④グランド部よりの滴下水量の適否 ⑤油量の適否 ⑥ドレン排水状態の良否	①1/日 ②～⑥1/月 ※1/年、都度
排水ポンプ	①圧力、電流値による作動確認 ②異音、振動の有無 ③チャッキ弁の作動確認	1/月 ※2/年
貯湯槽	①湯温、水頭圧等の状況確認 ②水漏れ、損傷の有無 ③循環ポンプの圧力、電流値による作動状態の確認 ④末端給湯栓による色、濁りの確認	1/日 ※1/年
電気湯沸器	①水漏れの有無 ②湯温、燃焼、排気状況の確認 ③貯湯量の確認 ④温度調節装置の作動確認 ⑤給水装置の作動確認	1/月 ※1/年
洗面器 大小便器	①亀裂、破損の有無 ②水栓及び接合部等よりの水漏れの有無 ③排水状態の良否	1/月
フラッシュバルブ	①詰まりの有無 ②水量調整 ③水漏れの有無	1/月

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目		業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
	大便器・小便器 付属機器	①亀裂、破損の有無 ②水漏れの有無 ③排水状態の良否 ④付属機器の電池交換	①～③1/月 ④都度
	各種配管	①排水状態の良否 ②水漏れの有無 ③つまり・漏水・溢れの修理	1/月 ③都度
	排水ます	①昆虫発生状況の有無 ②悪臭の有無 ③沈殿物及び堆積物の有無	2/年
	阻集器	①害虫発生状況の有無 ②浮遊物の有無 ③悪臭の有無	1/月
	冷水器	①外観上の錆及び損傷の有無 ②水漏れの有無 ③給水状態及び色、濁り、臭気の確認	①②1/月 ③1/日

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
(5)消防用設備		
消防用設備		
消火器	①定位置及び標識の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③変形、損傷、腐食の有無 ④薬剤漏れ等の有無 ⑤指示圧力計の適否の確認 ⑥車輪の変形、損傷の有無	1/月 ※2/年
屋内消火栓 設備	①バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③ホース及びノズルの格納状態の確認 ④表示灯の点灯確認、表示・標識の有無及び適否の確認	1/月 ※2/年
スプリンクラー 設備	①バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③制御弁一次側二次側圧力指示値の適否の確認 ④制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の確認	1/月 ※2/年
泡消火設備	①バルブ類の漏れ及び開閉状態 ②標識の有無及び適否の確認 ③制御弁、末端試験弁等の標識	1/月 ※2/年
ハロゲン化物消 火設備	①消火薬剤容器、容器弁開放装置及び各種配管、弁等の変形、損傷、腐食の有無 ②選択弁及び復帰ボタンの定位置の確認 ③操作箱表示灯の点灯確認 ④保護板の損傷の有無及び適否の確認 ⑤各種表示、標識等の有無及び適否の確認 ⑥制御装置の各種スイッチ、ボタンの定位置の確認	1/月 ※2/年
自動火災報知 設備	①蓄電池の電圧確認 ②スイッチ類の定位置確認 ③各種表示灯の点検試験 ④発信押しボタン保護板の損傷の有無	1/月 ※2/年
避難器具	①装置設置状態確認	1/月 ※2/年
誘導灯及び誘導 標識	①変形、損傷等の有無 ②予備電源による点灯確認	1/月 ※2/年
排煙設備	①排煙区画壁の損傷の有無 ②吸煙口及び排煙口の損傷の有無 ③手動操作箱及び保護板、ボタンの損傷の有無 ④表示、標識の損傷の有無 ⑤起動装置の状態の適否	①～④1/月 ⑤1/日 ※2/年
連結送水管	①送水口・放水口の変形、損傷の有無 ②送水口付近障害物の有無	1/月 ※2/年
非常用照明	①器具取付状態の良否 ②器具外観の汚損、損傷の有無	1/月 ※1/年
防火戸 防火シャッター等	①外観点検 ②機能点検	1/月 ※2/年
防排煙設備	①排煙区画壁の損傷の有無 ②吸煙口及び排煙口の損傷の有無 ③手動操作箱及び保護板、ボタンの損傷の有無 ④表示、標識の損傷の有無 ⑤起動装置の状態の適否	①～④1/月 ⑤1/日 ※2/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
(6)その他		
中央監視・制御装置		
保護継電器盤 監視盤 変換器盤 中継端子盤 故障表示盤 等	①外観の汚損、損傷の有無点検 ②監視盤、中継盤機器設置状況点検 ③表示部の状態、機能確認 ④各種指示値の確認記録 ⑤警報装置の作動確認 ⑥プリンタ等出力装置機能確認 ⑦電源装置の表示、状態確認	1/日 ※1/年
無停電電源装置 (UPS)	①外観の汚損、損傷の有無 ②作動状態の確認 ③信号、表示灯の点灯確認 ④異音、異臭の有無	①、②1/月 ③、④1/日 ※1/年
環境衛生管理		
空気環境	①温度及び湿度の適否確認 ②浮遊粉塵測定 ③一酸化炭素測定 ④炭酸ガス測定 ⑤温度測定 ⑥相対湿度測定 ⑦気流測定	①1/日 ②～⑦6/年
給水設備	①残留塩素の測定 ②受水槽洗浄 ③水質検査(ビル管法の規定に基づく)	①1/日 ②1/年 ③2/年
排水設備	①槽内浮遊物及び沈殿物の有無 ②槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 ③マンホールの密閉の良否 ④害虫発生の有無 ⑤悪臭の有無 ⑥防虫網の損傷の有無 ⑦警報装置作動の良否 ⑧自動制御装置の作動の良否 ⑨ポンプ及びバルブ類の作動の良否 ⑩排水管及び通気管の損傷、腐食、詰まり、漏れの有無 ⑪阻集器の沈殿物量及び詰まりの良否 ⑫トラップの封水深の良否 ⑬トラップの沈殿物及びスケールの有無 ⑭汚水槽、雑排水槽洗浄及び希釈水洗 ⑮湧水槽、雨水槽洗浄 ⑯阻集器清掃	①～⑬1/月 ⑭3/年 ⑮1/年 ⑯3/年
害虫駆除	ビル管法の規定に基づくねずみ・衛生害虫の防除	2/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
その他 建築設備等		
エレベーター	走行状態の確認	適宜
	①標準仕様書及び製作メーカー基準に準拠した定期点検整備 ②建築基準法による定期検査	①1/月 ②1/年
自動扉 身障者便所用自動扉	作動状態の確認	適宜
	①定期検査	※4/年
シャッター	作動状態の確認	適宜
	①定期検査	※1/年
その他 法定点検		
建築基準法第12条による点検	建築物の敷地及び構造	1/3年
	建築設備等 昇降機と昇降機以外の建築設備	1/年

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
2 清掃業務		
共用部分		
エントランスホール、ロビー、ラウンジ、エレベーターホール、風除室、スロープ	床面の清掃 マット類の除塵 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ガラス面、壁回り及び手摺りの乾拭き又は洗剤拭き コインロッカー、案内板、受付カウンター等什器備品類の塵払い、清掃 ドア把手等金具の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) ガム等の除去 窓枠、壁、備品等の清掃	休館日を除く毎日
湯沸室、パントリー	床面の除塵 床面の水又は洗剤拭き 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き 茶殻、塵芥、残置物の搬出処理 壁面(手の届く範囲)塵払い	
廊下、階段など	床面の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 壁回り、手摺り、巾木の拭き掃除 ガラス面、壁回り及び手摺りの乾拭き又は洗剤拭き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル)	
ガラス面	床乾拭き又は洗剤拭き	
エレベーター	床面の除塵 外扉及びかご内の乾拭き 外扉溝の吸塵 表示板の乾拭き、必要に応じシリコン塗布	
利用施設		
展示室	床面、壁、備品等の清掃	休館日を除く毎日
ホール ホール控室 スタジオ 学習室 学習室控室	床面の清掃 カーペット・フェルト部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き テーブル・椅子等備品の除塵、乾拭き ドア把手等金具の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き	
図書閲覧室	カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き テーブル・椅子、キャレルの乾拭き又は洗剤拭き 書棚、雑誌架の乾拭き ドア把手等金具の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ブラインドの除塵	
トイレ、乳児室	床面の清掃 床面の水又は洗剤拭き ドア把手及び間仕切り、手摺り等の清掃 ホールコーナーの内容物処理 洗面器、洗面台、各便器の清掃 鏡及び什器備品の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 衛生消耗品の補充 水漏れの際の原因物の除去 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き ベビーシートの目視による安全確認 ベビーシートのシーツの交換	

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
3 警備業務		
中央監視業務		
	各種警報表示盤監視 監視カメラによる監視 異常時の出入管理 施錠後の出入管理 不審者発見時の対処、連絡 巡回警備の補助 有人監視の補助 防災支障上の事項に対する指示、連絡 業務日誌の作成	毎日
機械警備業務		
	異常時の現場確認、警報機設置会社への連絡	毎日
受付管理業務		
	各出入口の開閉 館職員及び部外者(作業員を含む)の出入り状況の確認チェック 鍵の保管管理 搬出入に伴う搬入口シャッターの開閉、搬出入物品・資材の確認チェック 身体障害者の入退館の補助 夜間の出入り管理 警備上の受付業務及び記録 来館者名簿の記入確認等来館者の受付 来館者の案内対応 来館者の写真美術館への取次 写真美術館への郵便物の取次 不審者の発見と侵入者の阻止 夜間電話の受付及び夜間郵便物の受付、保管及び記録 拾得物の取扱、保管及び記録 日誌の作成(トラブル等、特記事項の報告)	毎日
巡回業務		
定期巡回	便所などの点検 侵入者、不審者の監視 不退去者の発見、対応 泥酔者の対応 火気の点検及び消火栓、消火器の確認 防犯重要箇所の点検 混雑状況の把握及び写真美術館への報告 館内禁止事項違反者への注意 障害物・放棄物の処理 施設の破損箇所の発見と処置 積雪・漏水・浸水・騒音・臭気等発生時の処置 緊急時及び災害時対応 拾得物の取扱	毎日

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目		業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
	定期巡回	来館者の案内対応 身障者の補助 館内施設の保全監視 閉館後、滞留している人への指示・誘導 警報装置の外観確認 秩序の維持 貼り紙、ビラ等を発見した場合の写真美術館への報告と処理 立ち入り禁止場所の点検・確認 各階、不要場所の消灯 退館後の各室の施錠確認 非常扉の開場・施錠巡回 各階、必要場所の点灯 車椅子対応エスカレーターの外観確認 巡回結果の警備日誌への記録	休館日を除く毎日
	展示室内巡回業務	展示室内の混雑状況の把握及び写真美術館への報告 来館者の案内対応 展示物の保全 展示室内滞留防止 展示室内での飲食禁止の来館者への徹底 身体障害者の補助 不審者の発見、中央監視室への連絡	休館日を除く毎日
建物内外の美化に関する業務			
		汚損箇所の発見と清掃担当者への連絡処置	休館日を除く毎日

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
4 ホールの保守点検業務		
舞台吊物装置		
昇降ボタン1 制御盤	①点検 ②動作確認	2/年
ホール調光設備		
調光装置 調光操作卓 天井、移動スポット フロアウォールコ ンセント	①表示点検、動作確認 ②外観取付状態点検 ③コンセント設置状態点検	1/年
ホールAV設備		
映像装置 映像システム収容 架 音響システム収容 架 操作制御卓 映像音響機器 同時通訳装置	①スイッチ、表示、各部状態点検、動作機能確認 ②出力、動作総合試験	1/年
ロビーほかAV機器		
ロビーほかAV機 器	①表示点検、動作確認 ②外観取付状態点検 ③コンセント設置状態点検	1/年

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について

(2)危機管理体制の整備

1. 危機管理対策の基本的考え方

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故、来館者同士のトラブルなど、様々なものが想定されます。これまで財団が培ってきた安全管理ノウハウに基づき、危機管理対策の向上に努めてきましたが、さらに新型コロナウイルス等の感染症が発生した際の対応を含め、危機に際し柔軟な対応ができるよう、危機管理マニュアルを更新し、社会状況に合わせた対策の策定や訓練を行うなど、これまで以上に危機管理対策の推進を図ります。その際、都立文化施設として、地域や館の特性等を踏まえ、より実践的・効果的な対策を講ずべく尽力いたします。

財団は、東京都が目指す「安全・安心な都市」の実現に向け災害対応力を備えるとともに、後世に継承させていくべき文化資源を守ることを目的に、以下の危機管理対策を実施します。

2. 危機管理における対応・対策

(1)お客様の安全確保等の取組

来館されたお客様に対する安全確保は、施設管理運営の根幹となります。危機管理マニュアルを適宜更新し、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応をとっていきます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。

なお、テロ等の緊急処理事態に備えて、日頃から、東京都等の関係機関と危機情報を共有するとともに、各館と所轄警察署との緊密な連絡体制を維持していきます。また、オリンピック・パラリンピック開催時に実施したテロ対策の取り組みを活かし、テロ等に対し、引き続き、対策を進めます。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとした、感染症の拡大防止についても、お客様の安全確保のため、また、都民開放施設の責務として、東京都及び医療機関等と連携し適切に実施いたします。

	主 な 対 策	発災時の対応
地 震 火 災 風 水 害	・火気器具周辺には燃えやすいものを置けません。 ・展示品等の落下防止、転倒防止などの対策をします。 ・消火器等防災設備位置と避難誘導導線について日頃より把握するとともに定期点検を実施します。 ・館周辺を見回り、強風で飛ばされやすいものや被害拡大につながる危険物を事前撤去します。 ・看板等の取り付けを確認します。 ・日頃より、周辺機関と連携を密に取り、あらゆる事態を想定した訓練を実施します。	・お客様の安全確保を最優先とし、各自が自衛消防計画に基づき初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行います。 ・地震の場合には、地震の大きさや震源地情報、館周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行います。 ・SNSを利用して、施設周辺の状況や交通情報等お客様に必要な情報を提供いたします。 ・負傷者が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、直ちに医療機関に連絡を行い、搬送の協力をを行います。
不 審 物 不 審 者 テロ対策	・挙動不審の者がいたら声をかけるとともに、関係部署への連絡連携を密にするよう心がけます。 ・職員は必ず職員証を携帯します。 ・放置機材や荷物等による死角となる場所を作りません。 ・所管警察署等が行う訓練への参加等、日頃から緊密な連絡体制を構築します。 ・テロ予告やテロ発生時の対応について、事前に危機管理マニュアルに定めることで、万が一、予告があった場合及びテロが発生した際に、適切に対応するよう備えます。	・お客様の安全確保を最優先とし、警察への通報、関係部署への連絡を速やかに行い、迅速に必要な対応を行います。 ・テロ発生時には、事前に定めたマニュアルに基づき、テロの形態等に応じて避難行動を行うなど、適切に対応を行います。 ・爆破予告等があった場合、危機管理マニュアルに基づき、直ちに警察へ通報するとともに、お客様を館外の安全な場所へ避難誘導いたします。避難誘導後、トイレ、ゴミ箱等など館内を再点検し、不審物の有無を確認します。
感 染 症	・保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 ・平常時からの対策として消毒液等を設置し注意喚起します。 ・新型コロナウイルス等の感染症が都内で拡大している時期には、施設管理者として対応方針を定め、徹底して拡大防止に努めます。	・感染の疑いのある来館者が発覚した際は直ちに保健所へ情報提供し、指示に従い行動します。 ・新型コロナウイルス等に職員が感染した際は直ちに保健所へ連絡をし、指示に従い行動します。併せて、HP等で必要な情報公開を行います。
事 故 急 病 人	・所轄警察・消防署や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。	・救護室提供や応急手当の実施、救急車の出動要請(必要に応じて同行)等、迅速に対応します。

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について
(2)危機管理体制の整備

(2) 展示品、収蔵品に対する取組

お客様に対する安全確保とともに、収蔵している貴重な作品、資料、図書を災害・盗難等から守り、確実に後世に継承させていくことも財団としての重要な役割です。

展示物等の対策としては、ケース、移動式展示ケース等については、アンカーボルトやレベルアジャスターにより固定しています。また、作品転落防止策として、台座に乗せる作品にはミュージアムワックスを使用するとともに台座を床に固定し、壁にかけ作品については、地震対策用フックを使用し、落下防止の処置をとっています。

収蔵庫においては、ラック外の作品については、壁にロープで固定しており、ラック内の作品については、地震対策用フックを導入しています。なお、災害時における美術品の保管場所の確保について、検討を進めます。

また、盗難等の対策としては、防災センターにおいて、警備監視員が24時間常駐し、地震・火災のみならず爆発物・盗難・不審人物のチェック等万が一に備えております。

(3) 消防設備及び感知器の設置、訓練等

- ①消防設備
ハロゲン・ガス、スプリンクラー、携帯消火器、消火栓、防火シャッター、非常用自家発電機
- ②感知器
自動火災報知器、煙感知器、熱感知器、排煙機
- ③訓練
消防計画に基づき、近隣消防署の協力を得て、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練などを行う自衛消防訓練を行っています。
- ④その他
館内にAEDを適切な位置に設置し、即時対応が取れる体制を整えています。また、防犯カメラについては、管理責任者を配置し東京都が設置する防犯カメラの運用に関する要綱に基づき適正な運用を図っていきます。また、災害時に利用できる防災用Wi-Fiを適切に運用します。さらに、避難誘導の際に、海外からの来館者に適切な情報が伝わるよう、多言語による対応にも努めます。

3. 危機発生時の連絡体制の確保

危機発生時は、財団事務局及び各館で災害等の情報収集を迅速に行います。各館の状況は、随時、財団事務局と東京都に対して報告します。各館では、連絡体制を確保するため、現場対応を担う職員と連絡調整を行う職員を区分するなど、館内の情報を共有した上で、緊密な連絡体制を確保します。

有事の時には災害対策体制を敷き対応します。その際隊長不在時には副隊長がその代理を務め、各班の班長不在時には次席の班員が班長を務める等し、勤務状況等に応じた実践的な体制を構築します。さらに、効率的な緊急対応を行うために各館で実施している方法等については、他館でも実施できるよう情報共有を図っていく等します。

閉館時においては、館内に常駐する監視警備員等から副館長等に被害状況等を報告することとし、状況に応じて財団事務局に連絡し緊急連絡網により参集した職員が対応します。また、緊急用携帯電話を配布し、休日夜間でも速やかな対応が可能となる体制を構築します。

災害・事故等発生時には、正確かつ迅速な情報発信のためマスコミへの確に情報を提供します。そのため、館内の危機発生時における体制を徹底し、指示・命令系統の徹底を図ることで、情報発信の一元化を図ります。

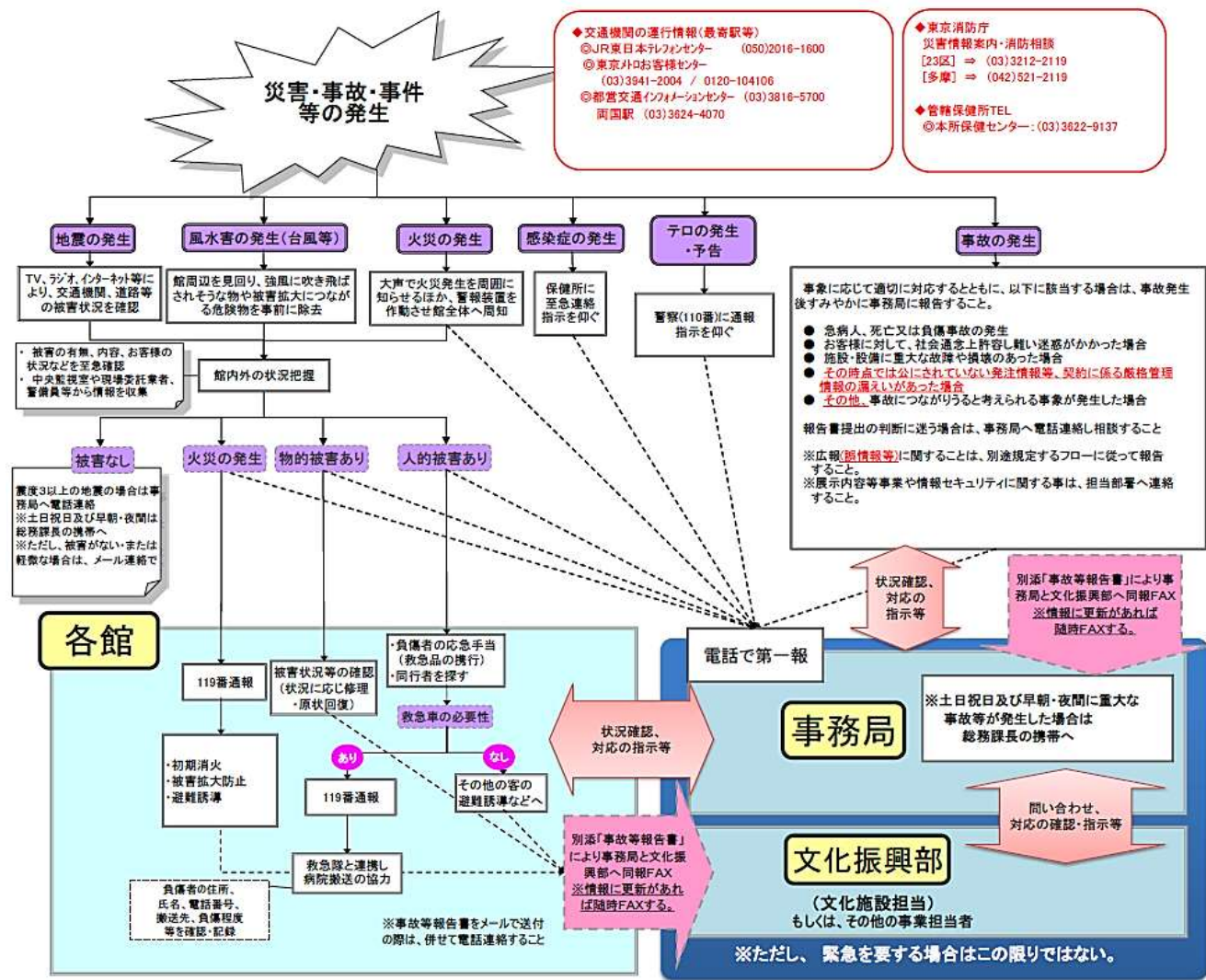
なお、東京都政策連携団体として、不適正事案発生時には、行政改革推進部にも報告をいたします。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

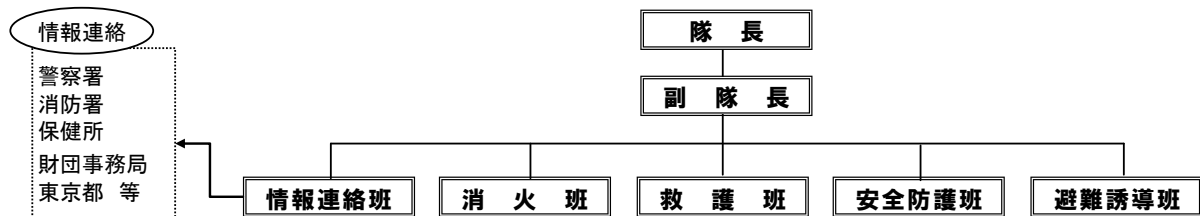
提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について

(2) 危機管理体制の整備

(1) 災害・事故等発生時におけるフロー(イメージ)



(2) 館内の災害・事故等発生時における体制例



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について

(2)危機管理体制の整備

【災害対策体制表】

隊長	副隊長	隊	係 別	隊構成数	隊構成員			任 務
					職 員	受付看視	警備設備	
(防災管理者 防火管理者) 副館長	事業企画 課長	本部隊	指揮班	5名	3名 班長 1名 班員 2名	—	2名	1.隊長、副隊長の補佐 2.東京都写真美術館地区隊本部の設置 3.地区隊への命令の伝達及び情報収集 4.消防隊への情報提供、災害発生現場への誘導 5.館内の非常通報 6.その他災害指揮統制上必要な事項 7.非常持出
			消火班	6名	3名 班長 1名 班員 2名	—	3名	1.出火場所へ直行し、消火作業の実施及び防火戸、防火シャッター等の閉鎖 2.消防隊との連携及び補佐
		地区隊	誘導班	18名	8名 班長 1名 班員 7名	10名	—	1.出火場所へ直行し、避難誘導の開始 2.非常口の開放及び避難障害物の排除 3.逃げ遅れ者の確認と誘導
			救護班	8名	4名 班長 1名 班員 3名	4名	—	1.応急救急所の設置 2.負傷者の応急処置 3.消防救急隊との連携、協力

(3) 緊急時の臨機応変な対応

- ・ 隊長(副館長)が当日の出勤者を把握し係編成と構成を臨機応変に指示します。
- ・ 副館長が不在の時は、電話連絡等により、副館長が現場で指揮命令を代行する者を指名し、出勤者の報告を受けて臨時の係編成と構成を指示します。
- ・ 副館長が不在で且つ連絡がとれない時は、当日出勤の管理・監督者で職制上最上位の者が指揮命令を代行し、臨時の係編成と構成を決めて対応します。
- ・ 消防署、保健所、警察への通報とともに、お客様・職員の安全、作品の安全、館内状況を確認した上で必要な措置を施し財団事務局へ報告します。
- ・ 緊急時の臨機応変な対応について「東京都写真美術館危機管理マニュアル」に明記し全員に周知徹底するとともに、館独自で行う自衛消防訓練では臨時の体制を想定した訓練を取り入れ万一の場合に備えます。
- ・ 美術館が恵比寿ガーデンプレイスという複合施設内に立地することから、施設全体を所管する災害担当部署の専門家にも自衛消防訓練に参加して頂き講評を得るほか日頃から緊密な連携を取りながら万一の場合に備えます。
- ・ 万一の場合には、最寄のJR恵比寿駅、東京メトロ恵比寿駅、目黒保健所、目黒警察署、目黒消防署、厚生中央病院とも連絡を取り合いながら適切に対応します。

4. 災害発生時における都立文化施設としての役割の遂行

大規模災害発生時等には、都との協定に基づき、都立施設に求められる一時滞在施設等の役割を適切に果たし、災害備蓄品の提供や、負傷者の救護医療スペースの確保などを東京都と協議の上、実施していきます。

また、都が指定する広域ボランティア活動拠点として指定された施設については、災害発生時、広域拠点として使用スペースの提供を行うなど、関係機関等の活動に協力します。

さらに、東京都国民保護計画における大規模集客施設として、テロ等の発生に備え、危機管理の強化を日頃から行うとともに、テロ等の危機に関する事業者連絡会に参画し、関係団体や地域団体と危機情報の共有を図ります。

今後も、より安全・安心して都立文化施設を利用していただけるよう、警察・消防機関の他、関係団体や地域団体等との連携を進め、危機管理体制の万全を図ってまいります。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 2 地域等との連携の取組について

1. 恵比寿映像祭による地域連携の推進

恵比寿映像祭を通じて地域との連携を推進しています。

恵比寿映像祭は、東京都写真美術館を拠点としつつ、恵比寿ガーデンプレイスのセンター広場や日仏会館を活用したオフサイト(屋外展示)を中心に展開しています。

また映像祭期間中は、恵比寿や代官山のエリアにある12のギャラリーと連携し、テーマを共有したそれぞれの映像展示を行うなどフェスティバルを盛り上げています。

平成31年度は、同時期に、六本木や渋谷などのエリアにおいて開催される3つの映像フェスティバルと「アート&メディア月間」と称した連携を開始いたしました。

第12回を数える恵比寿映像祭は、文化を通じて地域連携を促進し、定着しつつあります。今後、地域の商業施設を視野に、より幅の広い連携に繋げ、より一層地域活性化に貢献してまいります。



2. あ・ら・かるチャー文化施設運営協議会による活動

「渋谷」「恵比寿」「原宿」地区には、多彩な文化的特徴をもつ施設が数多く集積しています。

東京都写真美術館は、地域の文化施設の連携を先導し、「あ・ら・かるチャー文化施設運営協議会」を設置し、文化施設連携を進めています。

とりわけ、外国人来訪者が多いことから、多言語マップを作成し、地域の都内主要観光案内所や宿泊施設に配布するほか、加盟施設のHPでバナーを掲載するなど、広報連携を進めています。



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題7 [自由提案] 写真作品鑑賞を通じた多様性理解の促進

(1) 写真美術館では、学校教育機関と連携したスクールプログラムや、子供から大人までを対象としたパブリックプログラムを実施しています。

写真・映像作品鑑賞前のウォーミングアップとして開発した「色と形と言葉のゲーム」を活用し、人の考え方は様々であるという「多様性理解」を促進するプログラムを企画・実施します。

このゲームは、不思議な形とカラフルな色のカード、様々な言葉が書かれたカードを使い、それぞれの感じ方や考え方の違いをそのまま楽しむゲームです。

これまで、現実世界を写したものである写真は、絵画と違って解説のとおり資料的に見ればよいという考えが、来館者に根強くありました。しかし、現代の写真作品は、絵画や彫刻と同様、対話型鑑賞などの手法を使い、そこに写っているものから自由に考える鑑賞によってこそ、なぜ作家がその瞬間にシャッターを押したのかという制作意図に想像を巡らせることができ、見方を深めることができます。それには、自由な発想と気づき、多様な解釈の受容、逆転の発想などが必要となります。

本ゲームはこれらの力を呼び覚ますのに最適なツールであり、本ゲーム体験後に写真の鑑賞を行うことにより、単に写真を資料として見るだけではなく、強い好奇心を持ってわくわくしながら、その写真の中で起きているストーリーやドラマを想像することができるようになり、主体的により深い「写真や映像の楽しさ」と新たな写真・映像の鑑賞体験を行えます。

また、「答えは多様であってもよい」「それぞれの意見に正解や優劣がなく」「また共感を強要するものでもない」ということを体感することによって、観察力や想像力など、様々な力を呼び覚ますとともに、多様性理解を促進させることから、子ども達や一般都民、そして、一つの正解のみを追求するビジネスパーソン向けなど、写真鑑賞だけではない活用方法を検討していこうと考えております。



色と形と言葉のゲーム



カードに書かれた言葉に一番ぴったりくる形を選びます



選んだ理由を一人ずつ説明します

ビジネスパーソンに向けた
ゲーム活用と展開例

色と形と言葉のゲーム

観察力、思考力、発言力、想像力、発想力、判断力、傾聴力、直観力、逆転発想力、多様性理解などをはぐくむ効果

スクールプログラム
パブリックプログラム
対象：
・小・中・高校生、学校教員
・子供からお年寄りまであらゆる人々

ビジネスパーソン向けプログラム

- ・多様性理解、チームビルディング
- ・企画立案、アイデア発想
- ・問題解決力 など

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題7 [自由提案]	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団